

国の研究開発プロジェクトにおける
グローバルオープンイノベーション
に向けた国際共同研究の在り方
に関する調査
報告書

2020年2月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

目 次

I. 調査の背景と目的	1
II. 調査手法	2
1. 公開情報調査	2
2. 国内ヒアリング調査	2
3. 委員会による検討	3
4. 本調査における前提条件	3
III. 我が国及び欧米における国外企業等の現地法人並びに国外企業等の取扱い状況	5
A. 我が国における国外企業等の現地法人並びに国外企業等の取扱い	6
B. 諸外国における国外企業等の現地法人並びに国外企業等の取扱い	7
1. 国外企業等の現地法人の取扱い	8
(1) 国外企業等の現地法人の参加に追加で要件を課しているか	8
2. 国外企業等の取扱い	12
(1) 国外企業等の参加を認めているか	12
(2) 参加した国外企業等は公的研究資金の受領が可能か	33
(3) 参加した国外企業等の知的財産権に制限を付けているか	41
IV. 調査結果	65
1. 推進すべき国際共同研究の類型	65
(1) 調査結果	66
(2) 調査結果から得られた示唆	68
2. 国外企業等の参加を認める際の条件	69
(1) 調査結果	69
(2) 調査結果から得られた示唆	71

3. 国外企業等の日本法人による国プロで得た特許権等の親会社等への移転等についての 事前承認の義務付け.....	72
(1) 調査結果	72
(2) 調査結果から得られた示唆.....	77
4. 国プロ参加企業等の合併・買収に備えた規定.....	78
(1) 調査結果	78
(2) 調査結果から得られた示唆.....	79
5. 国プロに参加した国外企業等の知的財産権の帰属に係る制限.....	80
(1) 調査結果	80
(2) 調査結果から得られた示唆.....	88
6. 国プロに参加した国外企業等による知的財産権の実施・実施許諾に係る制限...	89
(1) 調査結果	89
(2) 調査結果から得られた示唆.....	95
7. 国による国外企業等と共有する知的財産権の積極的活用の妥当性.....	96
(1) 調査結果	96
(2) 調査結果から得られた示唆.....	100
8. 関連法規	101
<u>V. 調査結果から得られた示唆のまとめ.....</u>	<u>115</u>
1. 推進すべき国際共同研究の類型.....	115
2. 国外企業等の参加を認める際の条件.....	115
3. 国外企業等の日本法人による国プロで得た特許権等の親会社等への移転等について 事前承認の義務付け.....	116
4. 国プロ参加企業等の合併・買収に備えた規定.....	117
5. 国プロに参加した国外企業等の知的財産権の帰属に係る制限.....	118
6. 国プロに参加した国外企業等による知的財産権の実施・実施許諾に係る制限...	120

7. 国による国外企業等と共有する知的財産権の積極的活用の妥当性.....	121
VI. 参考資料	123
1. 「国の研究開発プロジェクトにおける国際連携強化に関する基本的な考え方」	123
(1) 「国の研究開発プロジェクトにおける国際連携強化に関する基本的な考え方」本文	123
(2) 「国の研究開発プロジェクトにおける国際連携強化に関する基本的な考え方」概要	140

I. 調査の背景と目的

グローバルな競争が激化し、技術や人材といった研究リソースをいかにグローバルに戦略的に活用して研究開発の効率やスピードを高めるかが重要になってきている。

既に企業においては、グローバルな研究リソースを積極的に活用して研究開発が進められている

一方、経済産業省及び関連の国立研究開発法人（以下、「経済産業省等」という。）の予算による委託研究開発プロジェクトでは、日本国内に研究開発拠点があることを条件としていること等により、現状では、海外の優れた技術・ノウハウ等の取り込みや活用が十分にできていない面がある。こうした現状をふまえ、現在、経済産業省 産業構造審議会では、「適切なルールの下で」外国籍企業等（大学・公的研究機関を含む）の参加を「積極的に推進すべきではないか」との議論が行われている。

本調査は、経済産業省等の委託研究開発プロジェクトにおける外国籍企業等の参加の枠組みを調査・検討し、我が国の国際共同研究の在り方・戦略等を検討することを目的として行った。

II. 調査手法

本調査は、以下の調査手法で調査した。

1. 公開情報調査

米国、欧州を対象とし、既存の調査研究報告書等の文献やインターネット情報等を利用して、下記の調査項目について調査した。

また、欧米との比較対象として我が国についても同様の項目を、(国立研究開発法人)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)、(国立研究開発法人)科学技術振興機構(JST)等、主要なファンディング機関等について調査した。

図表 II-1 公開情報調査の調査項目

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">1. 国外企業等の現地法人の取扱い<ul style="list-style-type: none">(1) 国外企業等の現地法人の参加に追加で要件を課しているか2. 国外企業等の取扱い<ul style="list-style-type: none">(1) 国外企業等の参加を認めているか(2) 参加した国外企業等は公的研究資金の受領が可能か(3) 参加した国外企業等の知的財産権に制限を付けているか |
|---|

2. 国内ヒアリング調査

国内大企業 14 社及びファンディング機関 1 機関を対象として 2019 年 6 月 4 日（火）～7 月 30 日（火）の間に、下記の調査項目について訪問ヒアリング調査をおこなった。

図表 II-2 国内ヒアリング調査の調査項目

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">1. 過去の国際共同研究における実態（公的資金を受領したものに限らず全般的に）<ul style="list-style-type: none">(1) 外国の企業や大学・公的研究機関との共同研究における知的財産の取扱い<ul style="list-style-type: none">＜現状は、法規は存在しないが、各研究開発プロジェクトの公募要領において、日本国内に研究開発拠点があること等を条件としていることが多い。＞(2) 貴社の関連会社への知的財産権の移転または専用実施権等の設定（例：知財を管理する親会社へ移転、製造子会社に専用実施権を設定等）状況<ul style="list-style-type: none">＜ヒアリング対象企業が移転等している場合、国の委託研究開発プロジェクトでは、その際事前承認が義務付けられていることに対するご意見を伺った。＞(3) 外国の企業や大学・公的研究機関との共同研究に対する姿勢<ul style="list-style-type: none">＜過去の経験状況（可能であれば件数・予算・方針等）及び今後の意向＞2. 経済産業省等の委託研究開発プロジェクトにおける国外企業等の参加に係る規定に対するご要望またはご意見<ul style="list-style-type: none">＜A 自身の立場ではどうあってほしいかを伺い、可能であれば、B 我が国の経済活性化に資するためにどうあるべきと考えるかを伺った（いずれも会社を代表した意見でなくてよいとした）。＞ |
|--|

(1)経済産業省等の委託研究開発プロジェクトへの外国の企業や大学・公的研究機関の参加要件はどうあってほしいか

(2)経済産業省等の委託研究開発プロジェクトへの外国の企業や大学・公的研究機関に対する知的財産の取扱いはどうあってほしいか

〈日本版バイ・ドール制度（産業技術力強化法第 17 条）を適用した場合は、外国籍企業や大学・公的研究機関単独の発明はそれらに特許権が 100%帰属することをふまえて伺った。〉

(3)その他、経済産業省等の委託研究開発プロジェクトに対するご要望・ご意見

〈国の委託研究開発におけるニーズ〉

〈国の委託研究開発における国際共同研究の在り方への要望〉

〈国の委託研究開発における我が国の経済活性化をどのように考えるか〉

〈国が特許権等の 1/2 以上を国外企業等と共有することができるようにする検討をしている趣旨を説明し、それに対する意見を伺った。〉

〈国が保有する知的財産権をどのように活用すれば、我が国の経済活性化に資すると考えるかを伺った。〉

3. 委員会による検討

本調査では、「国の研究開発プロジェクトにおけるグローバルオープンイノベーションに向けた国際共同研究の在り方に関する調査研究委員会」を設置し、経済産業関連の国立研究開発法人にオブザーバーとして参加を仰ぎ、下記の通り 4 回、開催した。

委員会の出席者は次ページの通りである。

第 1 回 7 月 2 3 日（火）13:00-15:00 経済産業省別館 6 階 628 会議室

第 2 回 9 月 1 0 日（火）10:00-12:00 経済産業省別館 6 階 628 会議室

第 3 回 1 0 月 1 日（火）13:00-15:00 経済産業省別館 6 階 628 会議室

第 4 回 1 1 月 1 日（金）10:00-12:00 経済産業省別館 6 階 628 会議室

4. 本調査における前提条件

本調査では、国の研究開発プロジェクトのうち委託契約の（補助金は除く）研究開発プロジェクトを対象を限定した。また、「国外企業等」を、国外に所在する企業・大学・公的研究機関等を指すとした。（「等」としては、経済団体、協会等の各種公益法人等を想定。なお、現地法人の有無にはかかわらない。いずれにしても国外法人が直接参加することを指している。）

また、本調査では、国外企業等の参加は認める方向で考え、認めるに当たって、国費を投入する観点から、その在り方について、特にバイ・ドール制度の適用の観点等から検討した。

図表 II-3 国の研究開発プロジェクトにおけるグローバルオープンイノベーションに向けた
国際共同研究の在り方に関する調査研究委員会 出席者リスト

(敬称略、委員長を除き委員は50音順)

委員長

鈴木 潤 政策研究大学院大学 政策研究科 教授

委員

城石 芳博 (株)日立製作所 研究開発グループ チーフアーキテクト・技術顧問
林 いづみ 桜坂法律事務所 弁護士
原口 亮治 国立研究開発法人 科学技術振興機構 知的財産マネジメント推進部 部長
松本 毅 一般社団法人 Japan Innovation Network (JIN) 常務理事
三尾 美枝子 東京大学 産学協創推進本部 知的財産部長 兼
国際イノベーション機構 知財戦略マネージャー
弁護士
吉田 正義 特許業務法人ドライト国際特許事務所 所長弁理士

オブザーバー

西村 秀隆 国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
技術戦略研究センター (TSC) 次長 ※第1回
谷治 和文 国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
技術戦略研究センター (TSC) 標準化・知財ユニット長 ※第2回～第4回
渡辺 隆史 国立研究開発法人産業技術総合研究所 企画本部 副本部長 ※第1回
酒井 夏子 国立研究開発法人産業技術総合研究所 イノベーション推進本部 副本部長
※第2回・第3回
高井 一也 国立研究開発法人産業技術総合研究所 イノベーション推進本部 審議役
※第4回

経済産業省

渡邊 昇治 産業技術環境局 審議官
新川 元康 産業技術環境局 総務課 成果普及・連携推進室長 ※第2回～第4回
小宮 恵理子 産業技術環境局 総務課 成果普及・連携推進室長 ※第1回
梶川 健一 産業技術環境局 研究開発課 未来開拓研究統括戦略官
楠木 真次 産業技術環境局 研究開発課 課長補佐
山田 貴之 産業技術環境局 総務課 課長補佐 (バイドール・知財担当)

事務局

上野 裕子 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) 経済政策部 主任研究員
長尾 尚訓 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) 研究開発部 主任研究員
田口 涼子 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) 国際研究室 研究員
鈴木 龍二 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) 研究開発部 研究員

III. 我が国及び欧米における国外企業等の現地法人並びに国外企業等の取扱い状況

米国、欧州及び欧米との比較対象として我が国についても(国立研究開発法人)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)、(国立研究開発法人)科学技術振興機構(JST)等、主要なファンディング機関等について、以下の調査項目を、既存の調査研究報告書等の文献やインターネット情報等を利用すると共に、国内機関等についてはヒアリング調査を行い、調査した。

図表 III-1 本調査の調査項目

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">1. 国外企業等の現地法人の取扱い<ul style="list-style-type: none">(1) 国外企業等の現地法人の参加に追加で要件を課しているか2. 国外企業等の取扱い<ul style="list-style-type: none">(1) 国外企業等の参加を認めているか(2) 参加した国外企業等は公的研究資金の受領が可能か(3) 参加した国外企業等の知的財産権に制限を付けているか |
|---|

調査結果の一覧を次ページ以降に掲載し、詳細を一覧の後に記載している。

A. 我が国における国外企業等¹の現地法人並びに国外企業等の取扱い

府省庁	法規／ファンディング主体／プログラム	1. (1) 国外企業等の現地法人の参加に追加で要件を課しているか	2. (1) 国外企業等の参加を認めているか	2. (2) 参加した国外企業等は公的研究資金の受領が可能か	2. (3) 参加した国外企業等の知的財産権に制限を付けているか
—	日本版バイ・ドール制度	課していない	規定無し	規定無し	規定無し
経済産業省	(直轄)	課していない	不可		
経済産業省	NEDO	課していない (ただし、国内企業等全般に対して「日本国内に研究開発拠点を有していること」という要件を課している。)	プロジェクト毎に採択審査委員会が可否を判断。近年の公募例では「特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な部分」を「連携により実施」できるとしているプロジェクトと、それに加えて「適切な執行管理の観点から、プロジェクトの受託等にかかる事務処理が可能な窓口又は代理人が国内に存在することを原則」として定めているプロジェクトの大きく2パターンがある。 直接委託の実績は無し、再委託の実績は研究機関・企業ともあり	可能 再委託先である国外機関等に対して、委託先からの支給実績あり (NEDO IoT推進部へのヒアリング結果)	規程無し
内閣府	革新的研究開発推進プログラム (ImPACT) (管理法人：JST)	課していない	可能：真に必要と認められる場合。推進会議の承認が必要。(詳細は出典参照) 研究機関のみ実績あり (JST への照会結果)	可能 研究機関のみ実績あり (JST への照会結果)	参加要件として：知的財産権の 50%以上の持ち分は JST に帰属することに合意すること
内閣府	戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) (管理法人：NEDO、JST 等)	課していない	可能：必要な場合かつ事務処理が可能な窓口又は代理人が国内に存在すること (詳細は出典参照) 実績無し (SIP 担当参事官補佐へのヒアリング結果)	可能 (SIP 担当参事官補佐へのヒアリング結果) 実績無し (SIP 担当参事官補佐へのヒアリング結果)	参加要件として：知的財産権を管理法人等と国外機関等とが共有する 〈管理法人が NEDO の場合〉 NEDO と国外機関等が均等に共有 〈管理法人が JST の場合〉 規程無し (国外企業等に限らない規定) 管理法人との契約により、合併又は分割により知的財産権の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をする場合も、子会社または親会社に対して知的財産権の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をする場合も、(日本版バイ・ドール制度では免除している) 事前承認を義務付ける 〈管理法人が NEDO の場合〉 事前承認を義務付けている 〈管理法人が JST の場合〉 申請書等を提出の上、知財委員会に諮り、その検討結果を受ける必要
文部科学省	JST「戦略的創造研究推進事業 (CREST)」	課していない	海外研究グループの参画を積極的に歓迎。研究機関のみ可能：複数の要件をいずれも満たす場合 (詳細は出典参照) ※企業は国内企業であれば可能	原則 JST からの研究費提供はないが、海外の研究機関に所属する研究者が主たる共同研究者として参加することが必要不可欠であると認められた場合は、当該研究グループに JST から研究費を提供	参加要件として：JST へ知的財産権を無償譲渡すること。そのために海外研究機関がサブグループとして参加した場合も JST が個別に直接海外機関と契約する
総務省	衛星通信における量子暗号技術の研究開発 (平成 30 年度)	課していない (ただし、国内企業等全般に対して「原則、日本国内に研究拠点を持つ研究開発機関等であること」という要件を課している。)	可能：国内で実施し得ないテーマに限る (詳細は出典参照)	規定無し (所管する総務省 国際戦略局 技術政策課へのヒアリング結果)	規程無し (所管する総務省 国際戦略局 技術政策課へのヒアリング結果)

(出典) 後述の資料より三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)作成

¹ 国外企業等：本調査では、国外に所在する企業・大学・公的研究機関等を指す(「等」としては、経済団体、協会等の各種公益法人等を想定。なお、現地法人の有無にはかわらない。いずれにしても国外法人が直接参加することを指している。)

B. 諸外国における国外企業等²の現地法人並びに国外企業等の取扱い

国等	法規／ファンディング主体／プログラム	1. (1) 国外企業等の現地法人の参加に追加で要件を課しているか	2. (1) 国外企業等の参加を認めているか	2. (2) 参加した国外企業等は公的研究資金の受領が可能か	2. (3) 参加した国外企業等の知的財産権に制限を付けているか
米国	バイ・ドール法	課していない	可能	可能	・ 契約者が米国内に営業所を有さない等の場合、発明に関する権利を保持することを選択できない資金助成契約とすることができる (国外企業等に限らない規定) 全契約者について、契約者が発明に関する権利を保持したとしても、連邦政府も同時に、米国のためにまたは米国の代理として、全世界においてその発明を実施または実施させる非排他的かつ譲渡不能で取消不能の権利 (ライセンス) を、ロイヤリティを支払うことなく、契約者から付与される
米国	保健福祉省 (Department of Health and Human Services (HHS)) 国立衛生研究所 (National Institutes of Health (NIH))	米国内で研究していること	一般的に可能：プログラム毎に規定	可能	(当ファンディング機関特有の規程等は見つからなかった)
米国	国防総省 (Department of Defense (DOD)) 国防高等研究計画局 (Defense Advanced Research Projects Agency (DARPA))	米国内で研究していること	応募は可能だが、案件毎に関係部署の審査があり、安全情報委員会 (SID) がこれを取りまとめて承認	可能	(当ファンディング機関特有の規程等は見つからなかった)
米国	エネルギー省 (Department of Energy (DOE)) エネルギー高等研究計画局 (Advanced Research Projects Agency-Energy (ARPA-E))	米国内で研究していること	可能	不可	(当ファンディング機関特有の規程等は見つからなかった)
米国	国立標準技術研究所 (National Institute of Standards and Technology (NIST))	(当ファンディング機関特有の規程等は見つからなかった)	可能	可能	(当ファンディング機関特有の規程等は見つからなかった)
米国	国立科学財団 (National Science Foundation (NSF))	(当ファンディング機関特有の規程等は見つからなかった)	可能	不可。ただし、米国の元請けから資金の再配分 (subaward) やコンサルタント契約を通して受領することは可能。	国外企業等が資金を受領した場合は、基本的にはバイ・ドール法に準拠し、契約者が発明に関する権利を保持できるが、米国の国益に資すると NSF が判断しない場合に限られる
米国	アメリカ航空宇宙局 (National Aeronautics and Space Administration (NASA))	課していない	・ 応募は可能だが、米国企業よりも国外企業等に競争優位性を与える結果となる可能性のある場合には、決定権を有する行政官 (Deciding Official) によって連邦政府及び NASA にとって最善の利益と判断される場合においてのみ個別案件毎に承認 ・ 中国国籍の企業の参加を制限	不可	通常、発明の所有権は発明者に帰属するが、個別契約によって、発明の所有権、特許権、及びライセンスの実態は異なる。
EU (European Union; 欧州連合)	欧州委員会 (European Commission (EC)) 「ホライズン 2020 (Horizon 2020)」	課していない	世界中の誰もが参加可能だが、以下の条件を満たす必要あり：(国外企業等以外に) 最低3者の法人 (legal entity) が参加しており、それらはそれぞれ異なる EU 加盟国または「ホライズン 2020」の関連国 (Associated Countries) に設立されていて独立していること	EU 加盟国ではない先進国である日本のような国は不可	(国外企業等に限らない規定) 全契約者について、EU 及び EU 加盟各国政府は、プロジェクト開始時点の助成契約 (grant agreement) 締結時に要求すれば、プロジェクトの研究成果を政策目的 (例：将来の研究プログラムの企画に活用) に限って使用することができる「アクセス権 (access rights)」を得られる
英国	イノベート UK (Innovate UK) 「産業戦略チャレンジ基金 (Industrial Strategy Challenge Fund (ISCF))」	課していない (ただし、国内・海外問わず全般的に「ISCF からの資金が英国での R&D 活動に使用されること」という要件を課している。)	ISCF からの資金が英国での R&D 活動に使用されている限り、可能	ISCF からの資金が英国での R&D 活動に使用されている限り、可能	(当ファンディング機関特有の規程等は見つからなかった)

(出典) 後述の資料より三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)作成

² 国外企業等：本調査では、国外に所在する企業・大学・公的研究機関等を指す（「等」としては、経済団体、協会等の各種公益法人等を想定。なお、日本法人の有無にはかわらない。いずれにしても国外法人が直接参加することを指している。）

1. 国外企業等³の現地法人の取扱い

我が国においても、本調査で調査した諸外国においても、その諸外国内の法人であれば、国外企業等が設立した法人であっても、国内企業等と同様に、公的研究資金による研究開発プログラムに参加することができ、公的研究資金も受領することができる。

ただし、一部のファンディング主体／プログラムは、現地法人であることに加えて追加で要件を課しており、それが国外企業等の現地法人に特に影響を及ぼしている場合がある。

(1) 国外企業等の現地法人の参加に追加で要件を課しているか

①経済産業省「NEDO プロジェクト」

○NEDO プロジェクトにおける参加要件例

現時点で NEDO の web サイトに掲載されている委託研究開発プロジェクトの公募要領を調べると、「日本国内に研究開発拠点を有していること」が参加要件となっている。すなわち、国内企業等であっても、国外企業等の日本法人であっても、例えば営業所や倉庫等があるだけでは参加はできず、日本国内に研究開発拠点が無ければ参加することはできない。

図表 III-2 NEDO「環境・医療分野の国際研究開発・実証プロジェクト／ロボット分野の国際研究開発・実証事業／災害対応ロボット研究開発（アメリカ）における電池制御開発業務」応募要件

*本邦の企業・大学等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な部分を、国外企業等との連携により実施することができる。

(出典)NEDO「環境・医療分野の国際研究開発・実証プロジェクト／ロボット分野の国際研究開発・実証事業／災害対応ロボット研究開発（アメリカ）における電池制御開発業務」公募要領
<https://www.nedo.go.jp/content/100647250.pdf>

図表 III-3 NEDO「次世代人工知能・ロボットの中核となるインテグレート技術開発」応募要件

*本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。
なお、国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な部分を、国外企業等との連携により実施することができる。その場合、適切な執行管理の観点から、プロジェクトの受託等にかかる事務処理が可能な窓口又は代理人が国内に存在することを原則とする。

(出典)NEDO「次世代人工知能・ロボットの中核となるインテグレート技術開発」公募要領（委託事業）
<https://www.nedo.go.jp/content/100888126.pdf>

³ 国外企業等：本調査では、国外に所在する企業・大学・公的研究機関等を指す（「等」としては、経済団体、協会等の各種公益法人等を想定。なお、現地法人の有無にはかかわらない。いずれにしても国外法人が直接参加することを指している。）

②総務省「衛星通信における量子暗号技術の研究開発（平成 30 年度）」

図表 III-4 「情報通信技術の研究開発に係る提案の公募－提案要領－」

事業の実施の効率性や機動性向上の観点から、原則、日本国内に研究拠点を持つ研究開発機関等であること。海外研究拠点での研究開発は、研究項目の中で国内研究拠点において実施し得ないテーマ、海外の特殊な設備等を使用せざるを得ないテーマ等に限られていること。

(出典)「情報通信技術の研究開発に係る提案の公募－提案要領－」

http://www.soumu.go.jp/main_content/000538842.pdf

③米国 アメリカ航空宇宙局（National Aeronautics and Space Administration(NASA)）

図表 III-5 「NASA とのパートナーシップについて（About NASA Partnerships）」

外国のパートナーは、米国の州法または連邦法に基づいて設立されていない法人である可能性があり、商業または非営利の団体または外国主権の個人または政府の団体を含む場合があります。

The foreign partner may be a legal entity not established under a state or Federal law of the United States and may include a commercial or noncommercial entity or person or governmental entity of a foreign sovereign.

(出典)「NSAS ウェブサイト『About NASA Partnership』」

<https://www.nasa.gov/partnerships/about.html>

(注)和訳は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

④英国 イノベート UK (Innovate UK) 「産業戦略チャレンジ基金 (Industrial Strategy Challenge Fund (ISCF))」

図表 III-6 イノベート UK 「産業戦略チャレンジ基金 (Industrial Strategy Challenge Fund (ISCF))」 プログラム概要

■趣旨

英国政府の産業戦略チャレンジ基金 (ISCF) は、世界をリードする研究拠点と英国の最良のビジネスを結び付け、英国国民の生活、仕事、移動の在り方を変革することを目指しています。最良の研究開発イノベーションに投資することで、今日直面している主要な産業的・社会的課題に取り組み、将来的な市場チャンスを英国が獲得できるように支援します。ISCF は、4 年にわたる英国政府の研究開発への投資資金 47 億ポンドの一部であり、近代的な産業戦略の遂行を支援するために活用されます。

■概要

○優先的な研究課題領域

ISCF では、英国が将来的に産業の最前線に立つための 4 つの大きな課題 (Grand Challenges) を設定し、資金助成を行います。これらの課題は、人々の未来を変革するグローバルなトレンドに焦点を当てています。

<4 つの大きな課題>

- ・人工知能とデータ (Artificial Intelligence and data)
- ・高齢化社会 (Ageing society)
- ・クリーンな成長 (Clean growth)
- ・モビリティの未来 (Future of mobility)

○現時点で ISCF の支援対象となる当面の課題

- ・未来の観客 (Audience of the future) : 映像等のエンターテインメントの最新技術等
- ・創造的産業クラスター (Creative industries clusters)
- ・自動運転車 (Driverless cars)
- ・ファラデー・バッテリー・チャレンジ (Faraday battery challenge)
- ・データを活用した早期診断・精密医療 (From data to early diagnosis and precision medicine)
- ・健やかな高齢化 (Health ageing)
- ・最先端医療 (Leading-edge healthcare)
- ・製造業と未来の材料 (Manufacturing and future materials)
- ・国立衛星試験施設 (National Satellite Test Facility)
- ・次世代サービス (Next-generation services)
- ・エネルギー革命による繁栄 (Prospering from the energy revolution)
- ・量子技術 (Quantum technologies)
- ・より平和な世界のためのロボット (Robots for a safer world)
- ・建築の改革 (Transforming construction)
- ・食糧生産の変革 (Transforming food production)

(出典) 英国政府 (GOV.UK) ホームページ/Industrial Strategy Challenge Fund: for research and innovation
<https://www.gov.uk/government/collections/industrial-strategy-challenge-fund-joint-research-and-innovation>

(注) 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

図表 III-7 国外企業との共同研究の可否、国外企業による ISCF 資金の受領可否
(What about working with foreign companies – can they get ISCF funding?)
に関する規定

ISCF は、英国政府の基金であるため、英国が直面している課題に焦点を当てる必要があります、明らかなことですが、それらの課題に対処することがグローバル市場でも求められています。ISCF からの資金が英国での R&D 活動に使用されている限り、研究開発のための英国への対内投資を奨励する国際共同研究は可能です。

The ISCF is a UK government fund so it needs to focus on challenges the UK faces - admittedly with a global market that could result from addressing them. International collaborations are possible - indeed encouraging inward investment into the UK for R&D would be welcomed - as long as the funding from the ISCF is used for R&D activity in the UK.

(出典) Innovate UK 公式ブログ “Innovate UK, Wave 3 of the Industrial Strategy Challenge Fund”
<https://innovateuk.blog.gov.uk/2018/04/10/wave-3-of-the-industrial-strategy-challenge-fund/>

(注) 下線及び和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

2. 国外企業等の取扱い

我が国においても、本調査で調査した諸外国においても、国外企業等⁴も公的研究資金による研究開発プログラムに参加することができるとしつつ、何らかの条件を課しているものが多い。具体的には、我が国では当該国外企業等の参加が必要であることが条件になっているプログラムが多く、米国では米国政府にとって最善の利益と判断される場合のみとしている例や特定の国の参加を制限している例があり、EU では3カ国以上のEU加盟国等の参加が条件となっている。

また、参加できる場合も、公的研究資金の受領は、EUは不可であり、米国も不可であるファンディング機関が少なくない。我が国では、JSTのCRESTは原則不可としているが、他は可能となっている。

国外企業等の知的財産権については、NEDOと総務省には規定は無く、JSTのCRESTは、知的財産権をJSTへ無償譲渡する契約を締結することを国外企業等の参加要件としている。内閣府のImPACTは、参加要件として50%以上の持ち分は管理法人であるJSTに帰属することに合意することを定めており、SIPは国外企業等と管理法人で共有すると定めている。海外では、EUと英国は国外企業等の知的財産権を制限する規定は無いが、米国ではバイ・ドール法で国外企業等には帰属させない契約を可としており、実際、米国の国益に資さない場合に限って帰属させるとしている例がある。

(1) 国外企業等の参加を認めているか

①経済産業省「NEDOプロジェクト」

経済産業省「NEDOプロジェクト」では、国外企業等の参加の可否を、プロジェクト毎に採択審査委員会が判断している。

近年の公募例では「特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な部分」を「連携により実施」できるとしているプロジェクトと、それに加えて「適切な執行管理の観点から、プロジェクトの受託等にかかる事務処理が可能な窓口又は代理人が国内に存在することを原則」として定めているプロジェクトの大きく2パターンがある。

NEDOへのヒアリング等によれば、国外企業等にNEDOが直接委託した実績は無く、再委託した実績は研究機関・企業ともあるものの、資金を供与したかどうかは判明していない。

⁴ 国外企業等：本調査では、国外に所在する企業・大学・公的研究機関等を指す（「等」としては、経済団体、協会等の各種公益法人等を想定。なお、現地法人の有無にはかかわらない。いずれにしても国外法人が直接参加することを指している。）

○NEDO 技術戦略研究センター（TSC）調整課を通じた NEDO の各推進部への照会結果（2019 年 2 月 12 日）

2015 年度～2018 年度の 3 年間に開始されたコファンド事業⁵では無い NEDO プロジェクトのうち国外企業等が参加している委託研究開発プロジェクトは以下の 2 件である。

- ・「次世代人工知能・ロボット中核技術開発」（次世代人工知能技術の日米共同研究開発）（2018～2022 年度）・・・日本の大学が米国から研究員を招へいする等している。
- ・「航空機用先進システム実用化プロジェクト」（2015 年度～2023 年度）・・・国外企業等が協力企業として参加している。

○NEDO 経理部契約課担当への照会結果（2019 年 8 月 19 日）

- ・国外企業等の参加について、NEDO ではプロジェクトごとに決めており、それぞれの公募要領などに記載している。
- ・基本的には、個々の案件について、採択審査委員会が海外への技術流出の懸念などを判断して、国外企業の参加の可否を判断している。

⁵ コファンド事業：NEDO と外国のファンディング機関による合同の研究開発支援事業であるが、NEDO は日本国内の企業等を、外国のファンディング機関はその国の企業等を、それぞれ支援するもの。

○NEDO プロジェクトにおける参加要件例

現時点で NEDO の web サイトに掲載されている委託研究開発プロジェクトの公募要領を調べると、国外企業等については、「特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な部分を、国外企業等との連携により実施することができる」とだけ定めているプロジェクトと、それに加えて「適切な執行管理の観点から、プロジェクトの受託等にかかる事務処理が可能な窓口又は代理人が国内に存在することを原則」として定めているプロジェクトの大きく 2 パターンが見られる。

いずれも「連携により」実施することができると定められており、国内企業等と連携して初めて参加できるものであり、国外企業等だけでは参加できない。

図表 III-8 NEDO「環境・医療分野の国際研究開発・実証プロジェクト／ロボット分野の国際研究開発・実証事業／災害対応ロボット研究開発（アメリカ）における電池制御開発業務」応募要件

＊本邦の企業・大学等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な部分を、国外企業等との連携により実施することができる。

(出典)NEDO「環境・医療分野の国際研究開発・実証プロジェクト／ロボット分野の国際研究開発・実証事業／災害対応ロボット研究開発（アメリカ）における電池制御開発業務」公募要領
<https://www.nedo.go.jp/content/100647250.pdf>

図表 III-9 NEDO「次世代人工知能・ロボットの中核となるインテグレート技術開発」応募要件

＊本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。
なお、国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な部分を、国外企業等との連携により実施することができる。その場合、適切な執行管理の観点から、プロジェクトの受託等にかかる事務処理が可能な窓口又は代理人が国内に存在することを原則とする。

(出典)NEDO「次世代人工知能・ロボットの中核となるインテグレート技術開発」公募要領（委託事業）
<https://www.nedo.go.jp/content/100888126.pdf>

○NEDO 技術戦略研究センター（TSC）標準化・知財ユニットへの照会結果（2019 年 10 月 7 日）

研究プロジェクトに参加できる条件については下記の通りである。

- ・日本の企業（外資含む）・日本の大学・日本の研究機関の場合

⇒日本国内に研究開発拠点を有していること

- ・外国の企業・外国の大学・外国の研究機関の場合

⇒特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要

○国外企業等が参加している NEDO プロジェクト例 1

「磁気軸受技術の ISO 国際標準化プロジェクト」(研究期間 2002 年 4 月～2005 年 3 月)の研究分担者に米国バージニア大学、カルネティックス社などの国外企業等の外国人研究者名が記載されており、国外企業等の参加が確認できる。

図表 III-10 NEDO「磁気軸受技術の ISO 国際標準化プロジェクト」研究体制

■研究者

研究代表者

○松下修己 防衛大学校； 日本 osami@nda.ac.jp

研究分担者

金光 陽一 九州大学； 日本 kanemitsu@mech.kyushu-u.ac.jp

伊藤 誠 新川センサーテクノロジー社； 日本 itoum@sst.shinkawa.co.jp

高橋 直彦 日立インダストリイズ社； 日本 naohiko_takahashi@gm.hitachi-hic.jp

Eric H. Maslen バージニア大学； 米国 ehm7s@viginia.edu

Richard Markert ダルムスタット工科大学； 独国 markert@mechanik.tu-darmstadt.de

Lawrence A. Hawkins カルネティックス社； 米国 larry@calnetix.com

Kevin R. Bornstein ワークシャ磁気軸受； 米国 kbornstein@us.waukbearing.com

(出典)「磁気軸受技術の ISO 国際標準化プロジェクト」

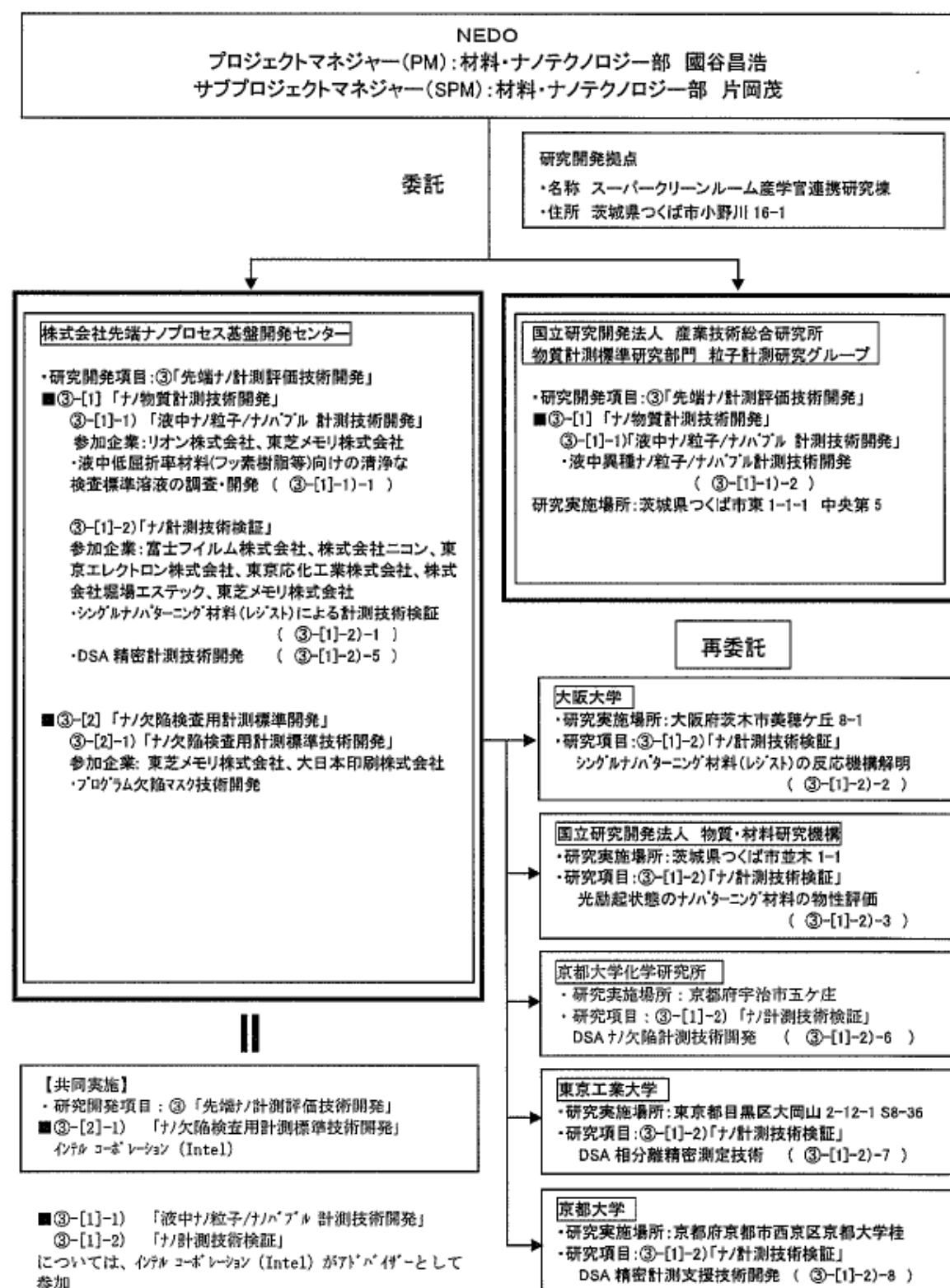
<https://www.nedo.go.jp/content/100084734.pdf>

○国外企業等が参加している NEDO プロジェクト例 2

「超先端材料超高速開発基盤技術プロジェクト」(2016 年度～2021 年度)の「平成 30 年度実施方針」において、委託先の(株)先端ナノプロセス基盤開発センターの共同実施者として、インテルコーポレーションの名称が確認できる。インテルコーポレーションは、「液中ナノ粒子／ナノバブル計測技術開発」「ナノ計測技術検証」についてアドバイザーとして参加すると記されている。

図表 III-11 「超先端材料超高速開発基盤技術プロジェクト」(2016 年度～2021 年度)

平成 30 年度実施体制図



○国外企業等が参加している NEDO プロジェクト例 3

「水素安全利用等基盤技術開発」（2003 年度～2007 年度）では、国際共同研究が多数行われており、「国際共同研究テーマ一覧」という一覧表において、再委託先として国外の大学、研究機関、企業の名称が多数確認できる。

図表 III-12 NEDO「水素安全利用等基盤技術開発」における「国際共同研究テーマ一覧」

採択年度	テーマ名	委託先	実施年度
H17	リチウム系炭素水素系及びリチウム窒素水素系材料の反応機構の解明と新規水素貯蔵材料の設計指針の確立	太平洋セメント(株) 再:ノルウェー国立エネルギー技術研究所 (国)広島大学	H17-H18
H17	多孔質金属錯体型水素貯蔵材料の研究開発	(独)産業技術総合研究所 再:フランクフルト大学	H17-H18
H17	流動床触媒と膜分離を用いる高性能改質技術の開発	東京ガス(株) 再:メンブレンリアクターテクノロジー社 アメリカリッチモンド大学	H17-H19
H18	CO ₂ 分離技術を併用した流動床触媒と膜分離を用いる高性能改質技術の開発		
H17	超高圧水素圧を利用した高水素密度貯蔵物質の研究開発	(独)産業技術総合研究所 再:ボローランド科学アカデミー物理化学研究所	H17-H19
H18	超高圧水素化合物合成技術に基づく高密度水素貯蔵物質設計に関する研究開発		
H18	Ni 触媒の耐コーキング性能と耐シタリング性能の向上による Ru 代替触媒の開発	(株)ルネサンス・エナジー・リサーチ 再:北京科学技術大学 触媒・表面化学研究所 (独)八戸工業高等専門学校	H18-H19
H18	アンモニアを活用した高容量水素貯蔵複合化合物の創製技術の構築	(国)広島大学 再:ノルウェー国立エネルギー工学研究所 (財)広島市産業振興センター	H18-H19
H18	マイクロチャネル水素製造装置と中温作動燃料電池を統合した新規水素エネルギー利用システムの要素技術確立	(国)京都大学 再:韓国エネルギー研究所	H18-H19
H18	水素ガスパイプライン高速破壊防止技術の研究開発	(国)東京大学 再:ノルウェー産業技術研究所	H18-H19
H18	非 Pd 系水素透過合金の高性能化と高信頼化に関する研究開発	(国)北見工業大学 再:モナッシュ大学 北京大学	H18-H19
H18	微生物を用いた有機性廃水からの実用的・高効率水素生産方法の研究開発	(独)産業技術総合研究所 再:ワグeningen大学 (国)三重大学	H18-H19
H18	水素の安全化対策及び評価に対する革新的基盤研究	(独)産業技術総合研究所 再:ローレンス・リバモア国立研究所 (国)東京大学	H18-H19

(出典)NEDO「水素安全利用等基盤技術開発 事後報告書」
<https://www.nedo.go.jp/content/100096715.pdf>

○NEDO IoT 推進部への照会結果（2019 年 8 月 27 日）

NEDO は国外機関等と直接契約していない（国外機関等は再委託先である）。

②内閣府「革新的研究開発推進プログラム（ImPACT）（管理法人：JST）」

図表 III-13 「革新的研究開発推進プログラム運用基本方針 取扱要領」

■推進会議による承認

PM は、PM に関係する機関又は日本国外の機関を研究開発機関として選定しようとする場合、推進会議に対して選定の承認を求める。推進会議は、当該機関を選定することが、テーマに示された産業や社会のあり方の変革の実現にとって真に必要と認められる場合、選定を承認する。

なお、日本国外の機関については、機構との間の契約条件に合意が得られない場合も想定されるところ、推進会議による承認後一年以内に契約締結の見通しが得られない場合には、承認を取り消す。

（出典）「革新的研究開発推進プログラム運用基本方針 取扱要領」

<https://www8.cao.go.jp/cstp/sentan/kakushintekikenkyu/unyoyouryou.pdf>

○JST への照会結果（2019 年 7 月）

実際、外国の大学が数件、参加していた。外国の企業は参加していない。

③内閣府「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）（管理法人：NEDO、JST 等）」

図表 III-14 戦略的イノベーション創造プログラム運用指針

8. 研究開発成果の扱い
[略]
(8) 国外機関等（外国籍の企業、大学、研究者等）の参加について
○当該国外機関等の参加が課題推進上必要な場合、参加を可能とする。
○適切な執行管理の観点から、研究開発の受託等に係る事務処理が可能な窓口又は代理人が国内に存在することを原則とする。
○国外機関等については、 <u>知財権は管理法人等と国外機関等の共有とする。</u>

(出典)「戦略的イノベーション創造プログラム運用指針」

<https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/>

<https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/sipshishin.pdf>

○SIP 担当参事官補佐へのヒアリング結果（2019 年 6 月 28 日）

- ・国外企業等は（運用指針記載の要件を満たせば）参加し、委託費の配分も受けられる。しかし、実際には参加していない。
- ・（再委託でもないかと尋ねたところ）聞いたことが無い。
- ・（何故かと尋ねたところ）資料等を全て翻訳しなければならないのが面倒なようだ。
- ・（国外企業等が日本語を解せば問題ないかと尋ねたところ）だと思う。
担当としては、ぜひ参加してほしいと考えている。
- ・（国外企業等から参加したいとの声はあるかと尋ねたところ）無い。

④文部科学省「JST「戦略的創造研究推進事業（CREST）」」

図表 III-15 JST「戦略的創造研究推進事業（CREST）」プログラム概要

■趣旨

国が定める戦略目標の達成に向けて研究総括の運営の下、独創的で国際的に高い水準の目的基礎研究を推進します。今後の科学技術イノベーションに大きく寄与する卓越した成果を創出することを目的とし、研究代表者が複数の共同研究グループを組織し実施するネットワーク型研究です。

■概要

[略]

○研究領域と研究総括

JST は戦略目標をもとに、外部有識者や専門家の参画を得て推進すべき研究領域と研究総括を定めます。

研究総括は、戦略目標達成に向けた研究を推進するため、ネットワーク型研究所となる研究領域の長として、研究領域の運営方針の策定や領域アドバイザーの選定、採択研究課題の決定、研究計画の調整を行うとともに、「領域会議」の開催や各研究実施場所の訪問等により各課題研究の進捗状況を把握し研究へ助言する他、課題評価を通して戦略目標の達成に向けたマネジメントを行います。

○研究応募から開始まで

研究領域ごとに研究提案を募集します。研究総括は領域アドバイザーの協力を得て書類選考、面接選考により、選定を行います。

○研究実施体制

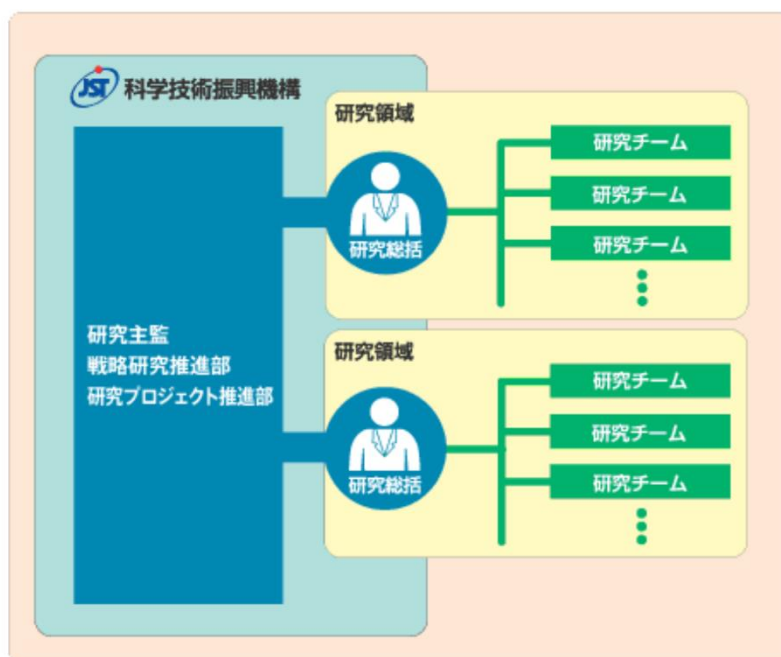
採択となった研究代表者は、自らが立案した研究構想の実現に向けて、産・学・官の研究者からなる複数の共同研究グループで構成される最適な研究チームを編成して研究課題を実施します。

[略]

○研究支援体制

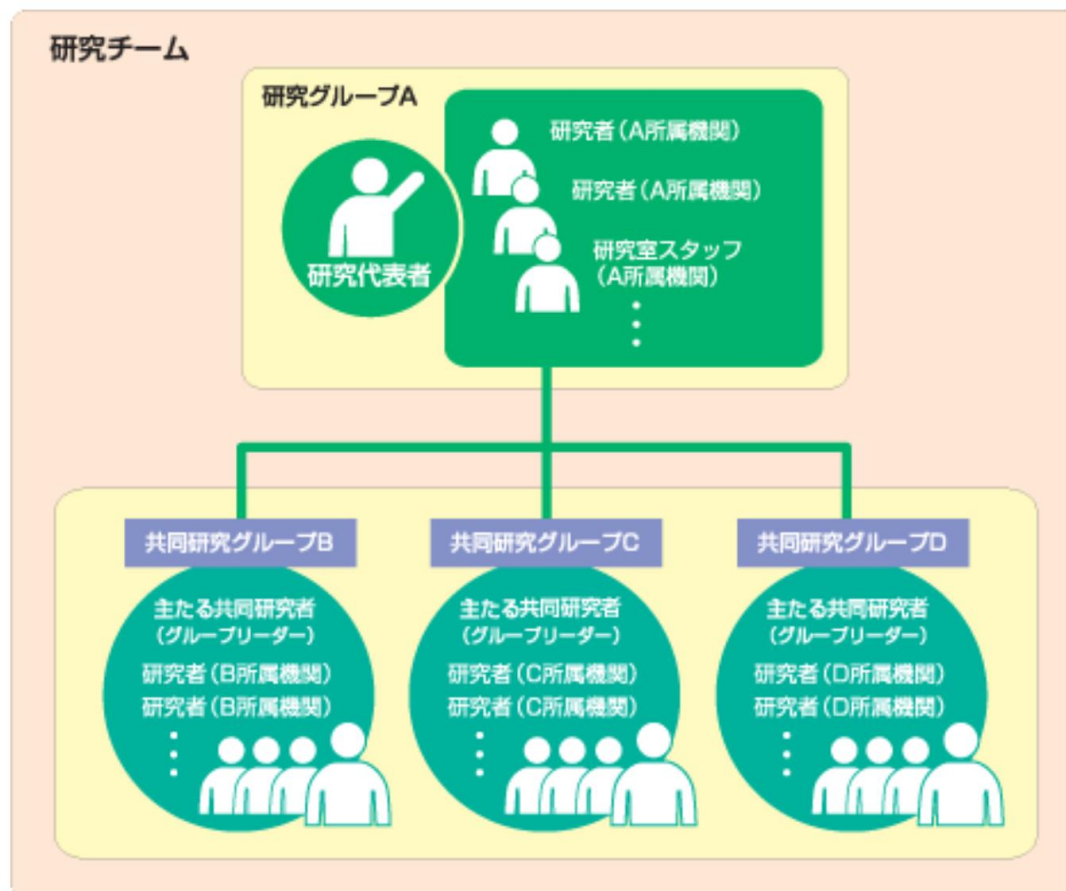
JST は、研究総括のもとで研究者の研究活動をサポートします。

[略]



○研究の実施

研究代表者を中心とする研究チームが、研究を推進します。



研究代表者の役割

- ・研究チームを編成して研究提案を行います。
 - ・採択された後は、研究実施期間を通じて研究の実施資金の執行・管理など、研究全体に責任を持ちます
- [略]

研究チーム

- ・研究代表者の構想に基づき、複数の共同研究グループから構成されます。
- ・研究チームには、研究代表者の所属する研究機関の研究者のみならず、研究代表者の構想を実現するために不可欠な場合、他の研究機関の研究者が共同研究者として参加することも可能です。

(出典) JST トップ/戦略的創造研究推進事業/CREST/プログラムの概要

<https://www.jst.go.jp/kisoken/crest/about/index.html>

(注) 下線は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

図表 III-16 JST「CREST ガイド（研究者向けハンドブック）」（2018年8月）

2. 研究チーム編成は？

～民間企業、海外研究機関の参加が可能～

■民間企業の参加について

- ・研究代表者、主たる共同研究者をはじめとする研究参加者として CREST 研究に参加ができます。
- ・請負業務の発注先である企業が研究グループとしてチームに参加する必要がある場合には、事前に JST にご相談ください。

- ・ 研究開発要素を含む外注（再委託）は認められません。

[以下略]

■海外研究機関の参加について

以下の要件をいずれも満たす場合、海外の研究機関の参加が可能です。なお、研究代表者自らは、国内の研究機関に所属し、当該研究機関において研究を実施する体制を取ることが前提です。

- ・ 下記観点で研究総括の承認が得られていること
- 研究代表者の研究構想を実現する上で必要不可欠と判断され、海外の機関でなければ研究実施が困難であること
- 研究代表者が海外研究機関の研究進捗状況・成果を確実に把握できること
- ・ 当該機関と JST との間で、以下の条件を満たす契約を締結できること
- 当該機関から JST へ、知的財産権を無償譲渡すること（但し、研究機関は自らの内部での学術研究、その他の非商業目的に使用する権利を有します。また、海外研究機関に対して産業技術力強化法第 19 条(日本版バイ・ドール条項)は適用できません。）
- 研究契約及び JST の経費執行指針に基づき適切な経費執行が可能であり、研究費の経費明細(収支簿相当)を英文で作成の上、JST に提出できること
- 当該機関への間接経費の支払いが、直接経費（研究費）の 30%を超えないこと
- ※原則として、JST が提示する内容で研究契約が締結ができること

詳しくは、以下 URL に掲載の「海外機関用の研究契約書雛形」を確認下さい。

URL:http://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian/koubo/Template_Collaborative_Research_Agreement.pdf

(出典)「CREST ガイド（研究者向けハンドブック）」（2018 年 8 月）

https://www.jst.go.jp/kisoken/crest/manual/guide_crest.pdf

(注)下線は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。ガイド中の URL はリンクが切れている。

図表 III-17 JST「2019 年度 戦略的創造研究推進事業（CREST・さがけ・ACT-X）」

募集要項」

第 2 章 CREST 2.2.6 応募要件 (2) 研究体制の要件 (P13)

※CREST の提案にあたっては、海外研究グループの参画を積極的に歓迎します。ただし、海外研究機関に所属するグループについては原則 JST からの研究費の提供はありませんので、独自に研究費を確保することが要件となります。例外的に、研究構想実現のために海外研究機関が共同研究グループとして参加する(海外の研究機関に所属する研究者が主たる共同研究者として参加する)ことが必要不可欠であると認められた場合は、当該研究グループに JST から研究費を提供します。海外の研究機関を含む研究チーム構成を希望される場合(研究総括の承認を必要とする)には、研究提案書(CREST-様式 4-2)に、海外の研究機関に所属する共同研究者が必要であることの理由を記載してください。また、JST からの研究費提供を想定している提案においても、契約締結に至らなかった場合の当該グループとの連携案もあわせて研究提案書(CREST-様式 4-2)に記載してください。加えて、海外研究機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません。そのことについて、海外研究機関の契約担当部局責任者の連絡先を(CREST-様式 11)に記載の上、事前承諾の有無を示す所定の様式(後日提示)を、面接選考会までに提出してください。「5.2.8 研究機関の責務等」もご参照ください。知的財産権等の成果の把握が可能であることもあわせて必要となります。なお、研究契約が締結できず連携案の実施も困難である場合には、採択が取り消しとなる可能性がございます。

*Collaborative Research Agreement for application guide (英語版、CREST)

研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究が適切に実施されない
と判断される場合には、当該研究機関における提案研究の実施はできません。

特に海外研究機関で研究を実施する場合には、契約書の内容に問題がないか海外研究
機関の契約担当部局の責任者に事前に確認を行ってください。

* (海外研究機関向け) 契約締結に関する事前確認様式

CREST において海外研究機関を含む研究チーム構成を希望される場合、さきがけにお
いて海外研究機関で研究を実施する場合には、主に契約上の観点から、当該海外研究機
関が要件を満たしていることを確認するため、「契約締結に関する事前確認様式」の提出
が必要となります(研究契約の要件に海外研究機関の同意が得られない場合は、研究契
約の締結およびその機関での研究実施はできません)。「面接時補足説明資料」提出時点
で事前確認様式の内容について「承諾」が得られていない場合は、面接選考会当日、あ
るいは採択候補となった時点において、研究実施場所の変更を含む研究計画の変更等
を求めることがあります。

(出典) JST「2019 年度 戦略的創造研究推進事業 (CREST・さきがけ・ACT-X) 募集要項」

(注) 下線は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

○JST 知的財産マネジメント推進部へのヒアリング結果 (2019 年 9 月 10 日)

国外の企業は規定で参加できない。国外の大学・研究機関のみ参加した実績があるが、レ
アケースである。また、国外機関への研究費の支払いは特段の理由がある場合に限っている
ので、国外機関に研究費を支払っている件数は、現在動いている JST 戦略的創造研究推進事
業約 2,000 件のうち 20 件程度と少ない。参加研究者は、日本人と外国人の両方である。

国外機関は、研究総括が研究成果を出す上で参加が不可欠と判断し、さらに JST の契約条
件を承認できること、この両方を満たした場合に参加できる。契約書では、知財を無償で JST
に譲渡すると記載しており、事前に契約条件へ同意することを申請要件としている。この条
件を受け入れられないという国外機関も存在するが、その場合は参加いただかなくてよい
と基本的には考えている。

⑤総務省「衛星通信における量子暗号技術の研究開発 (平成 30 年度)」

図表 III-18 総務省「情報通信技術の研究開発に係る提案の公募－提案要領－」

事業の実施の効率性や機動性向上の観点から、原則、日本国内に研究拠点を持つ研究開
発機関等であること。海外研究拠点での研究開発は、研究項目の中で国内研究拠点にお
いて実施し得ないテーマ、海外の特殊な設備等を使用せざるを得ないテーマ等に限られ
ていること。

(出典) 総務省「情報通信技術の研究開発に係る提案の公募－提案要領－」

http://www.soumu.go.jp/main_content/000538842.pdf

⑥米国「バイ・ドール法」

下記の通り書かれているため、国外企業等も公的研究資金を受領することが可能、すなわち公的研究資金による研究開発プログラムに参加可能と読める。

図表 III-19 米国特許法 第 18 章 連邦の援助を得て行われた発明に係る特許権 (CHAPTER 18 — PATENT RIGHTS IN INVENTIONS MADE WITH FEDERAL ASSISTANCE)

における知的財産の帰属に関する規定

第 202 条 権利の処分

35 U.S.C. 202 Disposition of rights.

(a) 非営利団体又は小規模企業体の各々は、本条(c)(1)によって要求される開示の後の適切な期間内に、対象発明についての権原を保有する選択をすることができる。ただし、次の事情においては、資金供給契約はそれと異なる規定をすることができる。(i) 契約者が合衆国に所在していない、又は合衆国に営業所を所有していない、又は外国政府の管理下にあるとき、

[以下略]

(a) Each nonprofit organization or small business firm may, within a reasonable time after disclosure as required by paragraph (c)(1) of this section, elect to retain title to any subject invention: Provided, however, That a funding agreement may provide otherwise (i) when the contractor is not located in the United States or does not have a place of business located in the United States or is subject to the control of a foreign government,

[以下略]

(出典) 日本語：特許庁ウェブサイト「外国産業財産権制度情報」掲載参考仮和訳

英語：Consolidated Patent Laws（統合版米国特許法），United States Code Title 35 – Patents
（合衆国法典第 35 巻－特許）

(注) 下線及び [] 内の注記は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

⑦米国 国立標準技術研究所 (National Institute of Standards and Technology(NIST))

図表 III-20 「外国企業等の参加、役割、体制に関する事項」

外国企業等の参加は、プロジェクト毎に決定されている。現在多くのプロジェクトで外国企業等に門戸を開いている。
そのため、個別のプロジェクトにより、共同研究、下請けなどさまざまな形態が適用されている。

(出典)「平成 28 年度産業技術調査事業 (米国のオープンイノベーション政策・技術動向調査)」
https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/H28FY/000487.pdf

図表 III-21 「非連邦団体、支払い (Non-Federal Entity, Payments)」

Roles and Responsibility
Non-Federal Entity (NFE)

非連邦団体とは、州、地方政府、インディアン部族、高等教育機関 (IHE)、または受領者またはサブ受領者として連邦の助成金を実施する非営利組織を意味します。このガイドの目的上、特に明記されていない限り、非連邦組織の定義は、営利団体および外国組織を含むように拡大されています。 2 CFR Part 200 で定義されているように、受領者は、連邦プログラムの下で活動を行うために、連邦授与機関から直接資金を受け取る団体です。

Non-Federal entity means a state, local government, Indian tribe, institution of higher education (IHE), or nonprofit organization that carries out a Federal award as a recipient or sub-recipient. For purposes of this guide, the definition of non-Federal entity is expanded to include for-profit and foreign organizations unless explicitly stated otherwise. As defined in 2 CFR Part 200, a recipient is an entity that receives funding directly from a Federal awarding agency to carry out an activity under a Federal program.

[以下略]

Payments

特別賞条件に別段の定めがない限り、NIST 助成金の支払いは、財務省の支払いシステムの自動標準アプリケーション (ASAP) を通じて行われます。
ASAP では、必要に応じて、非連邦団体に対して電子的に「ドローダウン」助成金を支給し、米国の銀行口座への直接送金により許容される費用を賄うことができます。

Unless otherwise specified in the Special Award Conditions, payments for NIST awards are made through the Department of Treasury's Automated Standard Application for Payment system (ASAP).

ASAP allows non-Federal entities to electronically "draw-down" grant funds, as needed, to cover allowable expenses through direct transfer to a U.S. bank account.

(出典)「Financial Assistance Reference Guide Essential tips for your NIST award」
https://www.nist.gov/sites/default/files/documents/2019/07/30/gmd_financial_assistance_reference_guide.pdf

(注)和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

⑧米国 国立科学財団 (National Science Foundation (NSF))

図表 III-22 「国外機関 (Foreign Organizations)」

E. Who May Submit Proposals

Categories of Proposers

6. Foreign Organizations

NSF は、米国と外国の組織が関与する共同プロジェクトの提案を検討します。ただし、共同の取り組みの米国の部分に対してのみ支援要求が認められます。

NSF will consider proposals for cooperative projects involving U.S. and foreign organizations, provided support is requested only for the U.S. portion of the collaborative effort.

(出典) 「Proposal and Award Policies and Procedures Guide 2019」

https://www.nsf.gov/pubs/policydocs/pappg19_1/nsf19_1.pdf

(注) 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

⑨米国 アメリカ航空宇宙局 (National Aeronautics and Space Administration(NASA))

図表 III-23 「外国の商業団体に利益をもたらすパートナーシップ
(Partnerships Benefitting Foreign Commercial Entities)」

II. Considerations for Partnerships

A. General Considerations for all Partnerships

6. Partnerships Benefitting Foreign Commercial Entities

NASA の戦略計画 (NPD 1001.0B)、およびいくつかの重要な法律および国家政策指令は、重大な技術的、科学的、または経済的利益を提供する、米国の外交政策目標を前進させる等の適切な場合、国際協力を明示的に奨励しています。ただし、これらの文書には、航空宇宙科学技術のリーダーとしての米国の役割の維持、米国産業の競争力の強化、米国産業基盤の強化に関する特定の指令も含まれています。これらの競合する利益を考慮して、Partnership Council (PC) は、外国の営利団体に利益をもたらす活動でパートナーを組むことが適切である時期を決定するためのポリシーおよび手続きの枠組みを実施しました。

NASA's Strategic Plan (NPD 1001.0B), as well as several important pieces of legislation and national policy directives, explicitly encourage international cooperation when such collaboration is appropriate; offers significant technical, scientific, or economic benefits; or advances U.S. foreign policy objectives. However, these documents also contain specific directives regarding the preservation of the role of the U.S. as a leader in aeronautical and space science and technology, enhancing the competitiveness of U.S. industry, and strengthening the U.S. industrial base. Given these competing interests, the Partnership Council (PC) implemented a policy and procedural framework for determining when it is appropriate to partner on activities that benefit foreign commercial entities.

この枠組みでは、米国の産業よりも外国の商業団体に競争上の優位性をもたらす可能性のあるパートナーシップの提案は慎重に評価されなければならない、Deciding Official が NASA および国家の最善の利益になるとみなした場合にのみ、ケースバイケースで承認されると規定しています。Deciding Official は、プログラムの責任範囲内にのみ当てはまるよう提案されたパートナーシップの認知本部ミッションディレクターアソシエイト管理者またはオフィスチーフ（つまり、チーフエンジニア、チーフサイエンティスト、またはチーフテクノロジスト）になります。ただし、特定の状況では、パートナーシップ評議会 (PC) の委員長が決定役を務めます。

The framework provides that proposed partnerships that could result in a competitive advantage to foreign commercial entities over U.S. industry must be carefully evaluated and will only be approved on a case-by-case basis when deemed by the Deciding Official to be in NASA's and the Nation's best interest. The Deciding Official will be the cognizant Headquarters Mission Directorate Associate Administrator or Office Chief (that is, Chief Engineer, Chief Scientist, or Chief Technologist) for such proposed partnerships that fit exclusively within their programmatic areas of responsibility. However, in certain circumstances, the Partnership Council (PC) Chairperson will serve as the Deciding Official.

(出典) 「NASA Partnership Guide」

https://nodis3.gsfc.nasa.gov/NPD_attachments/N_AII_1050_0003.pdf

(注)和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

図表 III-24 「公法 112 55、SEC.539 に基づく中国の除外ポリシー

(China exclusion policy under Public Law 112 55, SEC. 539) 」

China exclusion policy under Public Law 112 55, SEC. 539
CONSOLIDATED AND FURTHER CONTINUING APPROPRIATIONS ACT, 2012
SEC. 539.

(a)この法律により利用可能となった資金は、米航空宇宙局（NASA）または米科学技術政策局（OSTP）の、開発、設計、計画、公布、実施のために使用することはできず、本法律が制定された日以降に制定された法律によって明確に許可されない限り、中国またはいかなる中国の所有企業と何らかの形で双方共同・協調するための二国間の政策、プログラム、発注または契約の実行のためには使用できない。

(a) None of the funds made available by this Act may be used for the National Aeronautics and Space Administration (NASA) or the Office of Science and Technology Policy (OSTP) to develop, design, plan, promulgate, implement, or execute a bilateral policy, program, order, or contract of any kind to participate collaborate, or coordinate bilaterally in any way with China or any Chinese owned company unless such activities are specifically authorized by a law enacted after the date of enactment of this Act.

(b)サブセクション (a) の制限は、NASA に属し、または NASA によって利用されている施設における公式な中国人訪問者の受入れを実施する資金にも適用される

(b) The limitation in subsection (a) shall also apply to any funds used to effectuate the hosting of official Chinese visit or sat facilities belonging to or utilized by NASA.

(c)サブセクション (a) と (b) に記載されている制限は、NASA または OSTP が、国家安全保障や経済安全保障に関連する技術、データ、その他の情報が中国や中国の所有企業に譲渡されるリスクがないことを認定した活動には適用されない。

(c) The limitations described in subsections (a) and (b) shall not apply to activities which NASA or OSTP have certified pose no risk of resulting in the transfer of technology, data, or other information with national security or economic security implications to China or a Chinese owned company.

(d)サブセクション (c) に基づいて行われた認証は、問題となる活動の 14 日前までに下院と上院の歳出予算委員会に提出され、活動の目的、主な参加者、及び その場所とタイミングについての記述を含まなければならない。

(d) Any certification made under subsection (c) shall be submitted to the Committees on

Appropriations of the House of Representatives and the Senate no later than 14 days prior to the activity in question and shall include a description of the purpose of the activity, its major participants, and its location and timing.

(出典) 「China exclusion policy under Public Law 112 55, SEC. 539」

(注)和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

⑩EU（European Union; 欧州連合）「欧州委員会（European Commission (EC)）「ホライズン 2020（Horizon 2020）」

EU の研究資金供与プログラムである「フレームワークプログラム」は、2000 年から⁶世界中のどの国に対してもオープンになっており、現行の研究資金供与プログラム「ホライズン 2020」においても、仮に各研究資金供与プログラムの公募要領が明確にそう謳っていても常に、EU 加盟国以外の国から参加が可能である⁷。

ただし、プログラムの種類ごとに参加規則⁸（Rules for Participation）⁹によって参加要件が定められている。通常の研究プログラムの場合は、最低 3 者の法人（legal entity）が参加しており、それらはそれぞれ異なる EU 加盟国または「ホライズン 2020」の関連国¹⁰（Associated Countries）に設立されていて独立していること、が要件となっている。¹¹ この点は、「第 7 次フレームワークプログラム（FP7）」と変わっていない。

関連国（Associated Countries）とは、EU と国際協定を締結することにより、EU 加盟国と同等の条件で「ホライズン 2020」に参加できる権利を得ている国々で、アイスランド、ノルウェー、トルコ、イスラエル等が含まれている。参加できるプログラムの種類等の範囲や条件は、協定内容によって異なっている。¹² 各国の経済力に応じて資金拠出しており、例えばスイスなどは相当高額を拠出している¹³。¹⁴

⁶ 駐日欧州連合代表部ヒアリング結果（2013 年 2 月 12 日）

⁷ European Commission, Funding of applicants from non-EU countries & international organizations（非加盟国及び国際機関からの応募者に対する資金供与）を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

⁸ 和訳は日欧産業協力センターによる。

⁹ Rules for Participation（参加規則）：REGULATION (EU) No 1290/2013 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 11 December 2013 laying down the rules for participation and dissemination in “Horizon 2020 – the Framework Programme for Research and Innovation (2014–2020)” and repealing Regulation (EC) No 1906/2006

¹⁰ 和訳は文部科学省 科学技術政策研究所「科学技術を巡る主要国等の政策動向分析報告書」（2009 年 3 月）より。

¹¹ Rules for Participation（参加規則）を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

¹² European Commission, Associated Countries.

¹³ 駐日欧州連合代表部ヒアリング結果（2013 年 2 月 12 日）。

¹⁴ 本節は、特許庁、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「国の研究開発プロジェクトにおける知的財産マネジメントの在り方に関する調査研究」（2015 年 2 月）より。

図表 III-25 EU 非加盟国及び国際機関からの応募者に対する資金供与
(Funding of applicants from non-EU countries & international organizations)
における一般原則

一般規定

EU 非加盟国（「第三国」という用語が用いられている場合もある）からの応募者は、仮に提案募集要項やトピック文面に明確にそう書かれていなくても常に「ホライズン 2020」のプログラムに自由に参加できる。

ただし、常に自動的に資金が供与される資格があるわけではない。また、全ての応募は、「参加規則」の最低限の条件を満たさなければならない。

General rule

Applicants from non-EU countries (you may also encounter the term “third country” to describe these countries) are always free to take part in Horizon 2020 programmes – even if the call for proposals or topic text do not state this explicitly.

They are not always automatically entitled to funding. All applications must meet the minimum conditions in the Rules for Participation.

(出典) European Commission, Funding of applicants from non-EU countries & international organizations

(注)和訳及び下線は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

図表 III-26 ホライズン 2020 の参加規則 (Rules for Participation) における参加要件

タイトルII 参加規則

TITLE II RULES FOR PARTICIPATION

第II章 助成

CHAPTER II Grants

セクションI 授与手続

Section I Award procedure

第9条 参加要件

Article 9 Conditions for participation

1. 次の最低限の条件が適用される：

- (a) 最低3者の法人が参加していること
- (b) 3者の法人はそれぞれ異なる EU 加盟国または関連国において設立されていること
- (c) (b)で言及された3者の法人は第8条の意味において相互に独立していること

1. The following minimum conditions shall apply:

- (a) at least three legal entities shall participate in an action;
- (b) three legal entities shall each be established in a different Member State or associated country; and
- (c) the three legal entities referred to in point (b) shall be independent of each other within the meaning of Article 8.

(出典) Rules for Participation (参加規則) : REGULATION (EU) No 1290/2013 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 11 December 2013 laying down the rules for participation and dissemination in "Horizon 2020 - the Framework Programme for Research and Innovation (2014-2020)" and repealing Regulation (EC) No 1906/2006

(注) 和訳及び下線は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

⑪英国 イノベート UK (Innovate UK)「産業戦略チャレンジ基金 (Industrial Strategy Challenge Fund (ISCF))」

図表 III-27 国外企業との共同研究の可否、国外企業による ISCF 資金の受領可否
(What about working with foreign companies – can they get ISCF funding?)
に関する規定

ISCF は、英国政府の基金であるため、英国が直面している課題に焦点を当てる必要があります、明らかなことですが、それらの課題に対処することがグローバル市場でも求められています。ISCF からの資金が英国での R&D 活動に使用されている限り、研究開発のための英国への対内投資を奨励する国際共同研究は可能です。

The ISCF is a UK government fund so it needs to focus on challenges the UK faces - admittedly with a global market that could result from addressing them. International collaborations are possible - indeed encouraging inward investment into the UK for R&D would be welcomed - as long as the funding from the ISCF is used for R&D activity in the UK.

(出典) Innovate UK 公式ブログ “Innovate UK, Wave 3 of the Industrial Strategy Challenge Fund”
<https://innovateuk.blog.gov.uk/2018/04/10/wave-3-of-the-industrial-strategy-challenge-fund/>

(注) 下線及び和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

(2) 参加した国外企業等は公的研究資金の受領が可能か

①経済産業省「NEDO プロジェクト」

○NEDO 経理部契約課担当への照会結果（2019 年 8 月 19 日）

- ・ 国外企業等の参加について、NEDO ではプロジェクトごとに決めており、それぞれの公募要領などに記載している。

○NEDO 材料・ナノテクノロジー部への照会結果（2019 年 9 月 18 日）

「超先端材料超高速開発基盤技術プロジェクト」（2016 年度～2021 年度）の「平成 30 年度実施方針」において、委託先の(株)先端ナノプロセス基盤開発センターの共同実施者（アドバイザー。再委託先ではない）として、インテルコーポレーションの名称が確認できるが、NEDO はインテルコーポレーションには資金供与していない。委託先からの資金供与の状況は不明。

○NEDO IoT 推進部への照会結果（2019 年 8 月 29 日）

- ・ NEDO は国外機関等と直接契約していない（国外機関等は再委託先である）ため、NEDO が直接国外機関等に資金を支払ってはいないが、委託先からは国外機関等に対して資金が支払われている。
- ・ 例えば、磁気軸受技術の ISO 国際標準化プロジェクトには国外機関の研究者が研究分担者として参加しているが、NEDO の契約相手は研究代表者が所属する防衛大学であり、資金は NEDO から防衛大学に支払い、防衛大学から国外機関等に対して支払う形となっている。

○NEDO 技術戦略研究センター（TSC）調整課を通じた NEDO の各推進部への照会結果（2019 年 2 月 12 日）

2015 年度～2018 年度の 3 年間に開始された NEDO プロジェクトのうち国外企業等が参加している委託研究開発プロジェクトは以下の 2 件である。いずれも資金は供与されていない。

- ・ 「次世代人工知能・ロボット中核技術開発」（次世代人工知能技術の日米共同研究開発）（2018～2022 年度）・・・日本の大学が米国から研究員を招へいする等している。
- ・ 「航空機用先進システム実用化プロジェクト」（2015 年度～2023 年度）・・・国外企業等が協力企業として参加している。

○NEDO 経理部契約課担当への照会結果（2019 年 8 月 19 日）

- ・ 国外企業等を対象としたプログラムではないが、我が国企業等に招へいされた外国籍研究

者を支援対象とした「平成 30 年度 NEDO 海外招へい研究者受入機関募集要項」では、「採択された招へい案件については、NEDO から招へい研究者に対し、定められた給費条件・支給方法で渡航費、滞在費等の招へい費用を支給します。なお、本事業は研究費用を支弁するものではありませんのでご留意下さい。」と定められており、研究費用ではないが渡航費等の費用が支払われている。

図表 III-28 平成 30 年度 NEDO 海外招へい事業（国際協力ジャパントラスト事業）における費用の支給

3. 国際研究協力ジャパントラスト事業の概要

鉱工業基盤技術の研究にあたり、海外から来日する研究者（以下「招へい研究者」という。）を受け入れて共同研究を実施する国内の民間企業（以下「受入機関」という。）を NEDO が募集します。

受入機関は、招へいしようとする研究者及び研究のテーマ、その他必要事項を記載した提案書類を NEDO に提出します。

NEDO では、提案を外部有識者から構成される審査委員会において評価・審査し、その結果に基づき優れた提案を採択します。

採択された招へい案件については、NEDO から招へい研究者に対し、定められた給費条件・支給方法で渡航費、滞在費等の招へい費用を支給します。なお、本事業は研究費用を支弁するものではありませんのでご留意下さい。

(出典)平成 30 年度 NEDO 海外招へい研究者受入機関募集要項
<https://www.nedo.go.jp/content/100870829.pdf>

②内閣府「革新的研究開発推進プログラム（ImPACT）（管理法人：JST）」

○JST への照会結果（2019 年 7 月）

ImPACT においては、JST における運用を参考に内閣府において取り扱いルールを定め、知財を 1/2 以上 JST が所有することを条件に海外機関に研究費を支出できることとしていた。

実際、外国の大学が数件、参加していた。外国の企業は参加していない。

③内閣府「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）（管理法人：NEDO、JST 等）」

○SIP 担当参事官補佐へのヒアリング結果（2019 年 6 月 28 日）

国外企業等は（運用指針記載の要件を満たせば）参加し、委託費の配分も受けられる。しかし、実際には参加していない。

④文部科学省「JST「戦略的創造研究推進事業（CREST）」」

図表 III-29 「CREST ガイド（研究者向けハンドブック）」（2018 年 8 月）

CREST の提案にあたっては、海外研究グループの参画（サブグループ参加）を積極的に歓迎する。
ただし、海外研究機関に所属するするグループについては原則 JST からの研究費提供はない。独自に研究費を確保することが要件となる。

（出典）「CREST ガイド（研究者向けハンドブック）」（2018 年 8 月）

https://www.jst.go.jp/kisoken/crest/manual/guide_crest.pdf

（注）下線は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

図表 III-30 「2019 年度 戦略的創造研究推進事業（CREST・さがけ・ACT-X）募集要項」

※CREST の提案にあたっては、海外研究グループの参画を積極的に歓迎します。ただし、海外研究機関に所属するグループについては原則 JST からの研究費の提供はありませんので、独自に研究費を確保することが要件となります。例外的に、研究構想実現のために海外研究機関が共同研究グループとして参加する（海外の研究機関に所属する研究者が主たる共同研究者として参加する）ことが必要不可欠であると認められた場合は、当該研究グループに JST から研究費を提供します。

（出典）「2019 年度 戦略的創造研究推進事業（CREST・さがけ・ACT-X）募集要項」

（注）下線は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

○JST 知的財産マネジメント推進部へのヒアリング結果（2019 年 9 月 10 日）

JST では、国外機関への研究費の支払いは特段の理由がある場合に限っているので、国外機関に研究費を支払っている件数は、現在動いている JST 戦略的創造研究推進事業約 2,000 件のうち 20 件程度と少ない。

⑤総務省「衛星通信における量子暗号技術の研究開発（平成 30 年度）」

○総務省 国際戦略局 技術政策課へのヒアリング結果

規定は無い。

⑥米国「バイ・ドール法」

下記の通り書かれているため、国外企業等も公的研究資金を受領することが可能と読める。

図表 III-31 米国特許法 第 18 章 連邦の援助を得て行われた発明に係る特許権 (CHAPTER 18 — PATENT RIGHTS IN INVENTIONS MADE WITH FEDERAL ASSISTANCE)

における知的財産の帰属に関する規定

第 202 条 権利の処分

35 U.S.C. 202 Disposition of rights.

(a) 非営利団体又は小規模企業体の各々は、本条(c)(1)によって要求される開示の後の適切な期間内に、対象発明についての権原を保有する選択をすることができる。ただし、次の事情においては、資金供給契約はそれと異なる規定をすることができる。(i) 契約者が合衆国に所在していない、又は合衆国に営業所を所有していない、又は外国政府の管理下にあるとき、

[以下略]

(a) Each nonprofit organization or small business firm may, within a reasonable time after disclosure as required by paragraph (c)(1) of this section, elect to retain title to any subject invention: Provided, however, That a funding agreement may provide otherwise (i) when the contractor is not located in the United States or does not have a place of business located in the United States or is subject to the control of a foreign government,

[以下略]

(出典) 日本語：特許庁ウェブサイト「外国産業財産権制度情報」掲載参考仮和訳

英語：Consolidated Patent Laws（統合版米国特許法），United States Code Title 35 – Patents
（合衆国法典第 35 巻－特許）

(注) 下線及び [] 内の注記は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

⑦米国 国立標準技術研究所 (National Institute of Standards and Technology(NIST))

図表 III-32 「支払い (Payments)」

Payments
特別賞条件に別段の定めがない限り、NIST 助成金の支払いは、財務省の支払いシステムの自動標準アプリケーション (ASAP) を通じて行われます。 ASAP では、必要に応じて、連邦政府以外の事業体が電子的に「ドローダウン」助成金を支給し、米国の銀行口座への直接送金により許容される費用を賄うことができます。
Unless otherwise specified in the Special Award Conditions, payments for NIST awards are made through the Department of Treasury's Automated Standard Application for Payment system (ASAP). ASAP allows non-Federal entities to electronically "draw-down" grant funds, as needed, to cover allowable expenses through direct transfer to a U.S. bank account.

(出典) 「Financial Assistance Reference Guide Essential tips for your NIST award」
https://www.nist.gov/sites/default/files/documents/2019/07/30/gmd_financial_assistance_reference_guide.pdf

(注)和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

⑧米国 国立科学財団 (National Science Foundation (NSF))

図表 III-33 「国外機関 (Foreign Organizations)」

E. Who May Submit Proposals Categories of Proposers 6. Foreign Organizations
NSF が外国の組織に直接資金援助を提供することはほとんどありません。 NSF は、米国と外国の組織が関与する共同プロジェクトの提案を検討します。ただし、共同の取り組みの米国の部分に対してのみ支援要求が認められます。 しかし、提案者が外国組織の関与がプロジェクトに不可欠であると考える場合 (例: 資金再配分やコンサルタント契約を通じて)、提案者は国内の支援が実行不可能である理由と、外国組織が活動をより効果的に実行できる理由を説明する必要があります。 NSF rarely provides direct funding support to foreign organizations. NSF will consider proposals for cooperative projects involving U.S. and foreign organizations, provided support is requested only for the U.S. portion of the collaborative effort. In cases however, where the proposer considers the foreign organization's involvement to be essential to the project (e.g., through subawards or consultant arrangements), the proposer must explain why local support is not feasible and why the foreign organization can carry out the activity more effectively.

(出典) Proposal and Award Policies and Procedures Guide 2019
https://www.nsf.gov/pubs/policydocs/pappg19_1/nsf19_1.pdf

(注)和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

⑨米国 アメリカ航空宇宙局 (National Aeronautics and Space Administration(NASA))

図表 III-34 「外国パートナーとの場合(With Foreign Partners)」

III. Guidance on Partnering
C. Nonreimbursable Activities
3. With Foreign Partners

一般に、外国機関との研究は、助成金や協力協定を通じて行われるのではなく、資金交換なしで行われることがNASAの方針です。

It is NASA policy that, in general, research with foreign organizations will not be conducted through grants or cooperative agreements, but instead will be accomplished on a no-exchange-of-funds basis.

(出典)「NASA Partnership Guide」

https://nodis3.gsfc.nasa.gov/NPD_attachments/N_AII_1050_0003.pdf

(注)和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

⑩EU（European Union; 欧州連合）「欧州委員会（European Commission (EC)）「ホライズン 2020（Horizon 2020）」

EU 加盟国と「ホライズン 2020」の関連国（Associated Countries）は、常に資金助成が受けられる。また、リストが示されている¹⁵、経済力が BRICs よりも低い¹⁶国々も常に資金助成が受けられる。¹⁷

日本のような先進国の組織は、原則として資金助成は受けられず、次のいずれかの条件に当てはまった場合のみ、資金助成を受けられる可能性がある¹⁸。¹⁹

図表 III-35 EU 非加盟国及び国際機関からの応募者に対する資金供与
(Funding of applicants from non-EU countries & international organizations)
において定められている

通常は資金供与が受けられない国の組織が資金供与を受けられる 3 つの例外ケース

- 1) 提案募集要項 (call for proposals) において当該国に拠点を置く応募者が資金助成を受けられることが明確に規定されている場合
- 2) 当該組織が卓越した能力／知識を有し、研究施設や特定の地理的環境やデータへのアクセスを提供するため、その参加がプロジェクトの遂行に必要不可欠とみなされる場合
- 3) EU との協定で相互に資金助成を可能にしている場合（具体的には、米国国立衛生研究所 (NIH) が欧州の機関に対して資金助成しているため、EU の医療分野のプロジェクトでは米国の機関は資金助成の対象になっている）

Applicants from other non-EU countries may be granted funding if:

- Funding is provided for in a bilateral scientific/technological agreement or similar arrangement between the EU and the country where the applicant is based.
- The call for proposals clearly states that applicants based in such countries are eligible for funding.
- Their participation is deemed essential for carrying out the action by the Commission or the relevant funding body because it provides:

¹⁵ European Commission, Funding of applicants from non-EU countries & international organizations (非加盟国及び国際機関からの応募者に対する資金供与) .

¹⁶ 日欧産業協力センターヒアリング結果 (2014 年 10 月 2 日)

¹⁷ European Commission, Funding of applicants from non-EU countries & international organizations (非加盟国及び国際機関からの応募者に対する資金供与) を三菱 U F J リサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

¹⁸ 17 と同じ。

¹⁹ 本節は、特許庁、三菱 U F J リサーチ&コンサルティング(株)「国の研究開発プロジェクトにおける知的財産マネジメントの在り方に関する調査研究」(2015 年 2 月) より。

- outstanding competence/expertise
- access to research infrastructure
- access to particular geographical environments
- access to data.

(出典) 日本語：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による和訳。

英語：European Commission, Funding of applicants from non-EU countries & international organizations

⑪英国 イノベート UK (Innovate UK) 「産業戦略チャレンジ基金 (Industrial Strategy Challenge Fund (ISCF))」

図表 III-36 国外企業との共同研究の可否、国外企業による ISCF 資金の受領可否
(What about working with foreign companies – can they get ISCF funding?)
に関する規定

ISCF は、英国政府の基金であるため、英国が直面している課題に焦点を当てる必要があり、明らかなことですが、それらの課題に対処することがグローバル市場でも求められています。ISCF からの資金が英国での R&D 活動に使用されている限り、研究開発のための英国への対内投資を奨励する国際共同研究は可能です。

The ISCF is a UK government fund so it needs to focus on challenges the UK faces - admittedly with a global market that could result from addressing them. International collaborations are possible - indeed encouraging inward investment into the UK for R&D would be welcomed - as long as the funding from the ISCF is used for R&D activity in the UK.

(出典) Innovate UK 公式ブログ “Innovate UK, Wave 3 of the Industrial Strategy Challenge Fund”
<https://innovateuk.blog.gov.uk/2018/04/10/wave-3-of-the-industrial-strategy-challenge-fund/>

(注) 和訳及び下線は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

(3) 参加した国外企業等の知的財産権に制限を付けているか

①経済産業省「NEDO プロジェクト」

○NEDO IoT 推進部への照会結果（2019 年 8 月 29 日）

- ・NEDO は国外機関等と直接契約していない（国外機関等は再委託先である）ため、国外機関等の知的財産権についての規程は無い。

②内閣府「革新的研究開発推進プログラム（ImPACT）（管理法人：JST）」

図表 III-37 「革新的研究開発推進プログラム運用基本方針 取扱要領」における
国外企業等の知的財産権に関する規定

国外機関が研究開発機関として参加する場合は、ImPACT による研究実施により得られる知的財産権の <u>50%以上の持ち分は機構に帰属</u> することを合意の上参加するものとする。 なお、知的財産権の実施許諾は双方の協議により行うものとする。
--

（出典）「革新的研究開発推進プログラム運用基本方針 取扱要領」

<https://www8.cao.go.jp/cstp/sentan/kakushintekikenkyu/unyoyouryou.pdf>

（注）下線は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

○JST への照会結果（2019 年 7 月）

ImPACT においては、JST における運用を参考に内閣府において取り扱いルールを定め、知財を 1/2 以上、JST が所有することを条件に海外機関に研究費を支出できることとしていた。

③内閣府「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）（管理法人：NEDO、JST 等）」

図表 III-38 「戦略的イノベーション創造プログラム運用指針」における
国外企業等の知的財産権に関する規定

8. 研究開発成果の扱い
[略]
(8) 国外機関等（外国籍の企業、大学、研究者等）の参加について ○当該国外機関等の参加が課題推進上必要な場合、参加を可能とする。 ○適切な執行管理の観点から、研究開発の受託等に係る事務処理が可能な窓口又は代理人が国内に存在することを原則とする。 ○ <u>国外機関等については、知財権は管理法人等と国外機関等の共有とする。</u>

(出典)「戦略的イノベーション創造プログラム運用指針」

<https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/>

<https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/sipshishin.pdf>

(注)下線は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

図表 III-39 NEDO「戦略的イノベーション創造プログラムに関する特別約款」における
国外企業等の知的財産権に関する規定

(知的財産権の帰属に関する特則)
第2条 <u>乙が国外機関等（外国籍の企業・大学等）の場合、原約款第31条第1項に規定する知的財産権を、甲乙均等に共有するものとする。</u>
2 前項の規定により当該知的財産権を甲乙が共有とする場合、甲は乙から無償で当該知的財産権のうち産業財産権を受ける権利の一部承継若しくは当該知的財産権の一部移転（以下「承継等」という。）を受けるものとする。
3 前項の承継等の時期は、甲の指示によるものとし、甲はその指示を原則として権利の設定登録後に行うものとする。ただし、甲が特に必要があると認めるときは、権利の設定登録に先立って当該産業財産権を受ける権利の承継を指示することができるものとする。
4 甲又は乙は、当該知的財産権の持分を放棄しようとするときは、事前に相手方に通知するものとする。
5 甲又は乙は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく当該知的財産権の放棄又は帰属の手続を行うものとする。

(出典)NEDO「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）に関する特別約款」

https://www.nedo.go.jp/koubo/CD2_100158.html

<https://www.nedo.go.jp/content/100892457.pdf>

(注)下線は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

○JST イノベーション拠点推進部（SIP 担当部署）への照会結果（2019 年 8 月 30 日）

SIP について JST が外国機関と共同研究契約を締結する場合、発生する知的財産権の JST 持分が 50%以上確保できるよう措置するための JST の規則等は存在しない。

図表 III-40 「戦略的イノベーション創造プログラム運用指針」

知的財産権の第三者に対する移転または専用実施権等の設定等に関する規定

- (6) フォアグラウンド知財権の移転、専用実施権の設定・移転の承諾について
- 産業技術力強化法第19条第1項第4号に基づき、フォアグラウンド知財権の移転、専用実施権の設定・移転には、合併・分割による移転の場合や子会社・親会社への知財権の移転、専用実施権の設定・移転の場合等（以下「合併等に伴う知財権の移転等の場合等」という。）を除き、管理法人等の承認を必要とする。
 - 合併等に伴う知財権の移転等の場合等には、知財権者は管理法人等との契約に基づき、管理法人等の承認を必要とする。
 - 合併等に伴う知財権の移転等の後であっても管理法人は当該知財権に係る再実施権付実施権を保有可能とする。当該条件を受け入れられない場合、移転を認めない。

(出典)「戦略的イノベーション創造プログラム運用指針」

<https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/>

<https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/sipshishin.pdf>

(注) 下線は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

図表 III-41 NEDO「戦略的イノベーション創造プログラムに関する特別約款」における

知的財産権の第三者に対する移転または専用実施権等の設定等に関する規定

- (知的財産権の移転の承認等に関する特則)
- 第1条 業務委託契約約款（以下「原約款」という。）第31条第3項第四号ただし書に規定する、合併又は分割により移転する場合及び当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合のうちのイの場合（原約款第31条の3第1項、第2項及び第31条の4第1項のうちこれらに該当する場合を含む。以下、これらを合わせて「合併等に伴う知的財産権の移転等の場合等」という。）は、原約款の当該規定にかかわらず、乙は、あらかじめ、原約款第31条の3に規定する様式第20による知的財産権移転承認申請書又は様式第13による専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。
- 2 甲が前項の合併等に伴う知的財産権の移転等の場合等における承認に際して要求する場合、乙は、当該知的財産権について再実施権付の通常実施権を、甲に対して無償で許諾しなければならない。
- 3 乙が第1項に定める甲の承認を受けないこと又は前項に定める実施権の許諾を行わないことについて、正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権は無償で甲に譲り渡されるものとする。

(出典)NEDO「戦略的イノベーション創造プログラムに関する特別約款」

https://www.nedo.go.jp/koubo/CD2_100158.html

<https://www.nedo.go.jp/content/100892457.pdf>

(注) 下線は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

図表 III-42 NEDO「戦略的イノベーション創造プログラムに関する特別約款」の原約款である NEDO「業務委託契約標準契約書（約款、様式、別表及び積算基準）」における知的財産権の第三者に対する移転または専用実施権等の設定等に関する規定

(知的財産権の帰属) 第 3 1 条 乙が委託業務を実施することにより発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権（成果報告書、その他これに類するものの著作権を除く。）について、第 2 9 条、第 3 2 条及び第 3 3 条の規定に基づき甲に報告する場合は、乙に帰属するものとする。 2 乙は、当該委託業務に係る産業財産権等に関して速やかに出願、申請等の手続を行うものとする。 3 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 一 当該委託業務に係る知的財産権に関して出願、申請等の手続を行った場合（著作権については、著作物が得られた場合）には、第 3 2 条及び第 3 3 条の規定に基づき、遅延なく、甲にその旨を報告するものとする。 二 日本国政府の要請に応じて、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を利用する権利を甲に許諾するものとする。 三 当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用しないことについて正当な理由が認められない場合において、日本国政府の要請に応じて、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾するものとする。 四 当該知的財産権の移転、又は特許権、実用新案権若しくは意匠権についての<u>専用実施権</u>（仮専用実施権を含む。）又は回路配置利用権若しくは育成者権についての<u>専用利用権</u>（以下「専用実施権等」という。）の<u>設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けるものとする</u>こと。ただし、<u>合併又は分割により移転する場合、及び次のいずれかに該当する場合は、この限りではない</u>。 イ 乙が株式会社であって、その<u>子会社</u>（会社法第 2 条第三号に規定する子会社をいう。）又は<u>親会社</u>（会社法第 2 条第四号に規定する親会社をいう。）に当該知的財産権の<u>移転又は専用実施権等を設定若しくは移転の承諾をする場合</u> ロ 乙が大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律に規定する承認事業者若しくは認定事業者に当該知的財産権の移転又は専用実施権等を設定若しくは移転の承諾をする場合 ハ 乙が技術研究組合であって、組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等を設定若しくは移転の承諾をする場合
--

(出典)NEDO「業務委託契約標準契約書（約款、様式、別表及び積算基準）」

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/2019_3yakkan_gyoumu.html

<https://www.nedo.go.jp/content/100891738.pdf>

(注)下線は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

図表 III-43 JST の戦略的イノベーション創造プログラム (SIP)第 2 期の事務処理説明書
における知的財産権の第三者に対する移転または専用実施権等の設定等に関する規定

8. 知的財産権の第三者に対する移転または専用実施権等の設定等について		
共通版の記載内容	大学等：60ページ	企業等：60ページ
① J S T への事前申請が必要な場合 〈中略〉 第三者に知的財産権の移転又は専用実施権等の設定若しくはその移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）を行う場合、研究機関は所定の様式により予め申請を行い、J S T の承認を受ける必要があります。ただし、<u>合併又は分割により移転する場合及び次のa. からc. に該当する場合は、以下②の通知のみとすることができます。</u> a. 研究機関が株式会社である場合で、研究機関がその<u>子会社</u>（会社法(平成 1 7 年法律第 8 6 号)第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）又は<u>親会社</u>（会社法第 2 条第 4 号に規定する親会社をいう。）に移転又は専用実施権等の設定等をする場合 b. 研究機関が承認 T L O（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成 1 0 年法律第 5 2 号）第 4 条第 1 項の承認を受けた者（同法第 5 条第 1 項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定 T L O（同法第 1 2 条第 1 項又は同法第 1 3 条第 1 項の認定を受けた者）に移転又は専用実施権等の設定等をする場合 c. 研究機関が技術研究組合である場合で、研究機関がその組合員に移転又は専用実施権等の設定等をする場合		
共通版と異なり上書きとなる説明 ① JSTへの事前申請が必要な場合 S I P 第2期においては、<u>上記のいずれの場合においても、共通版に記載の内容等と異なり、通知のみではなく事前に「知的財産権移転承認申請書（知財様式 3）」、「専用実施権等設定・移転承認申請書（知財様式 4）」等の提出の上、知財委員会に諮り、その検討結果を受けて実施しなければならないものとします。（委託研究契約書（別記 4）知財条項第2条、第1項、第4号）</u>		

(出典) (国立研究開発法人) 科学技術振興機構 (JST) イノベーション拠点推進部「戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) 第 2 期 平成 3 1 年度委託研究事務処理説明書＝補完版＝」 (2019 年 4 月 1 日)
<https://www.jst.go.jp/contract/download/2019/2019sip2s303manual190401.pdf>
(注) 本説明書＝補完版には、「平成 3 1 年度委託研究契約事務処理説明書＝共通版＝」にかかわる内容で事業固有の取扱い、共通版との違いを掲載されている。
下線は三菱 U F J リサーチ&コンサルティング(株)による。

図表 III-44 JST「平成 3 1 年度委託研究契約事務処理説明書＝共通版」における
「②の通知」の内容

(3) 研究機関に帰属した (J S T との共有でない) 知的財産権について ① J S T への事前申請が必要な場合 〈略〉 ② J S T への通知が必要な場合 以下の場合には、研究機関は所定の様式により提出期限までに必ず J S T に通知してください。放棄については事前の通知が必要ですので、ご注意ください。
--

通知事由	様式	提出期限
出願又は申請を行ったとき(*1)	知的財産権出願通知書 (知財様式1)	出願・申請の日から 60日以内
知財登録・移転を行ったとき(*2)	知的財産権設定登録等通知書 (知財様式1)	登録・移転の日から 60日以内
放棄を行うとき(*3)	知的財産権設定登録等通知書 (知財様式1)	法的期限の30日前 で
自己実施・第三者への実施許諾・専用実施権等の設定等を行ったとき	知的財産権実施通知書 (知財様式2)	当該実施等をした日 ら60日以内

(*1)海外出願・優先権による出願を含む。(PCT出願の場合、PCT出願時および各国移行時に通知が必要)
共同出願の場合は、出願人毎に提出してください。

(*2)第三者への移転(ただし、合併又は分割による移転を除く)または専用実施権等の設定等を行う場合は、原則として事前申請が必要。(上記①参照)

(*3)「登録料もしくは年金の不納」、「出願審査請求の未請求」、「取下げ」などにより自らの意思で知的財産権を放棄する場合は、当該放棄に係る法的期限の30日前までにJSTへ通知してください。JSTが有用性等を審査の上、承継し、必要な手続きを行う場合があります。なお、以下の事由については、速やかにJSTへ通知されることを前提に事後の通知とすることができます。

「拒絶承服」、「異議承服」、「無効承服」、「却下」、「消滅」

(出典)(国立研究開発法人)科学技術振興機構(JST)「平成31年度委託研究事務処理説明書＝共通版＝」
大学等(2019年4月1日) https://www.jst.go.jp/global/public/shiryo/3_h31-1_keiyaku.pdf
(注)下線は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

④文部科学省「JST「戦略的創造研究推進事業（CREST）」」

図表 III-45 JST「CREST ガイド（研究者向けハンドブック）」（2018 年 8 月）

■海外研究機関の参加について

以下の要件をいずれも満たす場合、海外の研究機関の参加が可能です。なお、研究代表者自らは、国内の研究機関に所属し、当該研究機関において研究を実施する体制を取ることが前提です。

- ・ 下記観点で研究総括の承認が得られていること
- 研究代表者の研究構想を実現する上で必要不可欠と判断され、海外の機関でなければ研究実施が困難であること
- 研究代表者が海外研究機関の研究進捗状況・成果を確実に把握できること
- ・ 当該機関と JST との間で、以下の条件を満たす契約を締結できること
- 当該機関から JST へ、知的財産権を無償譲渡すること（但し、研究機関は自らの内部での学術研究、その他の非商業目的に使用する権利を有します。また、海外研究機関に対して産業技術力強化法第 19 条（日本版バイ・ドール条項）は適用できません。）
- 研究契約及び JST の経費執行指針に基づき適切な経費執行が可能であり、研究費の経費明細（収支簿相当）を英文で作成の上、JST に提出できること
- 当該機関への間接経費の支払いが、直接経費（研究費）の 30%を超えないこと

※原則として、JST が提示する内容で研究契約が締結ができること

詳しくは、以下 URL に掲載の「海外機関用の研究契約書雛形」を確認下さい。

URL:http://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian/koubo/Template_Collaborative_Research_Agreement.pdf

（出典）「CREST ガイド（研究者向けハンドブック）」（2018 年 8 月）

https://www.jst.go.jp/kisoken/crest/manual/guide_crest.pdf

（注）下線は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。ガイド中の URL はリンクが切れている。

図表 III-46 JST「2019 年度 戦略的創造研究推進事業（CREST・さがけ・ACT-X）」

募集要項

第 2 章 CREST 2.2.6 応募要件 (2) 研究体制の要件 (P13)

※（略）海外研究機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません。そのことについて、海外研究機関の契約担当部局責任者の連絡先を（CREST-様式 11）に記載の上、事前承諾の有無を示す所定の様式（後日提示）を、面接選考会までに提出してください。「5.2.8 研究機関の責務等」もご参照ください。知的財産権等の成果の把握が可能であることもあわせて必要となります。なお、研究契約が締結できず連携案の実施も困難である場合には、採択が取り消しとなる可能性がございます。

*Collaborative Research Agreement for application guide（英語版、CREST）

研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究が適切に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における提案研究の実施はできません。

特に海外研究機関で研究を実施する場合には、契約書の内容に問題がないか海外研究機関の契約担当部局の責任者に事前に確認を行ってください。

* （海外研究機関向け）契約締結に関する事前確認様式

CREST において海外研究機関を含む研究チーム構成を希望される場合、さがけにおいて海外研究機関で研究を実施する場合には、主に契約上の観点から、当該海外研究機

関が要件を満たしていることを確認するため、「契約締結に関する事前確認様式」の提出が必要となります（研究契約の要件に海外研究機関の同意が得られない場合は、研究契約の締結およびその機関での研究実施はできません）。「面接時補足説明資料」提出時点で事前確認様式の内容について「承諾」が得られていない場合は、面接選考会当日、あるいは採択候補となった時点において、研究実施場所の変更を含む研究計画の変更等を求めることがあります。

(出典) JST「2019 年度 戦略的創造研究推進事業 (CREST・さががけ・ACT-X) 募集要項」

(注) 下線は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

図表 III-47 JST「戦略的創造研究推進事業 (CREST/ACCEL)」

委託研究契約書雛形 Collaborative Research Agreement for application guide (英語版)

における知的財産権に関する条項

This Collaborative Research Agreement (the “Agreement”) is entered into and made effective

as of [Month] [Day], [Year] (the “Effective Date”) by and between:

- ・ Japan Science and Technology Agency, a core national institution responsible for the implementation of science and technology policy in Japan, having its principal office at Science Plaza, 5-3, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-8666, Japan (“JST”);
- ・ [Name of Research Institute], having its principal place of business at [address] (the “Research Institute”).

[略]

ARTICLE 9 – INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS

9.1 Ownership of Intellectual Property Rights

9.1.1 The Research Institute hereby agrees and acknowledges that performing the Collaborative Research is conducted by the Research Institute for JST under this Agreement using the Research Funds provided by JST and that any and all Intellectual Property Rights shall be the exclusive property of JST. For the avoidance of doubt, the Research Institute agrees to assign and transfer, and hereby does assign and transfer to JST, for no additional compensation all rights, titles, and interests including any and all Intellectual Property Rights pertaining to Research Results including all income, royalties, damages, claims, and payments now or hereafter due or payable with respect to such Research Results, and all causes of action, including causes of action for past, present, or future infringement thereof.

The Research Institute shall execute such documents as JST may request to evidence and perfect JST’s ownership of Intellectual Property Rights.

9.1.2 The Research Institute shall have its respective Co-Principal Investigator and Project Personnel execute a written instrument evidencing that each Co-Principal Investigator and Project Personnel:

- (i) acknowledges that all his/her work for the Collaborative Research and all Intellectual Property Rights therein are owned by the Research Institute or JST;

(ii) agrees that, should any Intellectual Property Rights be held by a court of competent jurisdiction to not be owned by the Research Institute or JST, he/she will assign and transfer the ownership right therein to the Research Institute or JST; and

(iii) agrees that he/she will take such action and execute such documents as the Research Institute or JST may request to evidence and perfect JST's ownership of Intellectual Property Rights.

The Research Institute shall provide a copy of the written instrument described in Article 9.1.2 to JST within ten (10) business days upon JST's written request.

(出典) 戦略的創造研究推進事業 CREST・さがけ・ACT-I 研究提案募集 > 革新的力学機能材料の創出に向けたナノスケール動的挙動と力学特性機構の解明[ナノ力学]

https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian/top/ryoiki/ryoiki_c01.html

(注) 下線は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

図表 III-48 JST「戦略的創造研究推進事業 (CREST・PRESTO)

(海外研究機関向け) 契約締結に関する事前確認様式

(Form of Consent for the Application to the JST-CREST/PRESTO Programs)」

Form of Consent for the Application to the JST-CREST/PRESTO Programs

This form must be filled by a person in charge of collaborative research agreement at a research institution located outside Japan and submitted to Japan Science and Technology Agency (JST) if a researcher affiliated to the same institution will be a Lead Joint Researcher of a CREST research proposal or an Applicant of a PRESTO research proposal.

If the research team will include overseas research institutions/If the applicant of PRESTO proposals will pursue the research project at an overseas institution, please confirm that the overseas institution fulfills the requirements below, due to contractual reasons (as a general rule, no contract will be concluded if these requirements cannot be accepted). Please review the requirements below, and take the appropriate measures to provide a prior explanation and receive prior agreement from the overseas institution. If no "agreement" is acquired at the time of submission of this "Supplemental Document," it is possible that changes to the research plan may be requested on the day of the interview or at the time the applicant becomes a candidate for selection.

1. Information of person in charge of collaborative research agreement at the research institution

Printed Name	
Signature	
Job Title	
Institution Name	

2. Information of research proposal		
Program	☐ CREST ☐ PRESTO	
Title of Proposed Research Project		
Information of Applicant*1	Name	
	Job Title	
	Affiliated Institution	
Information of Lead Joint Researcher at the research institution (CREST only)	Name	
	Job Title	
	Affiliated Institution	
*1 “Applicant” means “Research Director” in CREST, and “Individual Researcher” in PRESTO.		
3. Conditions		
Please review following requirements regarding research proposal indicated in above 2. and check if you agree.		
Contractual requirements you should confirm in advance	Agreement Template* 1	Check Box
A research institute outside Japan shall transfer intellectual property rights to JST gratuitously. (However, a research institute outside Japan may reserve the right to use such property for its own internal scientific research studies and for non-commercial purposes). (Article 19 of the Industrial Technology Enhancement Act [Japanese version of the Bayh-Dole Act] is not applicable to institutes outside Japan.)	Article 9.1 Article 9.6	I agree
If your research institute has not agreed yet, explain the reasons or group. Describe when you expect that the institute will assent.		
Make a brief report to JST on the achievement of your research, such as an invention (within 10 business days).	Article 9.2 Appendix 6	I agree
If your research institute has not agreed yet, explain the reasons or group. Describe when you expect the institute to assent.		
The governing law shall be the law of Japan.	Article 14	I agree
If your research institute has not agreed yet, explain the reasons or group. Describe when you expect the institute to assent.		
The budget shall be executed appropriately according	Articles 4 to	I agree

to the principles pertaining to execution of research budgets as specified by JST.	6, Appendix 5		
If your research institute has not agreed yet, explain the reasons or grounds. Describe when you expect the institute to assent.			
The breakdown of expenditures shall be prepared in English, with details, and shall be submitted to JST.	Articles 6.2.1, Appendix 4	I agree. ☐	
If your research institute has not agreed yet, explain the reasons or grounds. Describe when you expect the institute to give agreement.			
The payment of indirect expenditures to a research institute outside Japan shall not exceed 30% of the research budget (direct expenditures).	Article 5.4	I agree. ☐	
If your research institute has not agreed yet, explain the reasons or grounds. Describe when you expect the institute to assent.			
The agreement and contract shall be made with JST on terms and conditions other than the above, in principle, as defined by JST.	All articles and provisions (including appendices)	I agree. ☐	
If your research institute has not agreed yet, specify the article and/or provision the institute does not agree with. Explain the reasons or grounds. Describe when you expect the institute to assent.			
*1 Joint research contract JST format: CREST https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian/koubo/agreement_crest.pdf PRESTO https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian/koubo/agreement_presto.pdf			

(出典) JST「戦略的創造研究推進事業 (CREST・PRESTO) (海外研究機関向け) 契約締結に関する事前確認様式 (Form of Consent for the Application to the JST-CREST/PRESTO Programs)」

○JST 担当者へのヒアリング結果 (2019 年 7 月 8 日)

海外研究機関がサブグループとして参加した場合は、JST が個別に直接海外機関と契約する。日本版バイ・ドール制度の対象外である。

○JST 知的財産マネジメント推進部へのヒアリング結果 (2019 年 9 月 10 日、10 月 8 日)

国外機関は、研究総括が研究成果を出す上で参加が不可欠と判断し、さらに JST の契約条件を承認できること、この両方を満たした場合に参加できる。契約書では、知的財産を無償で JST に譲渡すると記載しており、事前に契約条件へ同意することを申請要件としている。この条件を受け入れられないという国外機関も存在するが、その場合は参加いただかなくてよいと基本的には考えている。

⑤米国「バイ・ドール法」

バイ・ドール法は米国特許法の改正法である。米国特許法（Consolidated Patent Laws²⁰（統合版米国特許法²¹）は、「合衆国法典第 35 巻—特許²²（United States Code Title 35 - Patents ; 35 U.S.C. ²³）」にあたり、そのうち「第 18 章 連邦の援助を得て行われた発明に係る特許権²⁴（CHAPTER 18 — PATENT RIGHTS IN INVENTIONS MADE WITH FEDERAL ASSISTANCE）」第 200 条～第 212 条が、バイ・ドール法に該当する。

連邦政府機関と資金助成契約（funding agreement）を締結する契約者（contractor）は、連邦政府機関に発明を開示し、その発明開示の日から 2 年以内に、その発明に関する権利を保持することを選択し連邦政府機関に書面で通知することを、資金助成契約において規定した上で実行することによって、発明に関する権利を保持することができる。

ただし、米国特許法「第 202 条 権利の処分²⁵（Disposition of rights²⁶）」は、連邦政府機関と資金助成契約（funding agreement）を締結する契約者（contractor）が、米国内に「営業所（a place of business）」を所有していない場合等は、発明に関する権利を保持することを選択できない資金助成契約とすることができると規定している²⁷。

また、連邦政府機関と資金助成契約（funding agreement）を締結する契約者（contractor）が、発明に関する権利を保持したとしても、連邦政府は、米国のためにまたは米国の代理として、全世界においてその発明を実施または実施させる非排他的かつ譲渡不能で取消不能の権利（ライセンス）を、ロイヤリティを支払うことなく、契約者から付与されると規定している²⁸。²⁹

²⁰ Consolidated Patent Laws（統合版米国特許法），United States Code Title 35 – Patents（合衆国法典第 35 巻—特許），
http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/consolidated_laws.pdf

²¹ 和訳は、特許庁ウェブサイト「外国産業財産権制度情報」掲載参考仮和訳による。
http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm

²² 21 と同じ。

²³ 20 と同じ。

²⁴ 21 と同じ。

²⁵ 和訳は、特許庁ウェブサイト「外国産業財産権制度情報」掲載参考仮和訳による。
http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm

²⁶ Consolidated Patent Laws（統合版米国特許法），United States Code Title 35 – Patents（合衆国法典第 35 巻—特許），
http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/consolidated_laws.pdf

²⁷ 米国特許法の特許庁による参考仮和訳を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

²⁸ 米国特許法の特許庁による参考仮和訳を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

²⁹ 本節は、特許庁、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「国の研究開発プロジェクトにおける知的財産マネジメントの在り方に関する調査研究」（2015 年 2 月）より。

図表 III-49 米国特許法 第 18 章 連邦の援助を得て行われた発明に係る特許権
(CHAPTER 18 — PATENT RIGHTS IN INVENTIONS MADE WITH FEDERAL
ASSISTANCE)

における知的財産の帰属に関する規定

第 201 条 定義

この章で使用される場合は、用語の意味は次のとおりとする。

35 U.S.C. 201 Definitions.

As used in this chapter —

[以下、一部の用語のみ抜粋]

(b) 「資金供給契約」とは、テネシー川流域開発公社を除く連邦政府機関と契約者の間で、連邦政府によって資金の全部又は一部が供給される実験、開発又は研究の業務を実行するために締結される契約、補助金又は協力協定をいう。当該用語は、本条において定義される資金供給契約に基づく実験、開発又は研究の業務を実行するために行われる譲渡、当事者の変更又はあらゆる種類の下請契約を含む。

(b) The term “funding agreement” means any contract, grant, or cooperative agreement entered into between any Federal agency, other than the Tennessee Valley Authority, and any contractor for the performance of experimental, developmental, or research work funded in whole or in part by the Federal Government. Such term includes any assignment, substitution of parties, or subcontract of any type entered into for the performance of experimental, developmental, or research work under a funding agreement as herein defined.

(c) 「契約者」とは、資金供給契約の当事者である人、小規模企業体又は非営利団体をいう。

(c) The term “contractor” means any person, small business firm, or nonprofit organization that is a party to a funding agreement.

第 202 条 権利の処分

35 U.S.C. 202 Disposition of rights.

(a) 非営利団体又は小規模企業体の各々は、本条(c) (1)によって要求される開示の後の適切な期間内に、対象発明についての権原を保有する選択をすることができる。ただし、次の事情においては、資金供給契約はそれと異なる規定をすることができる。(i) 契約者が合衆国に所在していない、又は合衆国に営業所を所有していない、又は外国政府の

管理下にあるとき、(ii) 特別な状況において、対象発明に関する権原を保有する権利を制限又は抹消することがこの章の政策及び目的を推進する上で有利である旨、該当機関によって決定されたとき、(iii) 制定法又は大統領命令によって海外情報活動又は反情報活動をする権限を付与されている政府当局によって、対象発明に関する権原を保有する権利を制限又は抹消することが前記活動の安全を保護するために必要であると決定されたとき、又は(iv) 資金供給契約が、主としてエネルギー省の海洋原子力推進若しくは兵器に関連する計画を対象として、政府が所有し、契約者が運転する同省の施設の運転を含んでおり、かつ、契約者が対象発明に関する権原を選択する権利についての、本項に基づく資金供給契約による制限の全てが、エネルギー省の前記2計画に基づいて生じる発明に限定されているとき。非営利団体又は小規模企業体の権利は、本条(c)の規定及びこの章の他の規定に従うものとする。

(a) Each nonprofit organization or small business firm may, within a reasonable time after disclosure as required by paragraph (c)(1) of this section, elect to retain title to any subject invention: Provided, however, That a funding agreement may provide otherwise (i) when the contractor is not located in the United States or does not have a place of business located in the United States or is subject to the control of a foreign government, (ii) in exceptional circumstances when it is determined by the agency that restriction or elimination of the right to retain title to any subject invention will better promote the policy and objectives of this chapter, (iii) when it is determined by a Government authority which is authorized by statute or Executive order to conduct foreign intelligence or counterintelligence activities that the restriction or elimination of the right to retain title to any subject invention is necessary to protect the security of such activities, or (iv) when the funding agreement includes the operation of a Government-owned, contractor-operated facility of the Department of Energy primarily dedicated to that Department's naval nuclear propulsion or weapons related programs and all funding agreement limitations under this subparagraph on the contractor's right to elect title to a subject invention are limited to inventions occurring under the above two programs of the Department of Energy. The rights of the nonprofit organization or small business firm shall be subject to the provisions of paragraph (c) of this section and the other provisions of this chapter.

(c) 小規模企業体又は非営利団体を相手とする個々の資金供給契約には、次の事項を実行するための適切な規定を含めなければならない。

(1) 契約者が、各対象発明を、契約者の特許問題管理責任者がその発明を知った後の適切な期間内に連邦政府機関に開示すること、及び連邦政府が、前記期間内に政府に開示

されなかった対象発明に関する権原を得ることができること

(2) 契約者が、連邦政府機関への開示後 2 年以内(又は、連邦政府機関が承認する追加期間内)に、自らが対象発明に関する権原を保持するか否かを書面により選択すること。ただし、公表、販売又は公然実施によって有効な特許を合衆国において取得することができる 1 年の法定期間が始まっている場合は、連邦政府機関が、選択のための期間を法定期間の終了前 60 日以内である日まで短縮することができる。更に、連邦政府は、対象発明であって、契約者が当該期間内にそれに関する権利を保持する選択をしなかった又はそれに関する権利を選択しなかったものに関し、その権原を得ることができる。

(3) 対象発明に関する権利を選択した契約者が、公表、販売又は公然実施に起因して本法に基づいて生じる法定制限日の前に特許出願をすることに同意すること、及びその後、契約者が権原を保持しようとする他国において合理的期間内にそれに対応する特許出願をすること、及び連邦政府が、契約者が対象発明に関する特許出願をしなかった合衆国又は外国において、対象発明に関する権原を得ることができること

(4) 契約者がそれに係る権利を選択した発明に関しては、連邦政府機関が、合衆国のために又は合衆国の代理として対象発明を全世界において実施すること又は実施させることについての非排他的、譲渡不能、取消不能、支払済みのライセンスを有するものとすること。ただし、資金供給契約は、兵器の開発及び生産に関する軍事協定を含め、条約、国際協定、協力協定、仮契約又は類似の協定に基づく合衆国の義務を満たすために必要であると連邦政府機関が決定する追加の権利について規定することができ、これには対象発明に関する外国特許権を譲渡すること又は譲渡させることについての権利を含めるものとする。

(5) 契約者又はそのライセンシー又は譲受人が行っている利用又は利用するための努力に関して定期的報告を要求する連邦政府機関の権利。ただし、当該情報、及び利用又は利用するための努力に関し、第 203 条に基づく手続の一部として取得される情報は、連邦政府機関によって、他人から取得された商業的かつ財務的秘密の情報であり、秘匿特権のある秘密情報として取り扱われるものとし、合衆国法典第 5 巻第 552 条に基づく開示の適用を受けないものとする。

(6) 契約者側の義務であって、契約者若しくはその代理人、又は譲受人が合衆国において特許出願をするときは、その出願の明細書及びその出願に対して発行される特許の中に、発明が政府支援により行われた旨及び政府がその発明について一定の権利を有している旨の陳述を含ませること

(7) 非営利団体の場合は、

(A) 対象発明に関する権利を連邦政府機関の承認を得ないで、合衆国内で譲渡することの禁止。ただし、その譲渡が発明の管理をその主要職務の 1 としている団体に対して行われる場合を除く(ただし、当該譲受人が契約者と同一の規定に従うことを条件とする)。

[以下略]

(c) Each funding agreement with a small business firm or nonprofit organization shall contain appropriate provisions to effectuate the following:

(1) That the contractor disclose each subject invention to the Federal agency within a reasonable time after it becomes known to contractor personnel responsible for the administration of patent matters, and that the Federal Government may receive title to any subject invention not disclosed to it within such time.

(2) That the contractor make a written election within two years after disclosure to the Federal agency (or such additional time as may be approved by the Federal agency) whether the contractor will retain title to a subject invention: Provided, That in any case where the 1-year period referred to in section 102(b) would end before the end of that 2-year period, the period for election may be shortened by the Federal agency to a date that is not more than sixty days before the end of that 1-year period: And provided further, That the Federal Government may receive title to any subject invention in which the contractor does not elect to retain rights or fails to elect rights within such times.

(3) That a contractor electing rights in a subject invention agrees to file a patent application prior to the expiration of the 1-year period referred to in section 102(b), and shall thereafter file corresponding patent applications in other countries in which it wishes to retain title within reasonable times, and that the Federal Government may receive title to any subject inventions in the United States or other countries in which the contractor has not filed patent applications on the subject invention within such times.

(4) With respect to any invention in which the contractor elects rights, the Federal agency shall have a nonexclusive, nontransferable, irrevocable, paid-up license to practice or have practiced for or on behalf of the United States any subject invention throughout the world: Provided, That the funding agreement may provide for such additional rights, including the right to assign or have assigned foreign patent rights in the subject invention, as are determined by the agency as necessary for meeting the obligations of the United States under any treaty, international agreement, arrangement of cooperation, memorandum of understanding, or similar arrangement, including military agreements relating to weapons development and production.

(5) The right of the Federal agency to require periodic reporting on the utilization or efforts at obtaining utilization that are being made by the contractor or his licensees or assignees: Provided, That any such information,

as well as any information on utilization or efforts at obtaining utilization obtained as part of a proceeding under section 203 of this chapter shall be treated by the Federal agency as commercial and financial information obtained from a person and

privileged and confidential and not subject to disclosure under section 552 of title 5.

(6) An obligation on the part of the contractor, in the event a United States patent application is filed by or on its behalf or by any assignee of the contractor, to include within the specification of such application and any patent issuing thereon, a statement specifying that the invention was made with Government support and that the Government has certain rights in the invention.

(7) In the case of a nonprofit organization, (A) a prohibition upon the assignment of rights to a subject invention in the United States without the approval of the Federal agency, except where such assignment is made to an organization which has as one of its primary functions the management of inventions (provided that such assignee shall be subject to the same provisions as the contractor);

[以下略]

(出典) 日本語：特許庁ウェブサイト「外国産業財産権制度情報」掲載参考仮和訳

英語：Consolidated Patent Laws（統合版米国特許法），United States Code Title 35 – Patents
（合衆国法典第 35 巻－特許）

(注) 下線及び [] 内の注記は、三菱UFJ リサーチ&コンサルティング(株)による。

⑥米国 国立科学財団 (National Science Foundation (NSF))

図表 III-50 「知的財産権 (Intellectual Property)」

D. Intellectual Property 1. Patents and Inventions a. Background NSF に支援された研究中の、小規模企業、大企業、および大学やその他の高等教育機関を含む非営利組織によって行われた発明に対する権利の処分は、USC のタイトル 35 の第 18 章、いわゆるバイ・ドール法と EO 12591、修正された E.O. 12618 において規定されています。 The disposition of rights to inventions made by small business firms, large business firms, and non-profit organizations, including universities and other institutions of higher education, during NSF-assisted research is governed by Chapter 18 of Title 35 of the USC, commonly called the Bayh-Dole Act and EO 12591, as amended by E.O. 12618. [以下略] b. 国立科学財団の特許ポリシー NSB の承認により、NSF のディレクターは次の NSF 特許ポリシーを採用する。 バイ・ドール法および 1983 年 2 月 18 日に発行された政府特許方針と題された大統領覚書に従い、NSF は、<u>外国企業への助成金を含む実験、開発、または研究作業の遂行のための全ての助成金に、37 CFR § 401.14 で米国商務省 (DOC) によって規定された特許権条項を適用し、DOC ガイダンスのセクション 401.5 (37 CFR § 401.5) に従って許可された修正と調整を伴います。これは、NSF が、DOC ガイダンス (37 CFR § § 401.3 (a) (2) および (a) (6)) のセクション 401.3 (a) (2) および (a) (6) と一致し、他の規定がバイ・ドール法の目的や米国および一般大衆の利益により資すると判断しない限り、特許権条項が適用される。</u> b. National Science Foundation Patent Policy As authorized by the NSB, the Director of NSF has adopted the following NSF patent policy: In accordance with the Bayh-Dole Act and the Presidential Memorandum entitled Government Patent Policy issued February 18, 1983, NSF will use the Patent Rights clause prescribed by DOC at 37 CFR § 401.14 in all of its grants for the performance of experimental, developmental or research work, including grants made to foreign entities, with such modifications and tailoring allowed pursuant to section 401.5 of the DOC guidance (37 CFR § 401.5), unless NSF determines, consistent with sections 401.3(a)(2) and (a)(6) of the DOC guidance (37 CFR §§ 401.3(a)(2) and (a)(6)), that some other provision would better serve the purposes of that Act or the interests of the US and the general public.
--

(出典) Proposal and Award Policies and Procedures Guide 2019

https://www.nsf.gov/pubs/policydocs/pappg19_1/nsf19_1.pdf

(注)和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

⑦米国 アメリカ航空宇宙局 (National Aeronautics and Space Administration(NASA))

図表 III-51 「知的財産権 – データの権利および発明 (Intellectual Property – Data Rights and Inventions)」

II. Considerations for Partnerships

A. General Considerations for all Partnerships

7. Intellectual Property – Data Rights and Inventions

パートナーシップ活動が発明をもたらす場合、通常、発明の所有権は発明者に残ります。ただし、特定のパートナーシップ契約の詳細の多くは、発明の所有権、特許権、およびライセンスの正確な実装に影響を与える可能性があることに注意することが重要です。たとえば、NASA が行った発明がサービス請負業者をサポートする方法に影響を及ぼす可能性があります。

When a partnership activity results in an invention, title to the invention typically remains with the inventing party. However, it is important to note that a number of particulars of the specific partnership arrangement could potentially influence the exact implementation of invention ownership, patenting, and licensing. For example, it could impact how inventions made by NASA support service contractors are handled.

(出典) 「NASA Partnership Guide」

https://nodis3.gsfc.nasa.gov/NPD_attachments/N_AII_1050_0003.pdf

(注)和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

⑧EU（European Union; 欧州連合）「欧州委員会（European Commission (EC))」「ホライズン 2020（Horizon 2020）」³⁰

「ホライズン 2020 注釈付きモデル助成契約（Horizon 2020 Annotated Model Grant Agreements）」は、資金供与を受けたプロジェクトの成果は、その成果を創出した「受益者（beneficiaries）」に帰属すると定めている。

そして、「受益者」とは、欧州委員会（European Commission）と助成契約（Grant Agreement (GA)）を締結した法人（legal entities）、すなわち、支援を受けた（研究等の）活動（action）への「参加者（participant）」を指すと定めている。

「参加者（participant）」は、参加規則³¹（Rules for Participation）では、（研究等の）活動（action）の全部または一部を遂行する法人を指すと定められている。

すなわち、EU では、資金供与を受けたプロジェクトの成果は、プロジェクトに参加してその成果を創出した法人に初めから帰属する。我が国や米国のようなバイ・ドール法はない。

また、参加規則（Rules for Participation）は、「成果（results）」を、「（資金供与を受けた）活動の有形・無形のあらゆるアウトプット（活動で生み出されたデータ、知識、情報など。形状や特性、保護可能かそうでないか、権利化されているかいないかを問わない。知的財産権を含む）」と定義している。

以上の点は、「第7次フレームワークプログラム（FP7）」から変わっていないが、用語遣いの変更点がある。「第7次フレームワークプログラム（FP7）」では、プロジェクトの「成果」は、「フォアグラウンド（foreground）」と称されていたが、「ホライズン 2020」では、単に「成果（results）」と称するように変更された³²。

図表 III-52 ホライズン 2020 注釈付きモデル助成契約（Horizon 2020 Annotated Model Grant Agreements）における助成を受けた研究の成果の帰属に関する規定

I. 一般モデル助成契約

I. General Model Grant Agreement

第4章 参加者の権利と義務

CHAPTER 4 RIGHTS AND OBLIGATIONS OF THE PARTIES

セクション3 バックグラウンド及び成果に関連する権利と義務

SECTION 3 RIGHTS AND OBLIGATIONS RELATED TO BACKGROUND AND RESULTS

サブセクション3 成果に関連する権利と義務

SUBSECTION 3 RIGHTS AND OBLIGATIONS RELATED TO RESULTS

³⁰ 本節は、特許庁、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「国の研究開発プロジェクトにおける知的財産マネジメントの在り方に関する調査研究」（2015年2月）より。

³¹ 和訳は日欧産業協力センターによる。

³² European IPR Helpdesk, Intellectual Property in Horizon 2020 – overview with a focus on comparison with FP7, 2014

第 26 条 成果の所有権

ARTICLE 26 — OWNERSHIP OF RESULTS

26.1 成果を創出した受益者による所有権

26.1 Ownership by the beneficiary that generates the results

成果は、それを創出した受益者に帰属する。

Results are owned by the beneficiary that generates them.

I.2 注釈

I.2 Annotations

1. コーディネーター—受益者

1. Coordinator-Beneficiaries

「受益者」とは、欧州委員会 (European Commission) もしくは (他の EU) 機関と助成契約を締結した法人を指す (すなわち、支援を受けた活動への「参加者」を指す)。

‘Beneficiaries’ means the legal entities who have signed the Grant Agreement (GA) with the Commission/Agency (i.e. a ‘participant’ in an action supported by a grant).

(出典) 日本語：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による和訳

英語：European Commission, Horizon 2020 Annotated Model Grant Agreements (ホライズン 2020 注釈付きモデル助成契約)：General Model Grant Agreement and specific Model Grant Agreements (ERC, SME Instrument, ERA-NET Cofund, PCP-PPI Cofund, EJP Cofund, Framework Partnerships and Specific Agreements).

(注) 下線及び [] 内の注記は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

図表 III-53 ホライズン 2020 参加規則 (Rules for Participation) における用語定義

タイトル I 導入規定

TITLE I INTRODUCTORY PROVISIONS

第 2 章 定義

Article 2 Definitions

[以下、一部の用語のみ抜粋]

(4) 「バックグラウンド」とは、(i) 活動に参加する前から参加者が保持しており、(ii) 活動を遂行するため、または活動の成果を活用するために必要な、(iii) 第 45 条に基づいて参加者が明確にした、形状や特性、有形・無形を問わず、あらゆるデータ、知識、情報を指し、知的財産権を含む。

(4) ‘background’ means any data, know-how or information whatever its form or nature, tangible or intangible, including any rights such as intellectual property rights, which is: (i) held by participants prior to their accession

to the action; (ii) needed for carrying out the action or for exploiting the results of the action; and (iii) identified by the participants in accordance with Article 45;

(15) 「参加者」とは、本規定に基づく活動の全部または一部を遂行するあらゆる法人を指し、EU または他の資金助成機関に対して権利と義務を負う。

(15) 'participant' means any legal entity carrying out an action or part of an action under Regulation (EU) No 1291/2013 having rights and obligations with regard to the Union or another funding body under this Regulation;

(19) 「成果」とは、(支援を受けた) 活動の(有形・無形の) あらゆるアウトプットを指す。形状や特性、保護可能かそうでないか、権利化されているかいないかを問わず、(助成を受けた) 活動で生み出されたデータ、知識、情報などを指し、知的財産権を含む。

(19) 'Results' means any (tangible or intangible) output of the action such as data, knowledge or information — whatever its form or nature, whether it can be protected or not — that is generated in the action, as well as any rights attached to it, including intellectual property rights;

(出典) 日本語：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による和訳

英語：Rules for Participation (参加規則)：REGULATION (EU) No 1290/2013 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 11 December 2013 laying down the rules for participation and dissemination in "Horizon 2020 – the Framework Programme for Research and Innovation (2014-2020)" and repealing Regulation (EC) No 1906/2006

(注) 下線及び [] 内の注記は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

上述したように、EU から資金供与を受けたプロジェクトの成果は、その成果を創出した人が所属する機関に初めから帰属するため、通常 EU に実施権は無く、実施許諾する権利も無い。

ただし、EU は「Horizon 2020」から規定を変更し、EU 及び EU 加盟各国政府は、プロジェクト開始時点の助成契約³³ (grant agreement) 締結時に要求すれば、プロジェクトの研究成果を政策目的 (例：将来の研究プログラムの企画に活用) に限って使用することができる「アクセス権 (access rights)」を得られるようにした³⁴。

アクセス権は、参加規則³⁵ (Rules for Participation) において、「成果 (results) やバ

³³ 和訳は日欧産業協力センターによる。

³⁴ 欧州委員会 (European Commission) ヒアリング結果 (2014 年 11 月 7 日)。ただし、European Commission, HORIZON 2020 in brief, Luxembourg: Publications Office of the European Union では、“Societal Challenges” で設定されている課題のうち『『欧州国民の自由と安全を守る (Secure Societies)』について』この規定が適用されると限定されている。

³⁵ 和訳は日欧産業協力センターによる。

ックグラウンド IP (background) を使用 (use) する権利³⁶」と定義されている。

なお、EU へのヒアリングによると、この変更の背景理由は、一つは「第 7 次フレームワークプログラム (FP7)」までは、通常の研究プログラムにおける弁済率³⁷ (reimbursement rate) は最大 75% であったが、100% に引き上げたことから、研究プロジェクトの成果をより公益に役立てるようにするためである。もう一つは、米国に同じような規定がある³⁸ ことから有益なのだろうと判断したためとのことである。³⁹

図表 III-54 ホライズン 2020 in Brief (Horizon 2020 in Brief) における
EU 及び EU 加盟各国政府によるアクセス権に関する記述

アクセス権

アクセス権とは、プロジェクトの他の参加者の成果やバックグラウンド IP を使用する権利である。

アクセス権は、参加者によっては、当該プロジェクトを実施したりその成果を活用するために使われ、EU によっては非営利の政策目的のために使われ、EU 加盟国によっては社会安全の分野における非営利の政策目的のために使われる。

Access rights

Access rights are a right to use results or background of another participant in a project.

Access rights are enjoyed by participants to implement the project or exploit their results, by the EU for non-commercial policy purposes, and by Member States in the area of Secure Societies for non-commercial policy purposes.

(出典) European Commission, HORIZON 2020 in brief, Luxembourg: Publications Office of the European Union, page 26

(注) 和訳及び下線は三菱 U F J リサーチ&コンサルティング(株)による。

図表 III-55 ホライズン 2020 参加規則 (Rules for Participation) における用語定義

タイトル I 導入規定

TITLE I INTRODUCTORY PROVISIONS

第 2 条 定義

Article 2 Definitions

³⁶ 和訳は三菱 U F J リサーチ&コンサルティング(株)による。

³⁷ 和訳は三菱 U F J リサーチ&コンサルティング(株)による。

³⁸ バイ・ドール法に基づき、米国では、資金助成契約の契約者が選択すれば発明に関する権利を保持できるが、同時に、連邦政府も米国のために全世界で実施／実施許諾できる権利を付与されることを指していると考えられる。

³⁹ 欧州委員会 (European Commission) ヒアリング結果 (2014 年 11 月 7 日)

(1) 「アクセス権」とは、本規定によって定められた条件に従って、成果やバックグラウンド IP を使用する権利。

(1) 'access rights' means rights to use results or background under the terms and conditions laid down in accordance with this Regulation;

(出典) 日本語：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による和訳

英語：Rules for Participation (参加規則)：REGULATION (EU) No 1290/2013 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 11 December 2013 laying down the rules for participation and dissemination in "Horizon 2020 - the Framework Programme for Research and Innovation (2014-2020)" and repealing Regulation (EC) No 1906/2006

(注) 下線は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

IV. 調査結果

本調査において国際共同研究を促進する観点から設定した以下の論点ごとに、ヒアリング調査結果や委員会における意見を整理した。一部、公開情報調査結果も併せて整理した。

図表 IV-1 本調査の論点

論点 1	どのような種類の国際共同研究を推進すべきか
論点 2	国外企業等の参加を認める際に満たすべき条件として、どのような条件を設定すべきか。
論点 3	国外企業等の日本法人は、現状においても、外国に所在する子会社または親会社に対し、国の研究開発プロジェクトに参加して得た特許権等を、我が国の事前承認を得ることなく、移転または専用実施権等を設定することができるが、事実上の事前承認が可能となるように変更すべきか
論点 4	国の研究開発プロジェクトに参加した企業等（我が国企業等・国外企業等にかかわらず）の合併・買収に備えた規定を契約において定めるべきか
論点 5	国の研究開発プロジェクトに参加した国外企業等の知的財産権の帰属に制限を付けるかどうか
論点 6	国の研究開発プロジェクトに参加した国外企業等による知的財産権の実施・実施許諾に制限を付けるかどうか
論点 7	国は、国外企業等と共有する知的財産権を積極的に活用すべきか

1. 推進すべき国際共同研究の類型

【論点 1】 どのような種類の国際共同研究を推進すべきか

図表 IV-2 国の研究開発プロジェクトにおける国際共同研究の類型

(1) 技術獲得・共創型 (いわゆるinbound)	(2) 市場獲得・創出型 (いわゆるoutbound)	(3) 持帰型 (海外環境の活用)
■ 海外の優れた技術・研究者を活用しながら開発する場合 ・ 海外企業等の参加やライセンス供与 ・ コファンド型による実施 ・ 海外技術者の招聘等により開発	■ 研究成果の海外展開等を見据えて開発する場合 ・ 国際標準の獲得等（公共調達や安全規格等の基準作り） ・ 海外に大規模ユーザーが存在することからユーザーニーズを踏まえながら進める	■ 海外の進んだ研究環境を活用して研究を加速化する場合 ・ 優れた海外設備等（研究設備、人員等）を活用 ・ 日本よりも規制緩和等が進んでいる地域でのチャレンジングな技術検証
想定分野：AI、グリーン・エネルギー	想定分野：ロボット、バイオマス	想定分野：スマートグリッド

(出典) 経済産業省 産業技術環境局 総務課・研究開発課「国の研究開発プロジェクトにおける国際連携強化に関する基本的な考え方」（2019年11月1日）

(1) 調査結果

【論点 1-1】「技術獲得・共創型(いわゆる inbound)」の類型では具体的に、どのような分野、どのような国外企業等の参加が想定されるか／を想定すべきか

■ヒアリング調査結果

- ◇技術は持っていても世界展開はできない、当社と競合しない企業であれば、当社が技術を買って世界展開できるので、連携することにメリットがある（形態としては「(1)技術獲得・共創型」）。
- ◇技術開発したが市場獲得は自由だとすると、海外の大手企業を入れると負けそうで足踏みする。再委託も含めて、ベンチャー企業なら有り得るかもしれない。
- ◇日本企業が技術を持っていない分野、その分野全体の底上げになり市場が大きくなり全体が儲かるような分野に限って、国際共同研究はやる方がよい。
- ◇AI のように海外の方が進んでいる場合なら、国プロに招き入れても良いと考えている。
- ◇競争領域においては良くない。

■委員会意見

- 技術獲得・共創型（Inbound）の分野としては、グローバルに投資の集まっている分野に注目するとよい。
- 技術獲得・共創型（Inbound）については、Pre-competitive な分野とすべき。

【論点 1-2】「市場獲得・創出型(いわゆる outbound)」の類型では具体的に、どのような分野、どのような国外企業等の参加が想定されるか／を想定すべきか

■ヒアリング調査結果

- ◇研究段階だけでなく、顧客創出、市場創出、社会実装まで METI がイニシアティブとして進めるプロジェクトであれば、当社は参加する。でなければ、リスクが大きすぎて参加インセンティブはない。むしろ自社での独自開発を選ぶ。
- ◇相互に得意技術を用いる段階であれば海外との連携もできるが、ビジネス展開の段階だと難しい。特に NEDO プロジェクトは、社会実装・事業化のことが多いが、門戸を海外に開放すると、成果の刈り取りの段階で海外へ行ってしまう懸念がある。入れる方が良いかどうかは微妙である。
- ◇本来の競争領域を協調領域化してしまうと、独占禁止法、不正競争防止法の規制にかかってしまう。
- ◇独占禁止法の規制があり、競合企業と初期研究は一緒にやれるが、社会実装の段階では商業的な情報交換はできない

◇競争領域においては良くない。

■委員会意見

- 市場獲得・創出型（Outbound）は、新たな市場を創出するために行うべき。

【論点 1-3】「持帰型（海外環境の活用）」の類型では具体的に、どのような分野、どのような国外企業等の参加が想定されるか／を想定すべきか

■委員会意見

- 持帰型（海外環境の活用）については、最先端研究を実施しているということだけではなく、データを利用しやすいといった研究環境や規制等も国際共同研究の重要な要素である。

【論点 1-4】上記の 3 類型以外で、特に想定しておくべき類型があるか。ある場合に、具体的にどのような分野、どのような国外企業等の参加が想定されるか／を想定すべきか

■ヒアリング調査結果

- ◇SDGs のような、この技術がないと社会課題が解決できないといった分野であれば、意味がある。
- ◇SDGs に言われるような社会課題解決型のテーマ、国として挙げていくようなテーマを持ち上げて行かないと進まないだろう。
- ◇世の中全体に対する社会課題、例えば人口問題や環境問題については技術を確立して社会実装を目指すことが求められるため、国内機関との共同だけにこだわる必要はない。
- ◇国プロを最初に組み立てる時に、いろいろあっても日本のためになるものにしておけば良いのではないか。例えば、製品メーカーが日本から無くなっても部材メーカーが潤うような国プロを企画すれば良い。
- ◇フェーズについては、その研究機関の強みがどこにあるかによるが、一緒に共同研究した日本企業が事業で儲けることができれば、どのフェーズでも良いのではないか。海外からいろんな人が入ってきて母国に帰ってビジネスをたちあげればよい。

論点 1 全般について

■委員会意見

- 技術獲得か市場獲得かといった目的で研究場所を決めているのではなく、どこで誰が研究するかは結果である。テーマによりベストな類型を採るものである。
- 日本企業は国際共同研究についての意識が低いため、成功事例を示すと良い。その際の事例のパターン分けに類型は活用できる。

(2) 調査結果から得られた示唆

- ◆類型は、推進すべき国際共同研究という形であらかじめ示すのではなく、国際共同研究の成功事例を示す際の整理として使うと良い。

2. 国外企業等の参加を認める際の条件

【論点 2】 国外企業等の参加を認める際に満たすべき条件として、どのような条件を設定すべきか

(1) 調査結果

【論点 2-1】 当該国外企業等の参加等が、プロジェクトが目指す事業目的の趣旨に合致しており、プロジェクトの円滑かつ効率的な遂行において、不可欠あるいは合理的であることを条件とすべきか

【論点 2-2】 国外企業等の参加等により日本の経済活性化への貢献が相当程度見込まれることを条件とすべきか。また、当該条件を課す場合、何をもって「日本の経済活性化への貢献」が見込まれると認めるべきか。例えば、以下は貢献が見込めるものと認められるか。以下以外にも想定されるか。

＜日本の経済活性化への貢献が相当程度見込まれると認められる事項(例)＞

- 研究開発プロジェクトの成果をもって、日本国内における製造を予定している
- 研究開発プロジェクトの成果をもって、日本国内における相当程度の雇用を予定している
- 研究開発プロジェクトの成果をもって、我が国企業等から調達を予定している等、グローバルサプライチェーンにおいて我が国企業等への裨益が期待される

■委員会意見

- 国外企業等の選考等は、技術流出の防止の観点だけではなく我が国経済の活性化に繋がるという観点で整理すべきではないか。
- 成果の我が国への還元として、製造・雇用・調達といった内需への効果をうたっているが、これからの時代を考えるならば内需を超えたところで思考すべきで、日本の国際競争力を上げることを目的と明記しても良い。
- グローバル化に対応可能な技術開発、標準化、市場拡大・開拓などによる、経済・社会・環境への貢献が必要。

【論点 2-3】 我が国企業等／産業との競合関係を理由に国外企業等の参加を制限すべきと考えるか。

※(例) 我が国企業と国外企業等が競合している分野では国外企業等の参加は認めない、我が国企業と競合関係にある国外企業等の参加は認めない 等

※プロジェクト参加企業等との競合関係に限らず、プロジェクト参加企業等以外の我が国

企業等との競合関係や、我が国全体の産業との競合関係を念頭に置いている。

■ヒアリング調査結果

- ◇海外が参加することで他の参加メンバーが喜ぶ状況になるか、事業などで利益を享受できるのであれば良い。海外と共同研究するシナリオを描くことができればよい。
- ◇技術開発したが市場獲得は自由だとすると、海外の大手企業を入れると負けそうで足踏みする。
- ◇当社も応募した国プロに、当社は採択されず、競合他社が採択され、その競合他社の日本企業が、外国企業と国プロを手がけ、その外国企業が国プロの成果を自由に使えることになるとしたら、当社にとっては歓迎できない。
- ◇日本側の進んでいる技術を教えるような形態や、日本で何をやっているのか海外が様子を見に来ることになる分野は避けるべき。
- ◇競争領域においては良くない。
- ◇国によって区別もしたい。

■委員会意見

- 基本的に、国プロは非競争領域とすべき。基礎か応用かにかかわらず他社と共同して技術や市場を作っていくということであれば非競争領域だろう。
- 企業の開発現場としては、競争領域も一定のリスクはあり、国プロの支援が欲しい。また、競争領域の方が早く成果も出る。非競争領域に限定する必要はないのでは。

【論点 2-4】その他、以下のような条件を設定すべきか。以下以外に、設定すべき条件はあるか。

- 日本国内で研究する場合には日本の法令を遵守すること。
- 海外で研究する場合は、海外の法令を遵守すること。
- 日本と海外の法令の差異によって海外での研究開発成果が日本に移転できないことが判明する等のプロジェクトの趣旨と矛盾する事態が発生した場合には、友好的に協議すること。
- 当該海外企業等が予算執行上の手続きに円滑に応じられること。

■委員会意見

- 米国のバイ・ドール法には、「契約者が米国内に営業所を有さない等の場合、発明に関する権利を保持することを選択できない資金助成契約とすることができる」という規定がある。日本版バイ・ドール制度には、こうした制限が無いのに、国外企業等の参加制約を緩くすると、技術流出につながる恐れがある。参加要件と知財権への制限の両方

を合わせて考えるべきである。

- 「米国内に営業所を有さない」場合だけでなく、「外国政府の管理下にあるとき」も知財権を渡さないとする規定が米国にはある。さらに、経済スパイ法で刑事罰が課される点も異なる。

(2) 調査結果から得られた示唆

- ◆ 国外企業等の参加を認める際に満たすべき条件としては、内需への効果だけではなく、日本の国際競争力を上げるという観点から条件出しをすると良い。
- ◆ 国外企業等の参加要件と知的財産権の制限は、両方を合わせて考えるべき。
- ◆ 我が国の産業技術力を強化するという国プロの目的から鑑みて、我が国企業等／産業と激しく競合している国外企業等の参加や、競合の激しい分野における国際共同研究は避けるべきである。
- ◆ 近年の特に大型の国プロは事業化までを支援対象とするものとなっている。競争領域も一定のリスクはあり、また競争領域の方が早く成果も出るため、企業にとって支援は有益である。

3. 国外企業等の日本法人による国プロで得た特許権等の親会社等への移転等についての事前承認の義務付け

【論点 3】 国外企業等の日本法人は、現状においても、外国に所在する子会社または親会社に対し、国の研究開発プロジェクトに参加して得た特許権等を、我が国の事前承認を得ることなく、移転または専用実施権等を設定することができるが、事実上の事前承認が可能となるように変更すべきか

※本論点は、現状既に発生し得る事項（国外企業等の日本法人は、現状でも、基本的には我が国企業等と同等の扱いである）。

※産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール制度）は、特許権等の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾（以下「移転等」という。）について国の事前承認を義務付けているが、同施行令において、「株式会社・・・が・・・その子会社・・・又は親会社・・・に」特許権等の移転等を行う場合は、事前承認は不要と定めている。 ※後掲の「8. 関連法規」を参照

※戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）では事前承認を契約上措置している。

※「III. 我が国及び欧米における国外企業等の現地法人並びに国外企業等の取扱い状況（3） 参加した国外企業等の知的財産権に制限を付けているか ③内閣府「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）（管理法人：NEDO、JST 等）」」を参照

(1) 調査結果

【論点 3-1】 国外企業等の日本法人は、現状においても、外国に所在する子会社または親会社に対し、国の研究開発プロジェクトに参加して得た特許権等を、我が国の事前承認を得ることなく、移転または専用実施権等を設定することができるが、事実上の事前承認が可能となるように変更すべきか

※現在の法制度の下でも、契約において、事実上、事前承認に近いスキームを定めることは可能であるが、事前承認を必要とするように変更すべきか。ただし、そうすると、我が国企業等にも同様の規制がかかることになるため、賛否や影響について調査した。

■ヒアリング調査結果

ヒアリングした国内大企業 14 社のうち

◇賛成の企業 10 社

- ・うち 7 社は、親子間で知財の移転／専用実施権等の設定をおこなっていない。
- ・うち 3 社は、親子間で知財の移転／専用実施権等の設定をおこなっている。

◇反対の企業 1 社

（※ただし、複数の意見を回答した企業や賛否を明確にしなかった企業があることから、ヒ

アリングした企業数と以下の意見数の合計は必ずしも一致しない。)

【「株式会社からその子会社または親会社に対して特許権等の移転または専用実施権等の設定が行われる場合」も事前承認を義務付けることに賛成／問題ない／致し方ないとの意見】

- ◇フォアグラウンドについては、特に国プロ終了後に、本国に自由に移転できるといったことは問題である。日本の国プロによって、海外機関が得た知財権については、専有実施権の先は日本企業を優先するといった配慮は欲しいところである。国費を費やしたものに、ただ乗りされるのは避けてほしい。成果に見合う対価を彼らに負担してもらえるように、有識者を交えて議論してほしい。
- ◇国プロの成果について、親子間で知財を移転する場合でも、国の事前承認が必要であると思っていた。知財が移転する場合は事前に連絡するように求めても問題ないのではないか。
- ◇海外企業が参加することはウェルカムであるが、知財の帰属については技術をもっていかれないように精緻に制度設計いただけるとありがたい。当社の場合は、(親子間も含めて) 第三者にライセンスや譲渡する場合は相手の同意を得る必要があることを契約で明記している。思わぬ企業に知財を移転されると困るので、両者が協議して移転について同意を得ることを移転の条件としている。
- ◇同業他社が国プロの成果を海外に移転することを想定すると、うれしくはない。
- ◇日本法人を持つ外国籍企業が国プロに参加し、同社が我が国企業より大きく、国プロで開発した技術が同社の本国に移転されて、世界展開されてしまうとしたら、それは国プロでやるべきことではないと思う。しかし、これは特許制度の話というより、契約の話かもしれない。
- ◇現在のルールとして、外資系企業が自由に本国に知財を移転できるのであれば、国民に対する説明ができる必要があると思う。我が国が有利になるから進めたというロジックが必要ではないか。
- ◇海外子会社は、国プロに参加しておらず、バイ・ドール特許を保有していないため、仮に、親子間の移転についてバイ・ドールの事前承認が課されたとしても影響はない。
- ◇仮に国プロの規定が、会社法上の親子間の知財の移転に制限がかかるような委託契約の規定となっても、当社には影響ない。
- ◇(日本のバイ・ドール規定では、国の委託研究開発プロジェクトで取得した知財を他社に移転する場合には事前承認が義務付けられているのだが、どう思うか尋ねたところ) もちらろん面倒 (troublesome) だが、米国では、大学が公的資金を受領した場合は、民間企業

に知財権をライセンスすることはできるが、譲渡 (assignment⁴⁰) / 移転はできないので、事前承認が義務付けられても気にならない。

◇国プロであるなら通知・報告は必要なことは理解できる。また、現在想定される困ることはない。

◇(知的財産権の他社への移転は事前承認が必要だが、現在は関連会社間については免除されている。外国籍企業が本国の親会社に移転できないように免除規定をなくすと、日本企業についても同様に免除されなくなってしまうが、どう思うかとの問いに対して) 事業会社への移転が発生するごとに手続が必要になるので、面倒にはなるが、仕方ない。

【「株式会社からその子会社または親会社に対して特許権等の移転または専用実施権等の設定が行われる場合」も事前承認を義務付けることに反対の意見】

◇通知は良いが、許可は少し抵抗がある。可能性として、知財の移転をやめることになるかもしれない。

■我が国企業における親子間での知財の移転／専用実施権等の設定状況

【親子間での知財の移転／専用実施権等の設定をおこなっていないと回答した企業の状況】

◇全世界の知財権を集約的に管理する会社は持っておらず、各拠点は、相互にクロスライセンスしている。

◇グループ会社間での移転は多くないと思うが、当社は本社で一括管理せず、分割管理している。

◇分社化をする時に知財を分けて子会社に移転することはあるが、共同研究をする時に移転することはない。基本的には実施権を付与しており、実施できていれば良い。関連会社が権利行使するために知財を移転することはない。

◇出願の段階から本社名義で申請しており、取得後の移転はしていない。

◇日本本社の中で実質的に発明は生まれているので、関連会社への移転はしていない。海外現地法人が生み出したものについても、それぞれが持っており、日本への集約はしていない。

◇グループ間での権利の移転については、移転の事前承認よりも、金額の算定の方がよほど面倒。きちんと設定しないと、移転価格税制で問題になってしまう。

◇基本的には専用実施権を関連会社に付与することも、権利を移転することもない。関連会社には通常実施権を付与して、ライセンス料を受け取っている。ただし、知財のハンドリングでメリットがある場合は、関連会社に知財を移転することもありえる。

⁴⁰ 譲渡証 (Assignment) : 特許出願に係る権利 (または特許権) が他人に譲渡されたことを証明する書面。

- ◇本社が一括管理し、必要があれば、通常実施権で子会社にライセンスしている。特許をもっていると税金が安くなる国であれば一部特許を移転したりしている。親子間で知財を頻繁に移転はしていない。
- ◇知的財産権を関連会社に移転するのではなくて、当社が権利を保有して関連会社にライセンスしている。
- ◇知財権を移転することは可能だが、通常は行わない。親会社が費用負担することがほとんどである。ライセンスだけして対価をもらうのが大半である。

【親子間で知財の移転／専用実施権等の設定をおこなっていると回答した企業の状況】

- ◇海外の R&D 拠点は、日本本社が開発費を出して開発させているので、知財は日本本社に吸い上げている。
- ◇知財の本社での一括管理はしておらず、研究所での成果は事業部に渡して事業化する。これまでは社内の部署だったが、現在は、事業部は全て子会社になっているため、子会社への移転となる。
- ◇当社が海外の関連会社に委託して開発したものは当社の特許としている。関連会社が独自に開発したものでも、必要であれば当社に特許を集めている。関連会社は当社に知財を報告する義務がある。親子間の移転価格税制にもきちんと対応している。

■委員会意見

○ 親子間移転の場合も事前承認を必要とするルールにすべき。

- 共同研究契約は法人と契約しているので、別法人である親会社や子会社に移転することはあり得ない。
- 我が国のベンチャー企業が国外の大手企業に「買収」されて国外企業の子会社である外資系日本企業になるケースは今後増えるだろう。そうなった時に、外国に所在する子会社または親会社が、国の研究開発プロジェクトに参加して得た特許権等を、我が国の事前承認を得ることなく、移転または専用実施権等を設定することができることについては事前承認を必要とする規定に改正すべき。
- 国プロの成果を持っている日本企業が国外企業に買収されるとすべて持ってかれてしまう。国プロの成果は、企業同士の取組の成果とは扱いが異なってよい。事前承認を必要としたから全て不可となるわけではなく、日本の国内産業の競争力強化に役立つかどうかを国がチェックできる仕組みを制度的に担保しておく必要がある。スピードがある時代なのは分かるが、買収されてしまってからでは遅い。
- 以前、委託契約を締結する時になって、将来的に海外親会社に知財を移転する可能性があるという誓約書を交わした。しかし、日本版バイ・ドール制度と異なる対応を採っていると指摘されたら・・・という不安があった。海外の会社に知財が移転さ

れることは、産業競争力強化法の趣旨に反するので、届け出ではなく事前承認が必要というルールに法や政令を変えてほしい。そうすれば契約書のひな型も変えやすい。

- 日本版バイ・ドール制度を変えて事前承認を必要にするほうが良い。ルールを変えても国外企業との関係が無くなることはない。
- 外資系企業は、契約は日本法人と締結していても、実際には日本法人には権限がなく、特に知財など重要な事項については権限を持っているのは国外の本社であることが一般的であるため、法改正すべき。
- ファンディング機関が契約する時に、国外に親会社をもつ日本法人に特許権等の扱いを確認して判断することもできると思う。法律を変えなくても、ファンディング機関と外資系企業との契約の中で決めることができるのではないかな。

【論点 3-2】事実上の事前承認の条件として、どのような事項を定めておくべきとすべきか

(例) 合併・買収により特許権等が移転されても以下を保証する

- プロジェクト参加企業等に対するライセンス条件を将来的に保証する
- プロジェクト参加企業等に対する競業を行わないことを将来的に保証する
- プロジェクト参加企業等の競合企業へライセンスしないことを将来的に保証する

■ヒアリング調査結果

- ◇事業譲渡されても当社に対するライセンス契約（条件やロイヤルティ）は継続されるように定める（他社との共同研究契約に入れている条項例として紹介）。
- ◇相手のオーナーが代わるなどよくあることだ。そこを見越して、チェンジオブコントロール条項を、契約に盛り込んでおけばいいだけで、持ち分は関係ない。
- ◇他社に権利を売った時点で、当社が実施しても侵害訴訟を起こさないという条項（ノン・アサーション条項（non-assertion of patent ; NAP 条項）を入れる（他社との共同研究契約に入れている条項例として紹介）。

■委員会意見

○ 日本の産業技術力の強化に資すること

- NEDO は、産業技術力強化法の目的である日本の産業技術力の強化に資することを約束してもらうため、事前承認が必要とするべき。吸収合併によって会社の経営方針が変わり、国の方針と違う場合は、契約を解除できるようにすることを検討している

○ 日本への納税

○ 日本での雇用創出

(2) 調査結果から得られた示唆

- ◆特許権等の移転等については、親子間移転の場合も、事前承認を必要とすべき。
- ◆事前承認の条件としては、特許権等が移転等されても、プロジェクト参加企業等に対するライセンス条件は将来的に保証されること、特に、合併・買収等による国外の親会社または子会社への移転等の場合は、日本の産業技術力強化への寄与、日本への納税、日本での雇用創出といった日本へのメリットがあるようにすることを定めるべき。

4. 国プロ参加企業等の合併・買収に備えた規定

【論点 4】国の研究開発プロジェクトに参加した企業等（我が国企業等・国外企業等にかかわらず）の合併・買収に備えた規定を契約において定めるべきか

(1) 調査結果

【論点 4】産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール制度）の「合併又は分割」国内企業等の間に限定されている旨をガイドライン等に明記すべきか

※産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール制度）は、特許権等の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾（以下「移転等」という。）について国の事前承認を義務付けているが、「合併又は分割により」移転等する場合は、事前承認は不要と定めている。

このことによって、国の関知しないところで国外企業等に移転等されるおそれがないか。

※「買収」とは他の法人の経営権を確保できる（通常は過半数の）議決権を得られる株式を買い取ること（出資すること）を指し、これは国外企業等が直接、我が国企業に対して行うことも可能である。

■委員会意見

○ 産業技術力強化法における「合併又は分割」は国内企業等の間に限定されている旨をガイドライン等に明記すべき。

➤ 「合併」については、我が国の会社法では「合併」は内国法人同士でのみ行うことが前提となっており、内国法人と外国法人とが我が国において直接「合併」することはなく、国外企業が我が国で合併をする場合は日本法人の設立が必要となる。このため、我が国国内でのみ行うことが前提であるため、特段の規定は不要ではないか。

➤ ただし、会社法以外の法においても外国法人が法の対象から除外されているかどうかは定かではないため、産業技術力強化法における「合併又は分割」は国内会社に限定されていると明記が必要である。内国同士の場合に限るという解釈は、一般にはわかりにくいので、当該解釈を注釈でもよいので明記すべきである。

○ 「買収」については、国外企業等による国内企業等の買収そのものは規制できないため、国外の子会社または親会社への特許権等の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転については事前承認を必要とする規定に改正が必要（論点 3 と関連）。

➤ 国外企業等による国内企業等の買収そのものは規制できない。従って、論点 3 の事前承認で規制するしかない。

(2) 調査結果から得られた示唆

- ◆産業技術力強化法における「合併又は分割」は国内企業等の間に限定されている旨をガイドライン等に明記すべき。
- ◆国外企業等による国内企業等の「買収」そのものは規制できないため、国外の子会社または親会社への特許権等の移転等について事前承認を必要とする規定に改正すべき（論点3と関連）。

5. 国プロに参加した国外企業等の知的財産権の帰属に係る制限

【論点 5】国の研究開発プロジェクトに参加した国外企業等の知的財産権の帰属に制限を付けるかどうか

(1) 調査結果

【論点 5-1】国の研究開発プロジェクトに参加した国外企業等の知的財産権は、我が国（経済産業省または同省のファンディング機関（NEDO 等））と共有することを原則とすべきか

※SIP 及び ImPACT の規定に倣ったもの。「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」及び同施行令において、国外企業等の持ち分の 50%を我が国が持つ「取扱いをすることができる」と定められている。

■ヒアリング調査結果

【我が国が持ち分を持つことに賛成の意見】

- ◇日本の国内法である産業技術力強化法（第 17 条が日本版バイ・ドール制度）は、そもそも国外企業等に適用する必要は無いはずである。従って、国外企業等については、日本政府等がその特許権等を譲り受けるところから検討をスタートすべき。
- ◇契約内容がどうであれ、日本政府等が 50%の持ち分を持つと定めておくのは、法制度上の実施権者になるので、安心がある。
- ◇国が半分持ってコントロールしてくれるのは、国プロ参加メンバーにはメリットがあると思う。
- ◇中小企業であれば国に守ってもらいたいという気持ちがある。海外に攻めなくても、海外から国内に攻められないようにしたい。とすると、国が知財を 50%保有するのはありだと思う。

【持ち分よりも実施権が重要との意見】

- ◇基本的に、発明者帰属が良いと思う。
- ◇なぜ共有することにこだわるのか。海外企業に 100%帰属していても、自社だけが実施できて、サブライセンスもできて、それが無償なのであれば、問題ない。1%の権利しか持っていないなくても、99%の権利を無償で実施できる契約にすることもできる。相手方が権利を放棄したくなった場合等についても、様々な付帯条項を付けられる。
- ◇持ち分で実施権は変わらない。
- ◇持ち分を 50 : 50 にする必要はまったく無い。ベンチャー企業との交渉でも、知財の持ち分が議論になったことはない。
- ◇重要なことは、貢献に応じた合理的なリターンを得ること、合理的な条件で実施可能な保証を持てる知財の枠組みにすることである。持ち分は政府に全部持ってもらってもいい。

ライセンスさえ契約で守ってもらえればいい。

- ◇外国籍企業に知財を独占実施されないのであれば、外国籍企業に知財を 100%渡しても問題ないと思う。
- ◇共同研究に参加している全員が知財を使えるのであれば海外の機関が入ってきて、海外に知財が 100%帰属しても構わない。特に基礎研究は競争領域ではないと考えているので、皆が知財を使えるということによい。帰属は企業でも大学でも構わない。
- ◇大手企業であれば、海外に知財をすべて渡しても大丈夫だと思う。海外が知財を 100%所有した場合は、特許化された技術の事業化をあきらめるか、ライセンス料を支払うことにより使用権を確保する。
- ◇100%相手側に帰属させても、合理的なライセンス条件で実施許諾されれば良い。契約で決めればいいのではないか。
- ◇相手のオーナーが代わるなどよくあることだ。そこを見越して、チェンジオブコントロール条項を、契約に盛り込んでおけばいいだけで、持ち分は関係ない。
- ◇知財だけを国プロの成果とする考え方は良くないと思う。知財のみが国プロの成果だから、その持ち分をどうする、どういう制約をかけるという話になってしまう。知財だけみていると間違えてしまう。世界中からここに集まってくれば場としての価値がある。国プロに、海外機関と出会う場としての効果が生まれる。当社がビジネスをやりたいところの権利をもっていかれるのは良くないが、例えば基盤になる部分であれば外国籍企業が 1 件くらい知財を保有しても問題ない。

【国外企業等に敬遠されない工夫が必要との意見】

- ◇国が知財を半分もつことは良くないと考えている。知財の費用を維持することを考えると、満了をまたず放棄される恐れがある。また、特許を共有した際の特許権者の権利は国ごとに決まりが違う。米国のように自分の持ち分を相手の承諾無しに譲渡できるという場合もあるので、国外企業等に理解してもらえないと思われ、共有は良くない。
- ◇知財は活かさないと意味がない。そうでないと、国プロで知財を取るのはやめよう、さらには国プロに参加するのはやめよう、事務コストがかかるから、という人が現れる。
- ◇海外との共同出願において、国が持ち分を持ち、国側に不実施補償が生ずるのであれば、国際共同研究の国プロの参加を拒否する。現地の法律にもよるが、米国のように介入権 (March-in Rights) などが担保されていればよいだけであり、不実施補償をいれると海外の企業は参加しないだろう。
- ◇国外企業等と日本の国等との共同出願とした場合に出願・維持費を外国側が支払う規定としたら、国外企業等の側は、出願せず、全てノウハウにしようとするだろう。
- ◇海外の大学も規定があるため、交渉の余地の範囲になればいいが、そこから外れると難しい。米国の大学は、米国内の税金やバイ・ドールの法規により大学に帰属しなければならないと定められているため、それを変えて日本と共有にしようとする、説明が必要にな

る。どこまで米国側に適用できるのかという気がする。それなら参加しないよと言われてしまわないだろうか。

- ◇海外パートナーに、このルールを提示したら、いったい何なのだろうと思われてしまうだろう。国際レベルの契約をつくることができないから、このルールを定めるのだとしたら、国が行うべきは、国際レベルの契約をつくることができない企業をサポートすることだ。
- ◇日本政府等が 50%の持ち分を持つと定めて、海外企業が参加意向を持つかは疑問。
- ◇お金に困っていない企業が参加する場合、お金以外のメリットを考える必要がある。参加すればこんなトライアルができるといったメリットがないと参加しないのではないか。
- ◇貢献に応じた納得のあるリターンをお互い得られるものにしておくべき。海外から参加させるなら、一方的に不利になると来ない。さもないと契約するだけで 1 年かかってしまう。

【国外企業等への説明・交渉は国がしてほしいとの意見】

- ◇海外の大学に対して、民間から参加を呼びかけて、大学にこの条件を説明して調整・交渉するのを民間が行わなければならないとなると、厳しい。
- ◇ムーンショットは、一部 NEDO に予算が行く。もし、海外の参加が国プロへの応募条件となり、しかしその参加を得るための条件交渉や調整を企業がやらなければならないとなると、そこにリソースを投入しなければならず、辛い。

【国プロに参加した企業の価値が下がらない工夫が必要との意見】

- ◇特許が日本の国との共有であるとなると、その特許の価値が下がり、その企業の買収金額が落ちるのではないか。また、国プロの価値も下がってしまうだろう。
- ◇ベンチャーは買収されることをゴールだと思っているので、重しを付けすぎると企業価値が下がってしまうので嫌がられる。
- ◇ある企業の持つ知財権が、日本国政府等が「いつでも」他の企業にライセンスできるものだとすると、それはリスクとなるため、その企業の価値は下がってしまうだろう。買収しようとしていた企業も、買収したくないと考えるだろう。

■委員会意見

- 国プロで国費を拠出した国外企業等が創出した知的財産については、我が国の産業技術力を強化するという国プロの目的や我が国国民の税金が原資であることを鑑みると、国がその権利を譲り受けることは適当である。
 - 産業技術力強化法（第 17 条が日本版バイ・ドール制度）は、日本の産業技術力強化を目的としている。
 - 産業技術力強化法（第 17 条が日本版バイ・ドール制度）は、国内法であり、もとより国外企業等に適用されるものではないのではないかと。国外企業等が日本の国

のお金を使って得た成果の権利は、日本の国の産業や研究機関の研究を底上げしていくために使えるようにしておくべきである。

- 米国バイ・ドール法も、「契約者が合衆国に所在していない、又は合衆国に営業所を所有していない、又は外国政府の管理下にあるとき」は、発明の権利を国が「保有する選択をすることができる」と定めている。 ※後掲の「8. 関連法規」を参照

○ マジョリティの権利持ち分を持つことには意味があり、国は 2 分の 1 を超える持ち分を持つべきである。

- 国外企業の持分を政策的判断により制限しようというなら、50 対 50 というのは、政策実現として中途半端である。マジョリティをどちらが持っているかは財産権としては意味を持つ。国外企業等が買収される際のデューデリジェンスにも影響する。
- 持分比率に大きな差がある場合、一般的にはマジョリティをもっている方がライセンス活動を主体的に行う。

○ 交渉の出発点となるガイドライン等では日本の主張を打ち出すべき。

- 米国は交渉の世界なので、交渉の出発点となるガイドラインでは、日本国が知的財産の半分以上を保有すると明記する必要がある。最初から外国に多くあげてを前提として交渉することはできない。
- ガイドライン等で日本の意見をきちんと述べておくべきである。国は自己実施しないので、共有にする目的は、何かあった場合には、日本のためになるのか確認させてもらい、制御するためであることを十分に伝える必要がある。

○ 国際共同研究を促進するためには、知財に関するルールを応募要件として明確に示すべきである。採択条件に明記しておかないと契約で義務付けることができないため明記すべきである。

○ ルールに明記した上で、我が国の府省・ファンディング機関が統一的な対応を採ることが重要である。

○ 国外企業等の知財については国が持ち分の 50%以上を持つという今般の新機軸の背景・理由をガイドライン等に明記すべき。

○ 企業の立場では、知的財産権を持っていることよりも、実施できること、さらには顧客との協創やオープンイノベーションも考慮して、第三者に対して実施許諾できることが重要である。

- 米国バイ・ドール法は、政府は世界中での実施権と実施許諾権を無償で常に確保すると定めている。 ※後掲の「8. 関連法規」を参照

○ 国外企業等だけ国内企業等と異なるルールを適用するのではなくプロジェクトの出口で対処してはどうか。

- 入口で決めておくのではなくて、例えばベンチャーやパテントプールをつくってそこに権利を集めるなど出口で対処してはどうか。

- 国外企業等の知財を国と共有するかどうかについては、国プロの種類、内容によって変えるべき。
 - 国プロに有用な外国企業、機関が入ってもらうことが重要であり、ケースバイケースで知財の保有ルールは柔軟に運用するべきではないか。
 - 国外企業等が魅力を感じなければ国プロに参加しないため、国外企業等が（知財権ではなくても何か別の）魅力を感じる設計とすべきである。国が国外企業等の知財権の持分の全部またはマジョリティ持つかわりに、他のインセンティブを国外企業等が得られるようにすれば、こちらが望む海外のトッププレーヤーを呼べるのではないか。
- 国外企業等に対して異なる対処を採ることができる法規に改正することが重要。その上で、適用するかどうかはケースバイケースで判断すればよい。
 - 日本版バイ・ドール制度は「譲り受けないことができる」という「できる」規定であるにもかかわらず、一律に過剰に運用されている。日本でも、今後は外国当事者を受託者とする場合に備えて、米国のバイ・ドール法にあるように、「委託者は、受託者が日本国内に営業拠点を有していない場合、及び有さないことになった場合には、成果に関する権利を保有できない旨を定めることができる」という改正を法律や政令で定めることが有効である。その上で、適用するかどうかはケースバイケースで判断すればよい。法律の条文に明記されていない規定でも SIP のように約定で定めることができるはずであるが、実務上、法律の条文に明記されていないとファンディング機関は定めにくい。

【論点 5-2】国の研究開発プロジェクトに参加した国外企業等に対し、知的財産権の持ち分の 50%しか帰属させないにもかかわらず、「日本版バイ・ドール 4 条件」（後述）を課するか（全条件ではなくとも、課すべき条件はあるか）

- ※産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール制度）に定められている 4 条件（以下、「日本版バイ・ドール 4 条件」という。）
- 一 特定研究開発等成果が得られた場合には、遅滞なく、国にその旨を報告することを受託者等が約すること。
 - 二 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾することを受託者等が約すること。
 - 三 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾することを受託者等が約すること。
 - 四 当該特許権等の移転又は当該特許権等を利用する権利であって政令で定めるものの設

定若しくは移転の承諾をしようとするときは、合併又は分割により移転する場合及び当該特許権等の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として政令で定める場合を除き、あらかじめ国の承認を受けることを受託者等が約すること。

■委員会意見

- 日本版バイ・ドール制度は、国と国外企業等による知的財産権の共有を想定していない。国が知的財産権を国外企業等と保有することについて法律を改正して規定しない限り、契約の際に 17 条の 4 条件をセットで課すべきである。
 - 日本版バイ・ドール制度は、国と国外企業等による知的財産権の共有を想定していない。国が知的財産権を国外企業等と共有することについて、法律を改訂して規定しない限り、契約の際に 4 条件をセットで定めるしかない。
 - 4 条件を国外企業等に対してだけ外すのは公平ではない。また、4 条件はセットであり、全て課すべきである。
- 国外への技術流出には規制をかけるべきである。そのためには、法による規制だけでなく、公募要領で制限をかけるなど別の方法でも規制をかけると共に、流出しそうな時にそれを止められるようにしておくべき。
 - 国外へ日本の知恵を無制限に流出させることは防止すべきである。米国でも、バイ・ドール法だけではなく、安全保障管理や防衛の観点から米国の技術の流出を防いでいる。例えば、安全保障管理の側面から言えば、非ホワイト国に対する技術流出を規制する等である。また、NIH などは公募の段階で相当厳しく制限をかけたり、別途個別に相談するよう求めたりしているようで、ハーバード大などでは対応に時間を割いているとのことであった。バイ・ドール法の改正だけではなく、別の方法でも規制をかけ、日本の発明や技術が流出することを止められるようにしておく必要がある。
 - 日本には経済スパイ法が無い点が米国との違いである。米国では、DARPA の資金による研究には中国人留学生は参加させない等している。
 - バイ・ドール法ができた時とは状況は大きく変わり、米国でも今は他に法律を制定して技術流出を防いでいる。

【論点 5-3】どのような条件を満たした場合に、国の研究開発プロジェクトに参加した国外企業等に対して 100%知的財産権を帰属させるか

※どのような条件を満たした場合に、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール制度）を国外企業等にも適用するか（適用するケースを規程等に記載することで、国外企業等への魅力が高まることを意図）。例えば、以下は 100%知的財産権を帰属させる際の条件と認められるか。以下以外にも想定されるか。

＜国外企業等に対して 100%知的財産権を帰属させる際の条件(例)＞

○研究開発プロジェクトの成果をもって、日本国内における重大な社会課題（除染、廃炉等）を解決するために必要不可欠な技術を導入する場合

■ヒアリング調査結果

〔国外企業等に対して 100%知的財産権を帰属させることに反対の意見〕

◇国外企業等が独占的に持つのはダメだと思う。

◇海外企業が参加することはウェルカムであるが、知財の帰属については技術をもっていかれないように精緻に制度設計いただけるとありがたい。

〔国外企業等に対して 100%知的財産権を帰属させてもよいとの意見〕

※知的財産権の実施・実施許諾に関わる条件は【論点 6-1】で議論

◇共同研究に参加している全員が知財を使えるのであれば海外の機関が入ってきて、海外に知財が 100%帰属しても構わない。特に基礎研究は競争領域ではないと考えているので、皆が知財を使えるということด้วย。帰属は企業でも大学でも構わない。

◇海外企業に 100%帰属していても、自社だけが実施できて、サブライセンスもできて、それが無償なのであれば、問題ない。

◇外国籍企業に知財を独占実施されないのであれば、外国籍企業に知財を 100%渡しても問題ないと思う。

◇所有権が海外機関側にあってもよいが、実施権は日本を優先するように定めることが重要。ただし、独禁法に当たらないように優先期間を定め、それは 5 年くらいにする必要がある。

〔論点 5-4〕どのような条件の場合に、国の研究開発プロジェクトに参加した国外企業等に対して知的財産権を全く帰属させないとするか

※どのような条件の場合に、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール制度）を国外企業等には適用しないとするか。

■文献調査結果

〔国外企業等に対して知的財産権を全く帰属させない規定としている法規・プログラム例〕

○文部科学省 JST「戦略的創造研究推進事業（CREST）」・・・参加要件として JST へ知的財産権を無償譲渡することとなっている。

○米国バイ・ドール法・・・契約者が米国内に営業所を有さない等の場合、発明に関する権利を保持することを選択できない資金助成契約とすることができると規定している。

○米国 国立科学財団（National Science Foundation（NSF））・・・国外企業等が資金を受領

した場合は、基本的にはバイ・ドール法に準拠し、契約者が発明に関する権利を保持できるが、米国の国益に資すると NSF が判断しない場合に限られる。

■ヒアリング調査結果

[国外企業等との共同研究で知的財産権が 100%先方帰属となる例]

- ◇当社が研究費を出し、当社の研究者が米国の大学の設備を使って発明した場合の知財は米国の大学に 100%帰属となるのが、パワーバランスによりケースバイケースではあるものの原則である。
- ◇海外の研究機関から一方的に教えてもらう場合は相手の持ち分が 100%となる場合もあり、さらに当社が実施権も確保できない場合もある。それでも海外の技術を学ぶために海外と共同研究することはある。
- ◇トップクラスの大学は、大学の設備を使った成果は先方に帰属すると契約雛形に書いてあるケースが多く、交渉はあまりできない。
- ◇相手がベンチャー企業の場合、相手に 100%特許の権利を帰属させないと相手にメリットがないため、そうしている。しかし、研究の中で出した成果を当社が使えるよう確保しないと当社にとって意味がないため、そこは確保している。
- ◇米国の大学と共同研究を実施すると、特許は基本的に米国の大学に 100%帰属する。それに対して当社は、独占実施権を使用できるように対価を支払う。譲渡は通常行われない。また、企業の国籍ごとに対応を変えていないようで、米国企業に対しても米国の大学は同じ契約条件を提示している。
- ◇共同研究であるにもかかわらず 100%先方の特許になることもある。また、ある一定期間共同研究の相手にしか供給することができない契約を結ばされることもある。力関係が圧倒的に先方の方が上の場合であり、当社がパーツメーカーの立場で先方が最終ユーザーやシステムメーカーの場合などの場合が当てはまる。このようなケースはほとんどないが稀にはある。

■委員会意見

- 米国でも、中小の大学は知財権を 100%大学が持たないこともある。
 - 米国でも、中小の大学は知財権を 100%大学が持たないこともある。
- 国外企業等だけ厳しい制限を付けると、国外企業等が参加しなくなる恐れがある。
 - ユーザー企業の意見を取り入れながら開発すると成果が出やすい。ユーザーである国外企業等の参加には意義がある。そういう時に国外企業等にだけ厳しい制限を付けると、参加しなくなる恐れがある。
 - 国外企業等の知財権だけ国が半分共有することには反対である。入口は公平にしておき、契約で持分比率を制限すればよいのではないか。
- 技術の特性や分野によって対応を変えてもよい。基本特許は国内企業等に帰属させる

べき。

- 周辺特許は目くじらたてなくて良いが、基本特許は国内大学に帰属させるようにしている。ガイドラインが策定されれば、ファンディング機関としては安心である。

(2) 調査結果から得られた示唆

- ◆国プロで国費を拠出した国外企業等が創出した知的財産については、我が国の産業技術力を強化するという国プロの目的や我が国国民の税金が原資であることを鑑みると、国がその権利を譲り受けることは適当。
- ◆マジョリティの権利持ち分を持つことには意味があり、国は 2 分の 1 を超える持ち分を持つべき。
- ◆交渉の出発点となるガイドライン等には日本国が半分以上を保有すると日本の主張を打ち出すべき。
- ◆国外企業等の知財については国が持ち分の 50%以上を持つという今般の新機軸の背景・理由をガイドライン等に明記すべき。
- ◆国際共同研究を促進するためには、知財に関するルールを応募要件として明確に示すべき。採択条件に明記しておかないと契約で義務付けることができない。
- ◆ルールに明記した上で、我が国の府省・ファンディング機関が統一的な対応を採ることが重要。
- ◆日本版バイ・ドール制度は、国と国外企業等による知的財産権の共有を想定していない。国が知的財産権を国外企業等と保有することについて法律を改正して規定しない限り、契約の際に 17 条の 4 条件をセットで課すべき。
- ◆国外への技術流出には規制をかけるべき。そのためには、法による規制だけでなく、公募要領で制限をかけるなど別の方法でも規制をかけると共に、流出しそうな時にそれを止められるようにしておくべき。

6. 国プロに参加した国外企業等による知的財産権の実施・実施許諾に係る制限

【論点 6】国の研究開発プロジェクトに参加した国外企業等による知的財産権の実施・実施許諾に制限を付けるかどうか

(1) 調査結果

【論点 6-1 (1)】 プロジェクト参加者の間で事前にどのような事項に合意・契約しておくべきか。

A) プロジェクト参加企業等に対するライセンス条件を将来的に保証する

■ヒアリング調査結果

【ライセンス条件例】

- ◇共同研究に参加している全員が知財を使えるのであれば海外の機関が入ってきて、海外に知財が 100% 帰属しても構わない。特に基礎研究は競争領域ではないと考えているので、皆が知財を使えるということでもよい。帰属は企業でも大学でも構わない。海外が知財を 100% 所有した場合は、特許化された技術の事業化をあきらめるか、ライセンス料を支払うことにより使用权を確保する。その際バックグラウンド IP にも留意する。成果を使おうと思った時に、バックグラウンド IP でホールドアップになるのは困るため、バックグラウンド IP についても合理的な条件で許諾すると事前に決めておくことが望ましい。
- ◇海外機関が、国プロを開始する前に持っていたバックグラウンド知財について、日本の国プロに参加する対価として優先的実施権を設定してほしい。これは、フォアグラウンド知財をいざ日本企業が行使しようとしても、海外機関のバックグラウンド知財とぶつかってしまっているから行使できないというリスクを回避する狙いがある。
- ◇フォアグラウンド IP に関しては、国内企業に対しては無償開放し、バックグラウンド IP は FRAND (Fair, Reasonable and Non-Discriminatory terms and conditions) 条件によるライセンスが良い。
- ◇海外企業に 100% 帰属していても、自社だけが実施できて、サブライセンスもできて、それが無償なのであれば、問題ない。1% の権利しか持っていなくても、99% の権利を無償で実施できる契約にすることもできる。相手方が権利を放棄したくなった場合等についても、様々な付帯条項を付けられる。
- ◇合理的なライセンス条件で実施許諾されれば良い。
- ◇重要なことは、貢献に応じた合理的なリターンを得ること、合理的な条件で実施可能な保証を持てる知財の枠組みにすることである。ライセンスさえ契約で守ってもらえればよい。当社の事業以外の領域では、相手は自由に使ってよいという契約にする方が、相手とも WIN-WIN になることが多いし、技術をより社会の役に立てることができる。こちらの達

成したい目的を明確にし、それ以外の点については相手の自由にさせる。これが、技術が命と考えている相手との契約を一早く結ぶノウハウだ。

◇相手のオーナーが代わるなどよくあることだ。そこを見越して、チェンジオブコントロール条項を、契約に盛り込んでおけばいいだけで、持ち分は関係ない。

◇事業譲渡されても当社に対するライセンス契約（条件やロイヤルティ）は継続されるように定める（他社との共同研究契約に入れている条項例として紹介）。

◇国プロ終了後の特許活用ができるのであれば、海外機関との研究開発は進めていきたいとは思っている。

◇日本の国プロによって、海外機関が得た知財権については、専有実施権の先は日本企業を優先するといった配慮は欲しいところである。国費を費やしたものに、ただ乗りされるのは避けてほしい。成果に見合う対価を彼らに負担してもらえるように、有識者を交えて議論してほしい。

◇企業にとって最も重要なのは実施権。費用や所有権はもしかすると問題ではない。実施権において日本が有利になる設計にしてほしい。

◇所有権が海外機関側にあってもよいが、実施権は日本を優先するように定めることが重要。ただし、独禁法に当たらないように優先期間を定め、それは5年くらいにする必要がある。

◇リーズナブルな条件でライセンスを利用できることが前提。また、日本企業に実施を許諾しても、海外企業がノウハウを出さなければ結局実施できない。ノウハウの開示も義務付けることが必要。

B) プロジェクト参加企業等による実施を阻害しないことを将来的に保証する

■ヒアリング調査結果

◇実施権がなくても、こちらが実施した時に訴えられなければノーアサーションであればいい。

◇当社が実施しても侵害訴訟を起こさないという条項（ノン・アサーション条項（non-assertion of patent ; NAP 条項））を契約に入れるようにしている。

C) プロジェクト参加企業等に対する競業を行わないことを将来的に保証する

■ヒアリング調査結果

◇以前、共同研究した大学から、ベンチャーを起こしたいと言われて困ったことがある。共同開発した技術を使うことになるので、当社の競合になってしまう。共同研究した相手だったとしても、将来的にもずっと共同相手ではないかもしれないが、将来的に競合関係になった場合も、そのプロジェクトで共同研究したことについては、当社の邪魔をしないと

いう約束があれば良い。

D) プロジェクト参加企業等の競合企業へライセンスしないことを将来的に保証する

■ヒアリング調査結果

- ◇米国でも知財権の共有はあり、共同で発明した場合は共同で出願し、共同で特許権者（joint owners）になる。しかし、そのままだと相手の大学が、当社に断り無くいつでも他社にライセンスできることになってしまうため、契約を締結し、他社へのライセンスを禁止するか、相手の持ち分を当社に対して独占的にライセンスしてもらう。
- ◇特許の持ち分よりも使えるかどうかと、相手が権利を持っている場合は、競合に勝手にライセンスしないように、という2点を契約で規定することが大事。
- ◇ケースバイケースだが、権利は大学に持たせている。ただし、大学が競合企業に技術を出すことは極力控えてもらうか、事前に相談してもらっている。
- ◇第三者にライセンスする際は事前通告することを定めている。
（親子間も含めて）第三者にライセンスや譲渡する場合は相手の同意を得る必要があることを契約で明記している。思わぬ企業に知財を移転されると困るので、両者が協議して移転について同意を得ることを移転の条件としている。
- ◇フォアグラウンドについては、特に国プロ終了後に、本国に自由に移転できるといったことは問題である。現在のルールとして、知財権を外資系企業が自由に本国に移転できるのであれば、国民に対する説明ができる必要があると思う。我が国が有利になるから進めたというロジックが必要ではないか。
- ◇国プロの成果について、親子間で知財を移転する場合でも、国の事前承認が必要であると思っていた。知財が移転する場合は事前に連絡するように求めても問題ないのではないか。

■委員会意見

- 日本の特許法では第三者へのライセンスには共有権者の同意が必要だが、米国など他国では共有権者の同意無しに第三者にライセンスできてしまうため、第三者へのライセンスについては共有権者の同意を事前に得ることを契約において定めておくようガイドラインに明記しておくべき。
 - 日本の特許法では第三者へのライセンスには共有権者の同意が必要だが、米国など他国では共有権者の同意無しに第三者にライセンスできてしまうため、どこの国に出願した特許についても第三者へのライセンスについての共有権者の事前同意が担保されるよう、契約において定めておく必要があることをガイドラインに明記しておくべき。

E) (プロジェクト参加企業等に限らず) 我が国企業等に対する競業を行わないことを将来的に保証する

■ヒアリング調査結果

- ◇我が国企業に悪影響が及ぶことは国プロで行わないでほしい。
- ◇日本法人を持つ外国籍企業が国プロに参加し、同社が我が国企業より大きく、国プロで開発した技術が同社の本国に移転されて、世界展開されてしまうとしたら、それは国プロでやるべきことではないと思う。しかし、これは特許制度の話というより、契約の話かもしれない。
- ◇米国では共有特許は相手に断り無くいつでも自己実施できてしまうため、別途契約で縛る必要がある。

■委員会意見

- 契約において定める事項ではないだろう。
 - 実務上、ニーズがあるかもしれないが、契約において定める事ではないだろう。
 - プロジェクト参加企業等に限らない我が国企業等に対する競業まで制限できるのか。

F) (プロジェクト参加企業等に限らず) 我が国企業等の競合企業へライセンスしないことを将来的に保証する

■ヒアリング調査結果

- ◇我が国企業に悪影響が及ぶことは国プロで行わないでほしい。
- ◇国プロで出た成果でベンチャーが創業され、そのベンチャーが中国の企業に買収されると、中国へ知財は流出することになる。
- ◇特許がどこかに流れて、我々よりはるかに大きい企業のものになり、そこが大きく事業展開されるのは困る。
- ◇同業他社が国プロの成果を海外に移転することを想定すると、うれしくはない。

■委員会意見

- 契約において定める事項ではないだろう。
 - 実務上、ニーズがあるかもしれないが、契約において定める事ではないだろう。
 - プロジェクト参加企業等に限らない我が国企業等の競合企業へのライセンスまで制限できるのか。

G) 当該知的財産権を活用した研究開発／事業を中止する場合の取扱いを定める

■ヒアリング調査結果

◇片方がやめた場合にどうするかも問題である。方法は色々あり、それまでに開発したものを継続する企業に 100%譲渡する、お蔵入りにするなどある。

■委員会意見

- 独占的实施権が実施されないと成果活用できないので、何年以内に不実施なら非独占に変更するといったことや実施権を返還する約束を契約において定めておくべき。
 - 独占的实施権が実施されないと成果活用できないので、何年以内に不実施なら非独占に変更するといったことや実施権を返還する約束を契約において定めておくべきだろう。

【論点 6-1(2)】 最低限課すべきもの、もしくは、ある程度は守るべきところ、比較考慮の上、どの程度の縛りをかけておくのが妥当か。

※国の研究開発プロジェクトに参加した国外企業等との契約において、【論点 5-2】で議論した条件に加え、知的財産権の実施・実施許諾について、どのような事項を定めておくべきか。

■文献調査結果

【国内での製造を義務付けている法規例】⁴¹

米国バイ・ドール法は、連邦政府から資金助成を受けた研究から生じた発明に関する権利を保持する契約者による他人への実施許諾に関して制限を設けている。

具体的には、「第 204 条 合衆国産業の優先性 (Preference for United States industry)」において、相手が「製品が実質的に合衆国において製造されることに同意しない限り」、契約者または契約者から発明に関する権利を譲り受けた者 (assignee) は、排他的実施権を米国内で許諾 (ライセンス) してはならないと定めており、「実質的に合衆国において製造する見込みのある潜在的ライセンシーに対して類似の条件に基づいてライセンスを供与するための合理的な努力が成功しなかったこと、又は現状においては国内生産が商業的に実行不能であることを証明したとき」に限って、連邦政府機関は、前述の同意要件を放棄 (waive) することができる (すなわち、米国外で製造するための排他的実施権を許諾 (ライセンス) することができる)。(通常実施権に関しては、制限は無い。したがって、連邦政府から資金助成を受けた研究から生じた発明に関する権利を保持する契約者が、自らも実施権を保持

⁴¹ 特許庁、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「国の研究開発プロジェクトにおける知的財産マネジメントの在り方に関する調査研究」(2015 年 2 月)

しつつ、米国外の企業に通常実施権を許諾して米国外で製造することは可能であると読める。))。

これは日本版バイ・ドール条項には無い規定である。

■ヒアリング調査結果

◇日本の国プロによって、海外機関が得た知財権については、専有実施権の先は日本企業を優先するといった配慮は欲しいところである。国費を費やしたものに、ただ乗りされるのは避けてほしい。成果に見合う対価を彼らに負担してもらえるように、有識者を交えて議論してほしい。

■委員会意見

○ 製造（のためのライセンス）に限定せずライセンス全般の相手先を規制すべき。

- 産業技術力強化法の目的は、日本に技術が蓄積し、そこに国外企業等が魅力を感じて投資をし、人も来ることである。そのためには技術が他国で分散して使われてはダメである。
- 今の時代、製造（のためのライセンス）に限定しない方がよい。
- 製造だけでなくサービスも含めるべき。

○ 日本の税金を使った国プロでの成果なので、日本国内にメリットがあるようにすることを義務付けることについては、国外企業等も反対はしないだろう。

- 日本の税金を使った国プロでの成果なので、日本国内にメリットがあるようにすることを義務付けることについては国外企業等も反対はしないだろう。
- ただし、日本企業にとってさえ国内市場だけでは狭すぎるという時に、国外企業等にだけ日本国内だけに投資を限定するようには言えないだろう。

○ 研究開発の成果の日本への還元を担保することが何らか法かガイドラインに規定されていると判断基準になる

- 研究開発の成果が何らかの方法で日本に還元されるようにすることについて産業技術力強化法あるいはガイドラインに書かれていると、それが移転または独占的实施権のライセンスを承認するかどうか判断する際の基準になる。
- （国外企業等による特許権等の移転または独占的实施権の設定が、規定を守らずに国の事前承認を得ずに行われた場合、法の実効性はあるのかとの質問に対して）当該国外企業等を捜索・差し押さえ・逮捕といった措置は、ほぼ採れないものの、法律による規制は有効なため、国の事前承認が必要ということは担保される。産業技術力強化法において明記されれば、それがより明確になる。現状では、産業技術力強化法の目的のところから根拠付けなければならない。

(2) 調査結果から得られた示唆

- ◆国の研究開発プロジェクトに参加した国外企業等による知的財産権の実施・実施許諾について、プロジェクト参加者の間では、あらかじめ、プロジェクト参加企業等に対するライセンス条件や、プロジェクト参加企業等に対する競業を行わないこと、プロジェクト参加企業等の競合企業へライセンスしないこと等を将来的に保証する契約を締結しておくようガイドライン等に明記しておくべき。
- ◆国の研究開発プロジェクトに参加した国外企業等による知的財産権の実施・実施許諾について、研究開発の成果の日本への還元を担保させる等、日本国内にメリットがあるようにすることを、国外企業等に対して国は義務付けるべき。
- ◆製造（のためのライセンス）に限定せずライセンス全般の相手先を規制すべき。

7. 国による国外企業等と共有する知的財産権の積極的活用の妥当性

【論点 7】 国は、国外企業等と共有する知的財産権を積極的に活用すべきか

【ヒアリング結果以外の考察】

○国が知的財産権を保有する形態には、下記の 2 つの場合が考えられる（国の持ち分比率が現時点では規定されていないとの前提で）。

(1) 国が国外企業等及び国内企業等と知的財産権を共有する場合

(2) 国と国外企業等の 2 者で知的財産権を共有する場合

○上記(1)のケースでは、国は、国内企業等にその活用を任せるべきと考えられる。

○上記(2)のケースにおいて、国は、積極的に国内企業等を実施許諾すべきかが、論点になると考えられる【論点 7-1】。また、その場合において、当該プロジェクトに参加した国内企業等を実施許諾すべきか、参加していなかった国内企業等にも実施許諾すべきかが論点になると考えられる。

(1) 調査結果

【論点 7-1】 国はその保有する知的財産権を積極的に国内企業等を実施許諾すべきか

- A) 国は、国外企業等と共に当該プロジェクトに参加した国内企業等に積極的に実施許諾すべきか。
- B) 国は、当該プロジェクトに参加していなかった国内企業等に積極的に実施許諾すべきか。
- C) 国外企業等が懸念する国による他の企業等に対する実施許諾の可能性について、懸念を減らすような事前措置が可能か。

■ヒアリング調査結果

【国はその保有する知的財産権を積極的に国内企業等を実施許諾することに反対の意見】

◇日本国政府等が「いつでも」他の企業にライセンスできるようにするためだとすると、恐怖を感じる。米国のバイ・ドール法には介入権（March-in Rights）の規定があるが、執行されたことが無いため、執行される可能性があるとして規定されると、恐怖を感じる。国外企業等が、日本企業に対して高額なロイヤリティを要求する可能性があると考えるのは公平ではない。国外企業等が、日本企業に対するライセンスを拒絶した場合に備えるという趣旨であれば理解できる。ただし、その場合も、介入（march-in）するケースは安全保障上の理由など特定の理由（specific reasons）に限定すべきである。

■委員会意見

A) 国及び国外企業等と知財を共有する国内企業がない場合、国は、国外企業等と共に当該プロジェクトに参加したが、当該知財を共有していない国内企業等に積極的に実施許諾

すべきか。

- 国プロ内では知財共有の有無にかかわらず相互に実施許諾する契約が通常である（ため、敢えて上記を規定する必要は無いのではないか）。
 - 国プロでは、プロジェクトに参加した企業に対しては、その企業がその知財を共有していなくても、プロジェクト参加者以外とは分けて、外部の第三者よりは有利な条件で実施許諾する契約としているのが一般的である。

B) 国及び国外企業等と知財を共有する国内企業がない場合、国は、当該プロジェクトに参加していなかった国内企業等に積極的に実施許諾すべきか。

- プロジェクト参加者以外に実施許諾する場合は、パブリックな技術にして幅広く実施許諾すべきで、特定の企業に実施許諾するのは違うと思う。
 - プロジェクト参加者以外に対しては、別途協議となっているが、パブリックの利益になる場合パブリックな技術にして幅広くライセンスして使ってもらうか、中国の国防特許のように完全に秘密にして国が吸い上げるか、いずれかではないか。
- バイ・ドール制度の目的は、当該技術を必要とする特定の民間企業に有意義に実施してもらうことである。
 - バイ・ドール制度の目的は、国が知的財産を持つより、必要とする民間企業に保持させ有意義に使うってもらうことである。従って、パブリックの利益になるような技術はあまり無いのではないか。それは JST が支援しているような基礎的な研究開発に相当するだろう。
- 国外流出の防止が目的なら、積極的に実施許諾を図らずともいい。
 - 特許権の本来の趣旨が排他的独占権であり、実施許諾権ではないということを鑑みても、国が半分持つ目的が、外部に積極的に利用してもらうというより、国外流出を防止（差止）することであるなら、積極的に実施許諾を図らなくともいいだろう。

【論点 7-2】国がその保有する知的財産権を（実施及び）実施許諾することをガイドライン等において規定すべきか

■文献調査結果

【現行の規程】

- 日本版バイ・ドール規定ができる前は、国が（国内企業等に）実施許諾することが、国有特許を活用する唯一の方法であったと考えられるが、日本版バイ・ドール規定においては、国が特許権等を保有しないことを規定することを目的とした法規であるため、国が“自ら保有する特許権等を”実施または実施許諾することについては特段規定されていない。

※日本版バイ・ドール規定では、特許権等を保有する企業は、

- ・「二 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で」その特許権等を「利用する権利を国に許諾」すること
 - ・「三 特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合」に国がその特許権等の「活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは」、その特許権等を「利用する権利を第三者に許諾」すること
- のみが定められており、二によって国は、実施はできるが実施許諾することはできず、また、三はこれまで実行されたことは無い（第3回委員会における弁護士委員のご指摘）。

- 他方、米国バイ・ドール法では、資金助成契約の契約者が選択すれば発明に関する権利を保持できるが、連邦政府も同時に、米国のためにまたは米国の代理として、全世界においてその発明を「実施すること又は実施させること」について、非排他的かつ譲渡不能で取消不能の権利（ライセンス）を、ロイヤリティを支払うことなく、契約者から付与されると、実施と実施許諾について明確に定められている。
- さらに、「兵器の開発及び生産に関する軍事協定を含め、条約、国際協定、協力協定、仮契約又は類似の協定に基づく合衆国の義務を満たすために必要であると連邦政府機関が決定する追加の権利について規定することができ」と定められている。
- また、特許権の未活用の場合については、資金助成契約の契約者は、特許権の「利用（utilization）又は利用するための努力に関して定期的報告」することを、資金助成契約において規定した上で実行することによって、発明に関する権利を保持することができると定められており、未活用の場合の対処として「介入権（March-in rights）」が定められている。「介入権（March-in rights）」とは、米国政府が、次の場合に限り、実施許諾を希望する者に合理的な条件に基づき実施許諾するよう要求できること及び、それを拒絶した場合は米国政府に実施許諾することを要求できるという権利である。⁴²

図表 IV-3 米国バイ・ドール法で定められている
米国政府が「介入権（March-in rights）」を要件できる場合

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1) 連邦政府機関と資金助成契約を締結した契約者または、契約者から発明に関する権利を譲り受けた者が、発明の「<u>実際の利用（practical application）</u>」を達成するための<u>有効な手段を講じていないか</u>、「<u>合理的な期間内（within a reasonable time）</u>」に<u>講じることが期待できない</u>2) 連邦政府機関と資金助成契約を締結した契約者または、契約者から発明に関する権利 |
|---|

⁴² 以上の米国バイ・ドール法については、特許庁、三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）「国の研究開発プロジェクトにおける知的財産マネジメントの在り方に関する調査研究」（2015年2月）より。

を譲り受けた者または実施権を付与された者によって適切な程度には満たされていない衛生上または安全上の要求を軽減するため

- 3) 連邦政府の規則に定められている公共的使用の要件が、連邦政府機関と資金助成契約を締結した契約者または、契約者から発明に関する権利を譲り受けた者または実施権を付与された者によって適切な程度には満たされていない
- 4) 「第 204 条 合衆国産業の優先性」に違反している

■委員会意見

- 国には、共有相手から都度同意を得ることなく無条件で実施許諾できる権利を持たせるべき。
- 国には無条件で非独占実施権を持たせるべきである。米国バイ・ドール法では、米国政府は非独占の実施権と実施許諾の権利を常に持っているが、日本のバイ・ドール制度では、国は、公共の利益のために必要があっても、自己実施は出来ても第三者へのライセンスはできない。
 - 日本の特許法では共有相手の同意無しに実施許諾できない。
 - 相当期間活用されていない場合には、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール制度）第 1 項第 3 号を発動し、第三者へライセンスできるのではないか。
 - 特許法 93 条の裁定実施権は使われたことが無い。
 - 持ち分比率にかかわらず相互に自由に実施できると契約に定めている例は、米国の大学との間では特に例がある。
 - 米国のバイ・ドール法では連邦政府は全世界で実施／実施許諾できる権利を保持しており、日本でも国が自由に実施／実施許諾できるとする事前包括同意を規定してよいと思う。

【論点 7-3】国が保有する知的財産権を活用するための具体的な手法にはどのようなものがあるか。

【具体的論点】

- 論点 7-3 については、具体的には、以下のような論点が考えられる。
- 国は知的財産権を実施許諾するため次のような手法を採るべきか。
- ・ 国が保有する知的財産権について情報発信する（ウェブサイト等）。
 - ・ 国が保有する知的財産権に関する照会に対応する体制を整える。
 - ・ 国が保有する知的財産権を実施許諾するため積極的に売り込みを行う。そのための体制を整備する。
- 国が国外企業等と知的財産権を共有していること自体に意義があると捉え、積極的な実施許諾が実現しなくてもよしとしてよい。

- ・国が国外企業等と知的財産権を共有していることによって、国内特許については、国外企業等による実施許諾や移転を制限できる。

■委員会意見

- 技術の国外流出を阻止できるだけで国が国外企業等と知的財産権を共有していること自体に意義があるため、積極的な実施許諾が実現しなくても意義はある。
 - 特許を保有する意義は、本来は独占的排他権、つまり差し止め請求権であるといわれており、その趣旨からしても、技術の国外流出を防ぎ、国外企業等が行おうとする実施許諾を国が阻止できるということだけで意義はある。

(2) 調査結果から得られた示唆

- ◆国には、共有相手から都度同意を得ることなく無条件で実施許諾できる権利を持たせるべき。
- ◆国が国外企業等と知的財産権を共有していることにより技術の国外流出を阻止できるため、積極的な実施許諾が実現しなくても、国が国外企業等と知的財産権を共有していること自体に意義はある。

8. 関連法規

図表 IV-4 産業技術力強化法 第 17 条

国は、技術に関する研究開発活動を活性化し、及びその成果を事業活動において効率的に活用することを促進するため、国が委託した技術に関する研究及び開発又は国が請け負わせたソフトウェアの開発の成果（以下この条において「特定研究開発等成果」という。）に係る特許権その他の政令で定める権利（以下この条において「特許権等」という。）について、次の各号のいずれにも該当する場合には、その特許権等を受託者又は請負者（以下この条において「受託者等」という。）から譲り受けないことができる。

一 特定研究開発等成果が得られた場合には、遅滞なく、国にその旨を報告することを受託者等が約すること。

二 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾することを受託者等が約すること。

三 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾することを受託者等が約すること。

四 当該特許権等の移転又は当該特許権等を利用する権利であって政令で定めるものの設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、合併又は分割により移転する場合及び当該特許権等の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として政令で定める場合を除き、あらかじめ国の承認を受けることを受託者等が約すること。

(出典) 産業技術力強化法

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=412AC0000000044#9

(注) 下線は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

図表 IV-5 産業技術力強化法施行令 第 2 条

3 法第十七条第一項第四号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 受託者等（法第十七条第一項に規定する受託者等をいう。）であって株式会社であるものが、その子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第四号に規定する親会社をいう。）に特許権等の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾（以下この項において「移転等」という。）をする場合

二 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第四条第一項の承認を受けた者（同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。）又は同法第十一条第一項の認定を受けた者に移転等をする場合

三 技術研究組合が組合員に移転等をする場合

(出典) 産業技術力強化法施行令

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=412C00000000206&openerCode=1

(注) 下線は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

図表 IV-6 「特定研究開発成果」とは

(2) 各号

第一号

①全体

本号は、委託研究の実施過程で研究成果として著しい知見を得た場合には、合理的な期間内で、受託企業がその事実を国に報告することを、受託者が同意することを求めるものである。

②「受託者が約すること」

本号記載の内容について、国と受託企業が合意することをいう、具体的には、国と受託企業との間の委託研究契約で本号の内容が明記されることとなる。実際の契約では、報告すべき知見を得た場合として特許出願を行った場合を想定している。

(出典)『わかりやすい産業活力再生特別措置法（通商産業省編）』の「第2章 産業活力再生特別措置法の逐条解説」から抜粋

(注)下線は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

図表 IV-7 会社法

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 会社 株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。
- 二 外国会社 外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体であつて、会社と同種のもの又は会社に類似するものをいう。
- 三 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。
- 三の二 (略)
- 四 親会社 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。
- 四の二～三十二 (略)
- 三十三 公告方法 会社（外国会社を含む。）が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。
- 三十四 (略)

(合併契約の締結)

第七百四十八条 会社は、他の会社と合併をすることができる。この場合においては、合併をする会社は、合併契約を締結しなければならない。

(吸収分割契約の締結)

第七百五十七条 会社（株式会社又は合同会社に限る。）は、吸収分割をすることができる。この場合においては、当該会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継する会社（以下この編において「吸収分割承継会社」という。）との間で、吸収分割契約を締結しなければならない。

(出典)会社法

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=417AC0000000086

(注)下線は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

(補足説明)

- ※ 会社法における「会社」の文言には、外国会社は含まれていない（会社法第2条第1号）。
- ※ このため、条文上、外国会社も含める必要がある場合は、会社法第2条第33号のように「会社（外国会社を含む。）」と個別に規定することとなっている。
- ※ 会社の合併等について定める会社法第748条等においては、外国会社を含める旨の規定は置かれておらず、国内会社を前提とした制度となっている。

図表 IV-8 会社法施行規則

(定義)

第二条 (略)

2 (略)

3 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 会社等 会社 (外国会社を含む。)、組合 (外国における組合に相当するものを含む。) その他これらに準ずる事業体をいう。

三～二十三 (略)

(子会社及び親会社)

第三条 法第二条第三号に規定する法務省令で定めるものは、同号に規定する会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等とする。

2 法第二条第四号に規定する法務省令で定めるものは、会社等が同号に規定する株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該会社等とする。

3 前二項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合 (財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。) をいう (以下この項において同じ。)

一 他の会社等 (次に掲げる会社等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。) の議決権の総数に対する自己 (その子会社及び子法人等 (会社以外の会社等が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。) を含む。以下この項において同じ。) の計算において所有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合

イ 民事再生法 (平成十一年法律第二百二十五号) の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等

ロ 会社更生法 (平成十四年法律第百五十四号) の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社

ハ 破産法 (平成十六年法律第七十五号) の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等

ニ その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等

二 他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合 (前号に掲げる場合を除く。) であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数 (次に掲げる議決権の数の合計数をいう。次号において同じ。) の割合が百分の五十を超えていること。

(1) 自己の計算において所有している議決権

(2) 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権

(3) 自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している

議決権

ロ 他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者（当該他の会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。）の数の割合が百分の五十を超えていること。

（１） 自己の役員

（２） 自己の業務を執行する社員

（３） 自己の使用人

（４） （１）から（３）までに掲げる者であった者

ハ 自己が他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ 他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額に対する自己が行う融資（債務の保証及び担保の提供を含む。ニにおいて同じ。）の額（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を含む。）の割合が百分の五十を超えていること。

ホ その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。）であって、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

4 （略）

（出典）会社法

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=418M60000010012

（注）下線は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

図表 IV-9 米国特許法 第 18 章 連邦の援助を得て行われた発明に係る特許権

(CHAPTER 18 — PATENT RIGHTS IN INVENTIONS MADE WITH FEDERAL ASSISTANCE) における知的財産の帰属及び利用に関する規定

第 202 条 権利の処分

35 U.S.C. 202 Disposition of rights.

(a) 非営利団体又は小規模企業体の各々は、本条(c)(1)によって要求される開示の後の適切な期間内に、対象発明についての権原を保有する選択をすることができる。ただし、次の事情においては、資金供給契約はそれと異なる規定をすることができる。(i) 契約者が合衆国に所在していない、又は合衆国に営業所を所有していない、又は外国政府の管理下にあるとき、(ii) 特別な状況において、対象発明に関する権原を保有する権利を制限又は抹消することがこの章の政策及び目的を推進する上で有利である旨、該当機関によって決定されたとき、(iii) 制定法又は大統領命令によって海外情報活動又は反情報活動をする権限を付与されている政府当局によって、対象発明に関する権原を保有する権利を制限又は抹消することが前記活動の安全を保護するために必要であると決定されたとき、又は(iv) 資金供給契約が、主としてエネルギー省の海洋原子力推進若しくは兵器に関連する計画を対象として、政府が所有し、契約者が運転する同省の施設の運転を含んでおり、かつ、契約者が対象発明に関する権原を選択する権利についての、本項に基づく資金供給契約による制限の全てが、エネルギー省の前記 2 計画に基づいて生じる発明に限定されているとき。非営利団体又は小規模企業体の権利は、本条(c)の規定及びこの章の他の規定に従うものとする。

(a) Each nonprofit organization or small business firm may, within a reasonable time after disclosure as required by paragraph (c)(1) of this section, elect to retain title to any subject invention: Provided, however, That a funding agreement may provide otherwise (i) when the contractor is not located in the United States or does not have a place of business located in the United States or is subject to the control of a foreign government, (ii) in exceptional circumstances when it is determined by the agency that restriction or elimination of the right to retain title to any subject invention will better promote the policy and objectives of this chapter, (iii) when it is determined by a Government authority which is authorized by statute or Executive order to conduct foreign intelligence or counterintelligence activities that the restriction or elimination of the right to retain title to any subject invention is necessary to protect the security of such activities, or (iv) when the funding agreement includes the operation of a Government-owned, contractor-operated facility of the Department of Energy primarily dedicated to that Department's naval nuclear propulsion or weapons related programs and all funding agreement limitations under this subparagraph on the contractor's right to elect title to a subject invention are limited to inventions occurring under the above two programs of the Department of Energy. The rights of the nonprofit organization or small business firm shall be subject to the provisions of paragraph (c) of this section and the other provisions of this chapter.

(c) 小規模企業体又は非営利団体を相手とする個々の資金供給契約には、次の事項を実行するための適切な規定を含めなければならない。

(1) 契約者が、各対象発明を、契約者の特許問題管理責任者がその発明を知った後の適切な期間内に連邦政府機関に開示すること、及び連邦政府が、前記期間内に政府に開示されなかった対象発明に関する権原を得ることができること

(2) 契約者が、連邦政府機関への開示後 2 年以内(又は、連邦政府機関が承認する追加期間内)に、自らが対象発明に関する権原を保持するか否かを書面により選択すること。ただし、公表、販売又は公然実施によって有効な特許を合衆国において取得することができる 1 年の法定期間が始まっている場合は、連邦政府機関が、選択のための期間を法定期間の終了前 60 日以内である日まで短縮することができる。更に、連邦政府は、対象発明であって、契約者が当該期間内にそれに関する権利を保持する選択をしなかった又はそれに関する権利を選択しなかったものに関し、その権原を得ることができる。

(3) 対象発明に関する権利を選択した契約者が、公表、販売又は公然実施に起因して本法に基づいて生じる法定制限日の前に特許出願をすることに同意すること、及びその後、契約者が権原を保持しようとする他国において合理的期間内にそれに対応する特許出願をすること、及び連邦政府が、契約者が対象発明に関する特許出願をしなかった合衆国又は外国において、対象発明に関する権原を得ることができること

(4) 契約者がそれに係る権利を選択した発明に関しては、連邦政府機関が、合衆国のために又は合衆国の代理として対象発明を全世界において実施すること又は実施させることについての非排他的、譲渡不能、取消不能、支払済みのライセンスを有するものとすること。ただし、資金供給契約は、兵器の開発及び生産に関する軍事協定を含め、条約、国際協定、協力協定、仮契約又は類似の協定に基づく合衆国の義務を満たすために必要であると連邦政府機関が決定する追加の権利について規定することができ、これには対象発明に関する外国特許権を譲渡すること又は譲渡させることについての権利を含めるものとする。

(5) 契約者又はそのライセンシー又は譲受人が行っている利用又は利用するための努力に関して定期的報告を要求する連邦政府機関の権利。ただし、当該情報、及び利用又は利用するための努力に関し、第 203 条に基づく手続の一部として取得される情報は、連邦政府機関によって、他人から取得された商業的かつ財務的秘密の情報であり、秘匿特権のある秘密情報として取り扱われるものとし、合衆国法典第 5 巻第 552 条に基づく開示の適用を受けないものとする。

(6) 契約者側の義務であって、契約者若しくはその代理人、又は譲受人が合衆国において特許出願をするときは、その出願の明細書及びその出願に対して発行される特許の中に、発明が政府支援により行われた旨及び政府がその発明について一定の権利を有している旨の陳述を含ませること

(7) 非営利団体の場合は、

(A) 対象発明に関する権利を連邦政府機関の承認を得ないで、合衆国内で譲渡することの禁止。ただし、その譲渡が発明の管理をその主要職務の 1 としている団体に対して行われる場合を除く(ただし、当該譲受人が契約者と同一の規定に従うことを条件とする)。

[以下略]

(c) Each funding agreement with a small business firm or nonprofit organization shall contain appropriate provisions to effectuate the following:

(1) That the contractor disclose each subject invention to the Federal agency within a reasonable time after it becomes known to contractor personnel responsible for the administration of patent matters, and that the Federal Government may receive title to any subject invention not disclosed to it within such time.

(2) That the contractor make a written election within two years after disclosure to the Federal agency (or such additional time as may be approved by the Federal agency) whether the contractor will retain title to a subject invention: Provided, That in any case where the 1-year period referred to in section 102(b) would end before the end of that 2-year period, the period for election may be shortened by the Federal agency to a date that is not more than sixty days before the end of that 1-year period: And provided further, That the Federal Government may receive title to any subject invention in which the contractor does not elect to retain rights or fails to elect rights within such times.

(3) That a contractor electing rights in a subject invention agrees to file a patent application prior to the expiration of the 1-year period referred to in section 102(b), and shall thereafter file corresponding patent applications in other countries in which it wishes to retain title within reasonable times, and that the Federal Government may receive title to any subject inventions in the United States or other countries in which the contractor has not filed patent applications on the subject invention within such times.

(4) With respect to any invention in which the contractor elects rights, the Federal agency shall have a nonexclusive, nontransferable, irrevocable, paid-up license to practice or have practiced for or on behalf of the United States any subject invention throughout the world: Provided, That the funding agreement may provide for such additional rights, including the right to assign or have assigned foreign patent rights in the subject invention, as are determined by the agency as necessary for meeting the obligations of the United States under any treaty, international agreement, arrangement of cooperation, memorandum of understanding, or similar arrangement, including military agreements relating to weapons development and production.

(5) The right of the Federal agency to require periodic reporting on the utilization or efforts at obtaining utilization that are being made by the contractor or his licensees or assignees: Provided, That any such information, as well as any information on utilization or efforts at obtaining utilization obtained as part of a proceeding under section 203 of this chapter shall be treated by the Federal agency as commercial and financial information obtained from a person and privileged and confidential and not subject to disclosure under section 552 of title 5.

(6) An obligation on the part of the contractor, in the event a United States patent

application is filed by or on its behalf or by any assignee of the contractor, to include within the specification of such application and any patent issuing thereon, a statement specifying that the invention was made with Government support and that the Government has certain rights in the invention.

(7) In the case of a nonprofit organization, (A) a prohibition upon the assignment of rights to a subject invention in the United States without the approval of the Federal agency, except where such assignment is made to an organization which has as one of its primary functions the management of inventions (provided that such assignee shall be subject to the same provisions as the contractor);

[以下略]

第 210 条 この章の優先性

(c) この章の如何なる規定も、政府機関が、非営利団体又は小規模企業体以外の者との資金供給契約に基づく業務の実行によって行われた発明に関する権利の処分に關し、1983 年 2 月 18 日に発行された政府特許政策陳述書、政府機関の規則、その他の該当規則に従って同意する権限を制限すること、又はそれ以外に、政府機関が、前記の者が発明の所有権を保有することを許可する権限を制限するよう意図されているものではない。ただし、小規模企業体及び非営利団体以外の者との契約を含め、全ての資金供給契約は、第 202 条(c) (4) 及び第 203 条に定められた要件を含んでいなければならない。発明に関する権利の処分であつて前記の陳述書又は施行規則に従つてなされたものは、本条制定前に生じたものを含め、ここには是認される。

35 U.S.C. 210 Precedence of chapter.

(c) Nothing in this chapter is intended to limit the authority of agencies to agree to the disposition of rights in inventions made in the performance of work under funding agreements with persons other than nonprofit organizations or small business firms in accordance with the Statement of Government Patent Policy issued on February 18, 1983, agency regulations, or other applicable regulations or to otherwise limit the authority of agencies to allow such persons to retain ownership of inventions, except that all funding agreements, including those with other than small business firms and nonprofit organizations, shall include the requirements established in section 202(c) (4) and section 203 . Any disposition of rights in inventions made in accordance with the Statement or implementing regulations, including any disposition occurring before enactment of this section, are hereby authorized.

(出典) 日本語：特許庁ウェブサイト「外国産業財産権制度情報」掲載参考仮和訳

英語：Consolidated Patent Laws (統合版米国特許法)，United States Code Title 35 – Patents (合衆国法典第 35 卷—特許)

(注) 下線及び □ 内の注記は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

図表 IV-10 米国特許法 第 18 章 連邦の援助を得て行われた発明に係る特許権
(CHAPTER 18 — PATENT RIGHTS IN INVENTIONS MADE WITH FEDERAL
ASSISTANCE)

における知的財産の譲渡の制限に関する規定

第 202 条 権利の処分

35 U.S.C. 202 Disposition of rights.

(c) 小規模企業体又は非営利団体を相手とする個々の資金供給契約には、次の事項を実行するための適切な規定を含めなければならない。

(c) Each funding agreement with a small business firm or nonprofit organization shall contain appropriate provisions to effectuate the following:

(7) 非営利団体の場合は、

(A) 対象発明に関する権利を連邦政府機関の承認を得ないで、合衆国内で譲渡することの禁止。ただし、その譲渡が発明の管理をその主要職務の 1 としている団体に対して行われる場合を除く（ただし、当該譲受人が契約者と同一の規定に従うことを条件とする）。

[以下略]

(7) In the case of a nonprofit organization, (A) a prohibition upon the assignment of rights to a subject invention in the United States without the approval of the Federal agency, except where such assignment is made to an organization which has as one of its primary functions the management of inventions (provided that such assignee shall be subject to the same provisions as the contractor);

[以下略]

(出典) 日本語：特許庁ウェブサイト「外国産業財産権制度情報」掲載参考仮和訳

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm

英語：Consolidated Patent Laws（統合版米国特許法），United States Code Title 35 – Patents（合衆国法典第 35 巻－特許） http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/consolidated_laws.pdf

(注) 下線及び □ 内の注記は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

図表 IV-11 米国特許法 第 18 章 連邦の援助を得て行われた発明に係る特許権

(CHAPTER 18 — PATENT RIGHTS IN INVENTIONS MADE WITH FEDERAL ASSISTANCE)

における知的財産の実施許諾（ライセンス）の制限に関する規定

第 204 条 合衆国産業の優先性

この章の他の如何なる規定にも拘らず、対象発明についての権原を取得する小規模企業体又は非営利団体、及び当該小規模企業体又は非営利団体の譲受人は、他人が対象発明を具現化する製品又は対象発明である方法によって生産される製品が実質的に合衆国において製造されることに同意しない限り、当該他人に合衆国において対象発明を使用し又は販売する排他権を付与してはならない。ただし、個別の事件においては、発明が行われる基礎となった資金供与契約の当事者である連邦政府機関は、小規模企業体、非営利団体又はその譲受人が、実質的に合衆国において製造する見込みのある潜在的ライセンシーに対して類似の条件に基づいてライセンスを供与するための合理的な努力が成功しなかったこと、又は現状においては国内生産が商業的に実行不能であることを証明したときは、前記の合意についての要件を放棄することができる。

35 U.S.C. 204 Preference for United States industry.

Notwithstanding any other provision of this chapter, no small business firm or nonprofit organization which receives title to any subject invention and no assignee of any such small business firm or nonprofit organization shall grant to any person the exclusive right to use or sell any subject invention in the United States unless such person agrees that any products embodying the subject invention or produced through the use of the subject invention will be manufactured substantially in the United States. However, in individual cases, the requirement for such an agreement may be waived by the Federal agency under whose funding agreement the invention was made upon a showing by the small business firm, nonprofit organization, or assignee that reasonable but unsuccessful efforts have been made to grant licenses on similar terms to potential licensees that would be likely to manufacture substantially in the United States or that under the circumstances domestic manufacture is not commercially feasible.

(出典) 日本語：特許庁ウェブサイト「外国産業財産権制度情報」掲載参考仮和訳

http://www.jpo.go.jp/shiryu/s_sonota/fips/mokuji.htm

英語：Consolidated Patent Laws（統合版米国特許法），United States Code Title 35 – Patents（合衆国法典第 35 巻－特許） http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/consolidated_laws.pdf

(注) 下線及び □ 内の注記は、三菱 U F J リサーチ&コンサルティング(株)による。

図表 IV-12 米国特許法 第 18 章 連邦の援助を得て行われた発明に係る特許権
(CHAPTER 18 — PATENT RIGHTS IN INVENTIONS MADE WITH FEDERAL
ASSISTANCE)

における知的財産が未活用の場合の対処に関する規定

第 201 条 定義

この章で使用される場合は、用語の意味は次のとおりとする。

35 U.S.C. 201 Definitions.

As used in this chapter —

[以下、一部の用語のみ抜粋]

(f) 「実際の利用」とは、組成物又は製品の場合においては製造すること、方法又は手法の場合においては実行すること、機械又はシステムの場合は運転することをいう。何れの場合においても、その発明が現に利用されていること、及び法又は政府規制によって認められる場合は、その便益を合理的条件によって公衆が利用することができることを確認することができることを条件とする。

(f) The term “practical application” means to manufacture in the case of a composition or product, to practice in the case of a process or method, or to operate in the case of a machine or system; and, in each case, under such conditions as to establish that the invention is being utilized and that its benefits are to the extent permitted by law or Government regulations available to the public on reasonable terms.

第 203 条 介入権

(a) 小規模企業体又は非営利団体がこの章に基づいてその権原を取得した対象発明に関しては、対象発明が行われる基になった資金供給契約の当事者である連邦政府機関は、本法に基づいて公布される規則に定められる手続に従い、対象発明に係る契約者、譲受人又は排他的ライセンシーに対し、如何なる使用分野におけるものであれ、非排他的、一部排他的又は排他的ライセンスをその状況下において合理的な条件に基づき、責任能力のある申請人に付与するよう要求すること、及び契約者、譲受人又は排他的ライセンシーが当該要求を拒絶した場合は、当該ライセンスを連邦政府機関自体に付与するよう要求することができる。ただし、当該連邦政府機関が次の事項を決定する場合に限る。

(1) 当該措置が、契約者又は譲受人が該当する使用分野における対象発明の実際の利用を達成するための有効な手段を講じていない又は合理的な期間内に講じることが期待できないために、必要であること

(2) 当該措置が、契約者、譲受人又はそのライセンシーによって適切な程度には満たされていない衛生上又は安全上の要求を軽減するために必要であること

(3) 当該措置が、連邦政府の規則に定められている公共的使用の要件を満たすために必要であり、かつ、当該要件が契約者、譲受人又はライセンシーによって適切な程度には満たされていないこと、

又は

(4) 当該措置が、第 204 条によって要求される合意が取得若しくは放棄されていないために、又は合衆国において対象発明を実施若しくは販売する排他権に係るライセンスが第 204 条に従って取得された契約に違反しているために、必要であること

(b) 本条又は第 202 条(b)(4)による決定は、合衆国法典第 41 巻第 71 章の適用を受けない。行政不服申立手続は、第 206 条に従って公布される規則によって定められるものとする。更に、本条に基づく決定によって不利益を被る契約者、発明者、譲受人又は排他的ライセンスは、その決定が行われてから 60 日以内の如何なるときにも合衆国連邦請求裁判所に請願書を提出することができ、当該裁判所は、記録された上訴について決定をし、事情に応じて、連邦政府機関の決定を確認、取消、差戻又は変更する権限を有する。(a)(1)及び(3)に記載した事件の場合は、連邦政府機関の決定は、前文に基づいて行われた不服申立又は請願が究明されるまでは未決の状態にしておくものとする。

35 U.S.C. 203 March-in rights.

(a) With respect to any subject invention in which a small business firm or nonprofit organization has acquired title under this chapter, the Federal agency under whose funding agreement the subject invention was made shall have the right, in accordance with such procedures as are provided in regulations promulgated hereunder, to require the contractor, an assignee, or exclusive licensee of a subject invention to grant a nonexclusive, partially exclusive, or exclusive license in any field of use to a responsible applicant or applicants, upon terms that are reasonable under the circumstances, and if the contractor, assignee, or exclusive licensee refuses such request, to grant such a license itself, if the Federal agency determines that such —

(1) action is necessary because the contractor or assignee has not taken, or is not expected to take within a reasonable time, effective steps to achieve practical application of the subject invention in such field of use;

(2) action is necessary to alleviate health or safety needs which are not reasonably satisfied by the contractor, assignee, or their licensees;

(3) action is necessary to meet requirements for public use specified by Federal regulations and such requirements are not reasonably satisfied by the contractor, assignee, or licensees; or

(4) action is necessary because the agreement required by section 204 has not been obtained or waived or because a licensee of the exclusive right to use or sell any subject invention in the United States is in breach of its agreement obtained pursuant to section 204.

(b) A determination pursuant to this section or section 202(b)(4) shall not be subject to chapter 71 of title 41. An administrative appeals procedure shall be established by regulations promulgated in accordance with section 206. Additionally, any contractor, inventor, assignee, or exclusive licensee adversely affected by a determination under this section may, at any time within sixty days after the determination is issued, file a petition in the United States Court of Federal Claims, which shall have jurisdiction to

determine the appeal on the record and to affirm, reverse, remand or modify, as appropriate, the determination of the Federal agency. In cases described in paragraphs (1) and (3) of subsection (a), the agency's determination shall be held in abeyance pending the exhaustion of appeals or petitions filed under the preceding sentence.

(出典) 日本語：特許庁ウェブサイト「外国産業財産権制度情報」掲載参考仮和訳

英語：Consolidated Patent Laws（統合版米国特許法），United States Code Title 35 – Patents（合衆国法典第35巻－特許）

(注) 下線は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

V. 調査結果から得られた示唆のまとめ

1. 推進すべき国際共同研究の類型

【論点 1】どのような類型の国際共同研究を推進すべきか

- ◆類型は、推進すべき国際共同研究という形であらかじめ示すのではなく、国際共同研究の成功事例を示す際の整理として使うと良い。

どのような類型の国際共同研究を推進すべきかについては、技術獲得か市場獲得かといった目的で研究場所を決めているのではなく、どこで誰が研究するかは結果であり、テーマによりベストな類型を採るものであるとの意見があった。また、類型は、成功事例を示す際の事例のパターン分けに活用すると良いとの意見があった。

2. 国外企業等の参加を認める際の条件

【論点 2】国外企業等の参加を認める際に満たすべき条件として、どのような条件を設定すべきか

- ◆国外企業等の参加を認める際に満たすべき条件としては、内需への効果だけではなく、日本の国際競争力を上げるという観点から条件出しをすると良い。

国外企業等の参加を認める際に満たすべき条件としては、研究開発の成果の我が国への還元が重要だが、従来の製造・雇用・調達といった内需への効果にとどまらず、これからの時代は、グローバル化に対応可能な技術開発、標準化、市場拡大・開拓を含めて日本の国際競争力の向上を条件にすると良いとの指摘があった。

- ◆国外企業等の参加要件と知財権の制限は、両方を合わせて考えるべき。

国外企業等の参加を認める際に満たすべき条件を検討する際には、知的財産権の制限と合わせて考えるべきとの指摘があった。米国のバイ・ドール法には、「契約者が米国内に営業所を有さない」場合や「外国政府の管理下にある」場合等には、「発明に関する権利を保持することを選択できない資金助成契約とすることができる」という規定があるのに対し、日本版バイ・ドール制度には、こうした制限が無いことから、国外企業等の参加制約を緩くすると、技術流出につながる恐れがあるためである。

- ◆我が国の産業技術力を強化するという国プロの目的から鑑みて、我が国企業等／産業と

激しく競合している国外企業等の参加や、競合の激しい分野における国際共同研究は避けるべきである。

我が国の産業技術力を強化するという国プロの目的から鑑みて、我が国企業等／産業と激しく競合している国外企業等の参加は認めるべきではなく、また、競合の激しい分野における国際共同研究は避けるべきであるとの意見が聞かれた。

3. 国外企業等の日本法人による国プロで得た特許権等の親会社等への移転等についての事前承認の義務付け

【論点 3】国外企業等の日本法人は、現状においても、外国に所在する子会社または親会社に対し、国の研究開発プロジェクトに参加して得た特許権等を、我が国の事前承認を得ることなく、移転または専用実施権等を設定することができるが、事実上の事前承認が可能となるように変更すべきか

産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール制度）は、特許権等の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾（以下「移転等」という。）について国の事前承認を義務付けているが、同施行令において、「株式会社・・・が・・・その子会社・・・又は親会社・・・に」特許権等の移転等を行う場合は、事前承認は不要と定めている。

内閣府の「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）」は、例外的に、親会社または子会社への移転の場合も事前承認を必要とする契約の締結を規定で定めているものの、他のプログラムでは、外国に所在する子会社または親会社に対し、国の研究開発プロジェクトに参加して得た特許権等を、我が国の事前承認を得ることなく、移転等することができてしまう状況にある。

◆特許権等の移転等については、親子間移転の場合も、事前承認を必要とすべき。

委員会では、外資系企業が参加した場合だけでなく、我が国のベンチャー企業が国外の大手企業に「買収」されて国外企業の子会社である外資系日本企業に後からなるケースが今後増えるだろうとの指摘があり、そうなった時に、我が国の研究開発プロジェクトで得られた特許権等を、外国に所在する子会社または親会社が、我が国の事前承認を得ることなく実施できるのは問題であり、事前承認を必要とする規定に改正すべきとの意見が大半を占めた。事前承認を必要としたから全て不可となるわけではなく、日本の国内産業の競争力強化に役立つかどうかを国がチェックできる仕組みを制度的に担保しておくために必要という主旨である。

また、企業ヒアリングでは、現状の規程を知らない企業も見られ、国の研究開発プロジェクトで得た知的財産権を外資系企業が自由に本国に移転できるのであれば、我が国が有

利になるから進めたと国民に対して説明ができる必要があるとの声があった。

- ◆事前承認の条件としては、特許権等が移転等されても、プロジェクト参加企業等に対するライセンス条件は将来的に保証されること、特に、合併・買収等による国外の親会社または子会社への移転等の場合は、日本の産業技術力強化への寄与、日本への納税、日本での雇用創出といった日本へのメリットがあるようにすることを定めるべき。

親子間での特許権等の移転等の承認の条件としては、親子間で特許権等が移転等されても、プロジェクト参加企業等に対するライセンス条件は将来的に保証されるようにすることが、企業ヒアリングでは聞かれた。委員会では、特に、合併・買収等による国外の親会社または子会社への移転等の場合、日本の産業技術力強化への寄与、日本への納税、日本での雇用創出等、なんらか日本へのメリットがあるようにすることを定めるべきとの意見が多くあった。

4. 国プロ参加企業等の合併・買収に備えた規定

【論点 4】国の研究開発プロジェクトに参加した企業等（我が国企業等・国外企業等にかかわらず）の合併・買収に備えた規定を契約において定めるべきか

- ◆産業技術力強化法における「合併又は分割」は国内企業等の間に限定されている旨をガイドライン等に明記すべき。

産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール制度）は、特許権等の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾（以下「移転等」という。）について国の事前承認を義務付けているが、「合併又は分割により」移転等する場合は、事前承認は不要と定めている。

「合併」は、我が国の会社法では内国法人同士でのみ行うことが前提となっており、内国法人と外国法人とが我が国において直接「合併」することはなく、国外企業が我が国で合併をする場合は日本法人の設立が必要となる。

このため、「合併又は分割」については、我が国国内でのみ行うことが前提であり、「合併又は分割」によって知的財産権等の国外企業等への移転等が可能になることは無いため、特段の規定は不要であると言える。

しかしながら、委員からは、会社法以外の法においても外国法人が法の対象から除外されているかどうかは定かではないため、産業技術力強化法における「合併又は分割」は国内会社に限定されていると明記が必要であるとの指摘があった。また、産業技術力強化法は内国同士の場合に限るという解釈は、一般には分かりにくいので、当該解釈を注釈でもよいので明記すべきとも指摘された。

- ◆国外企業等による国内企業等の「買収」そのものは規制できないため、国外の子会社または親会社への特許権等の移転等について事前承認を必要とする規定に改正すべき（論点 3 と関連）。

他方、「買収」とは、他の法人の経営権を確保できる（通常は過半数の）議決権を得られる株式を買い取ること（出資すること）を指し、これは国外企業等が直接、我が国企業に対して行うことも可能である。

「買収」については、国外企業等による国内企業等の「買収」そのものは規制できない。したがって、買収後に、親会社等に対して知的財産権等が、国の関知しないところで移転等されることを防ぐためにも、論点 3 で記載した親子間移転も事前承認を必要とすべきではないかとの意見があった。

5. 国プロに参加した国外企業等の知的財産権の帰属に係る制限

【論点 5】国の研究開発プロジェクトに参加した国外企業等の知的財産権の帰属に制限を付けるかどうか

- ◆国プロで国費を拠出した国外企業等が創出した知的財産については、我が国の産業技術力を強化するという国プロの目的や我が国国民の税金が原資であることを鑑みると、国がその権利を譲り受けることは適当。

産業技術力強化法（第 17 条が日本版バイ・ドール制度）は、国の研究開発プロジェクトに参加した企業等が得た知的財産権を、国は企業等から「譲り受けないことができる」と定めているが、委員会では、国外企業等からは、国が譲り受けることが適当であるとの意見が多く聞かれた。

その理由としては、産業技術力強化法は、日本の産業技術力強化を目的としていることや、国内法であり国外企業等に適用されるものではないと考えられること等が挙げられた。

米国バイ・ドール法も、「契約者が合衆国に所在していない、又は合衆国に営業所を所有していない、又は外国政府の管理下にあるとき」は、発明の権利を国が「保有する選択をすることができる」と定めており、日本だけが国外企業等に対して差別的な扱いをすることにも当たらない。

- ◆マジョリティの権利持ち分を持つことには意味があり、国は 2 分の 1 を超える持ち分を持つべき。

国外企業等が国の研究開発プロジェクトに参加して得た知的財産権を、国が譲り受ける場合の持ち分比率については、100%無償譲渡すると規程に定めているファンディング機関もあり、内閣府の「戦略的イノベーション創造プログラム (SIP)」について管理法人の NEDO

では、NEDO と 国 外 機 関 等 が 「 均 等 に 共 有 」 と し て 規 程 に 定 め て い る。

委員会では、国外企業等の持ち分を政策的判断により制限しようということであれば 50 対 50 というのは政策実現として中途半端である、マジョリティをどちらが持っているかは財産権としては意味を持つ、国外企業等が買収される際のデューデリジェンスにも影響するといった意見が出され、経済産業省では、2019 年 11 月に「50%以上の持ち分は国等に帰属するものとする」とした「国の研究開発プロジェクトにおける国際連携強化に関する基本的な考え方」を示した。

委員会では、また、ガイドライン等の記載が交渉の出発点となるので、国外企業等の持ち分が多いところから交渉を開始することは（我が国の持ち分がさらに減ってしまうので）できないとの指摘もあった。

そして、国が持ち分の 50%以上を持つという今般の新機軸の背景や理由を明記し、国外企業等に対して十分に説明することが必要との意見が聞かれた。

国やファンディング機関が国外企業等の知的財産権の持ち分を持つと定めておくことについては、契約内容にかかわらず法制度上の実施権者になることを意味するので安心があるとの声も、企業ヒアリングでは聞かれた。

◆国際共同研究を促進するためには、知的財産に関するルールを応募要件として明確に示すべき。採択条件に明記しておかないと契約で義務付けることができない。

委員会では、知的財産に関するルールは、規程に明記せずに運用で対応するのではなく、応募要件に明確に記しておくことが必要との意見が多く聞かれた。採択条件に明記しておかないと、採択後に契約でそのように規定することを説明することができないためである。

◆ルールに明記した上で、我が国の府省・ファンディング機関が統一的な対応を採ることが重要。

また、研究開発に助成している我が国の府省やファンディング機関が、それぞれ異なる対応を採るのではなく、統一的な対応を採ることが重要との指摘もみられた。

◆日本版バイ・ドール制度は、国と国外企業等による知的財産権の共有を想定していない。国が知的財産権を国外企業等と保有することについて法律を改正して規定しない限り、契約の際に 17 条の 4 条件をセットで課すべき。

産業技術力強化法（第 17 条が日本版バイ・ドール制度）は、国の研究開発プロジェクトに参加した企業等が得た知的財産権を、国は企業等から「譲り受けないことができる」と定めているが、「次の各号のいずれにも該当する場合には」として以下の 4 つの条件（以下、「日本版バイ・ドール 4 条件」という。）を定めている。

図表 V-1 日本版バイ・ドール 4 条件

- 一 特定研究開発等成果が得られた場合には、遅滞なく、国にその旨を報告することを受託者等が約すること。
- 二 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾することを受託者等が約すること。
- 三 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾することを受託者等が約すること。
- 四 当該特許権等の移転又は当該特許権等を利用する権利であって政令で定めるものの設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、合併又は分割により移転する場合及び当該特許権等の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として政令で定める場合を除き、あらかじめ国の承認を受けることを受託者等が約すること。

(出典)産業技術力強化法

[https://elaws.e-](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=412AC0000000044#9)

[gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=412AC0000000044#9](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=412AC0000000044#9)

日本版バイ・ドール 4 条件については、国外企業等が知的財産権の 50%未満の持ち分しか持てないとしても、全て課すべきとの指摘があった。理由は、日本版バイ・ドール制度は、国と国外企業等による知的財産権の共有を想定していないため、国が知的財産権を国外企業等と共有することについて、法律を改訂して規定しない限り、契約の際に 4 条件をセットで定めるしかないというものである。また、4 条件を国外企業等に対してだけ外すのは、逆に公平ではない、4 条件はセットであり、全て課すべきであるとの説明である。

さらに、国外への技術流出には規制をかけるべきであり、そのためには、法による規制だけでなく、公募要領で制限をかけるなど別の方法でも規制をかけると共に、流出しそうな時にそれを止められるようにしておくべきとの意見も聞かれた。

6. 国プロに参加した国外企業等による知的財産権の実施・実施許諾に係る制限

【論点 6】国の研究開発プロジェクトに参加した国外企業等による知的財産権の実施・実施許諾に制限を付けるかどうか

- ◆国の研究開発プロジェクトに参加した国外企業等による知的財産権の実施・実施許諾について、プロジェクト参加者の間では、あらかじめ、プロジェクト参加企業等に対するライセンス条件や、プロジェクト参加企業等に対する競業を行わないこと、プロジェクト参加企業等の競合企業へライセンスしないこと等を将来的に保証する契約を締結しておくようガイドライン等に明記しておくべき。

国の研究開発プロジェクトに参加した国外企業等による知的財産権の実施・実施許諾について、プロジェクト参加者の間で、あらかじめ、プロジェクト参加企業等に対するライセンス条件や、プロジェクト参加企業等に対する競業を行わないこと、プロジェクト参加企業等の競合企業へライセンスしないこと等を将来的に保証する契約を締結しておくことが重要との意見が企業ヒアリングで多数聞かれた。また、契約で定めておくべきライセンス条件の例も様々挙げられた。

委員会では、プロジェクト参加者の間で定めておくべきこうした契約内容について、不慣れな企業等に参考になるよう、ガイドライン等に明記しておくべきとの意見があった。

◆国の研究開発プロジェクトに参加した国外企業等による知的財産権の実施・実施許諾について、研究開発の成果の日本への還元を担保させる等、日本国内にメリットがあるようにすることを、国外企業等に対して国は義務付けるべき。

国の研究開発プロジェクトに参加した国外企業等による知的財産権の実施・実施許諾については、国もまた国外企業等の契約において、専有実施権の設定先は日本企業を優先するなど日本国内にメリットがあるようにすることを国外企業等に対して義務付けるべきとの意見が、企業ヒアリングにおいても委員会においても聞かれた。

米国バイ・ドール法は、米国内での製造を優先させる規定を定めているが、今の時代、製造だけでなくサービスも含めてライセンス全般の相手先を規制し、研究開発の成果の日本への還元を担保させることが必要との指摘があった。

7. 国による国外企業等と共有する知的財産権の積極的活用の妥当性

【論点 7】 国は、国外企業等と共有する知的財産権を積極的に活用すべきか

◆国には、共有相手から都度同意を得ることなく無条件で実施許諾できる権利を持たせるべき。

産業技術力強化法（第 17 条が日本版バイ・ドール制度）は、国の研究開発プロジェクトに参加した企業等が得た知的財産権を、国は企業等から「譲り受けないことができる」場合の条件として、上述した「日本版バイ・ドール 4 条件」にあるように、

- ・「二 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で」その特許権等を「利用する権利を国に許諾」すること
- ・「三 特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合」に国がその特許権等の「活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは」、その特許権等を「利用する権利を第三者に許諾」すること

と定めている。

二によって国は、実施はできるが実施許諾することはできず、また、三はこれまで実行されたことは無いと、委員会において指摘があった。

他方、米国バイ・ドール法では、資金助成契約の契約者が選択すれば発明に関する権利を保持できるが、連邦政府も同時に、米国のためにまたは米国の代理として、全世界においてその発明を「実施すること又は実施させること」について、非排他的かつ譲渡不能で取消不能の権利（ライセンス）を、ロイヤリティを支払うことなく、契約者から付与されると、実施と実施許諾について明確に定められている。さらに、「兵器の開発及び生産に関する軍事協定を含め、条約、国際協定、協力協定、仮契約又は類似の協定に基づく合衆国の義務を満たすために必要であると連邦政府機関が決定する追加の権利について規定することができ」と定められている。

二によって国は、国の事業として第三者に実施を委託することは可能であると考えられるものの、我が国の特許法では、そもそも、共有相手の同意無しに実施許諾できないこともあり、我が国においても、国には、共有相手から都度同意を得ることなく無条件で実施許諾できる権利を持たせるべきとの意見が聞かれた。

◆国が国外企業等と知的財産権を共有していることにより技術の国外流出を阻止できるため、積極的な実施許諾が実現しなくても、国が国外企業等と知的財産権を共有していること自体に意義はある。

国が国外企業等と共有している知的財産権を積極的に活用すべきかについては、同じ研究開発プロジェクトに参加した国内企業等を実施許諾等することは、通常、プロジェクト内では知的財産を共有しているかどうかにかかわらず、相互に有利な条件で実施許諾する契約としているため、敢えて規定する必要は無く、プロジェクトに参加していなかった企業に対する実施許諾等については賛否両論があった。

一方、特許を保有する意義は、本来は独占的排他権、つまり差し止め請求権であるといわれており、その趣旨からしても、国が国外企業等と知的財産権を共有していることにより、国外企業等が行おうとする実施／実施許諾を国が阻止できる、すなわち技術の国外流出を阻止できるため、共有していることだけで意義はあるとの指摘があった。

VI. 参考資料

1. 「国の研究開発プロジェクトにおける国際連携強化に関する基本的な考え方」

経済産業省 産業技術環境局 総務課と研究開発課は、2019 年 11月に国の研究開発プロジェクトへの国外企業等の参加等に際して留意すべき点を基本的な考え方として示した⁴³。

次ページ以降に本文と、その概要を掲載する。

(1) 「国の研究開発プロジェクトにおける国際連携強化に関する基本的な考え方」 本文

⁴³ 経済産業省 産業技術環境局 総務課・研究開発課「国の研究開発プロジェクトにおける国際連携強化に関する基本的な考え方」
https://www.meti.go.jp/policy/innovation_policy/basic_policy.html

国の研究開発プロジェクトにおける国際連携強化に関する基本的な考え方

令和元年 11 月 6 日
経 済 産 業 省
産 業 技 術 環 境 局
総 務 課・研 究 開 発 課

1. 背景・問題意識

経済産業省の研究開発プロジェクト(以下「プロジェクト」という。)の目的の一つは、環境・エネルギー制約、少子高齢化、防災・減災、セキュリティ対策など日本が直面する社会課題の解決である。これらの社会課題の中には諸外国も抱えている課題があり、日本の解決手法による国際貢献や海外市場の創出なども期待される。また、プロジェクトのもう一つの目的は、日本の産業競争力の維持・向上である。

近年、解決すべき社会課題の複雑化、海外を含むサプライチェーンの多層化等により、日本が保有する技術や研究力だけで課題解決や産業競争力向上を目指すことは困難になりつつある。また、国際的な技術開発競争の進展等により、分野によっては日本の研究者が世界最先端の技術情報に接する機会を喪失しているとの懸念すらある。そのような中、プロジェクトの目的を達成するため、海外の技術の積極的な導入(inbound)や、国際的なサプライチェーンの核心部分への日本企業等のポジショニング確保(outbound)など、プロジェクトにおける国外の企業、国外の大学、国外の研究機関又は外国籍の研究者(以下「国外企業等」という。)の参加や連携(以下「参加等」という。)を進める必要がある。

上記のような背景・問題意識を踏まえ、産業構造審議会産業技術環境分科会研究開発・イノベーション小委員会では、公的資金が拠出される国(経産省・NEDO 等)の研究開発において、我が国の経済活性化への貢献を最大化する観点から国外企業等とのグローバルオープンイノベーションを積極的に進めることについて検討が行われた。

委員からは、予算以外の規制や国際標準の整備などの手法の検討の必要性、チャレンジングな研究について国外の企業のほうが意欲的であるが連携体制の変更についての考慮が必要、海外での予算執行時の現地法令の遵守等の意見が出された。

これらの議論を踏まえ、2019 年 6 月 11 日に同小委員会から公表された中間とりまとめでは、「公的資金が拠出される国の研究開発においては、日本経済活性化への

貢献を最大化するために、海外企業等とのグローバルオープンイノベーションを積極的に進めることが求められる」こと、また、「海外企業等との連携を積極的に進める場合の類型やリスク管理等の観点からの留意点の大枠を定め、さらに海外企業等とのグローバルイノベーションを進めるために必要な知的財産マネジメント等について検討を行う必要がある」ことが提言されたところである。

参考

「中間とりまとめ」(令和元年 6 月 11 日)

産業構造審議会 産業技術環境分科会研究開発・イノベーション小委員会
一部抜粋(P12-13,18 参照)

3.(4)① iv) 国際共同研究を通じたオープンイノベーションの推進

オープンイノベーションの拡がりには国内にとどまるものではなく、世界的な市場確保の視点からも重要である。世界市場で商業化されるべき新しい革新的技術に基づく製品、プロセスまたは技術サービス等に着眼して、日本企業と海外企業との共同研究を NEDO と相手国の資金支援機関との協力下で支援するコファンド事業(国際研究開発事業)をイスラエル、ドイツ及びフランスとの間で継続しつつ、日本企業が主体的に追い求める技術の共同研究を可能とする視点において、上記 3 カ国に限定しない新規プロジェクトにも着手し、グローバルなオープンイノベーション及びその環境の構築を通じた日本企業の市場獲得を推進すべきである。

特に、エネルギー・環境分野では、ミッション・イノベーションや ICEF (Innovation for Cool Earth Forum) など既存の取組みを引き続き活用しつつ、新たな取組みとして、世界の主要国の科学・技術の指導的人材を日本に招聘する国際会議を行うことにより、多様な知見を融合し、温室効果ガスの大幅な排出削減に向けた非連続なイノベーション創出に繋げていくことも重要である。具体的には、クリーン・エネルギー技術分野における世界の主要国の研究機関のリーダーを集め、共にイノベーションに力を合わせる機会としての国際会議(RD20 : Research and Development 20 for clean energy technologies)が ICEF の結果も活用する形で、イノベーション創出に向けて連携して日本で開催される。RD20 を通じ、研究機関間のアライアンスを強化し、国際的な共同研究開発の展開等に繋げ、世界の叡智から具体的なイノベーション創出を図る機会を日本が主導していくことが重要である。

3.(6)① i) 国の研究開発における海外企業等との連携のための環境整備

公的資金が拠出される国の研究開発においては、日本の経済活性化への貢献を最大化するために、海外企業等とのグローバルオープンイノベーションを積極的に進めることが求められる。

このため、海外企業等との連携を積極的に進める場合の類型やリスク管理等の観点からの留意点の大枠を定め、さらに海外企業等とのグローバルイノベーションを進めるために必要な知的財産マネジメント等について検討を行う必要がある。

日本版バイ・ドール制度が施行されて約 20 年経つが、施行当時に比べて大幅に国際的な研究開発の可能性・機会が増えている。そのような中で、研究開発成果(特に特許)の活用を図るため、どのような取組みが必要かさらに検討を深める必要がある。

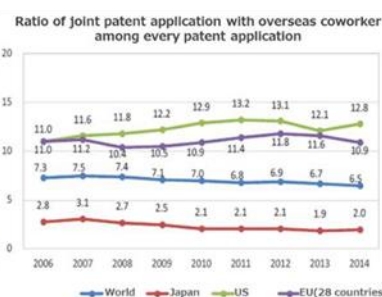
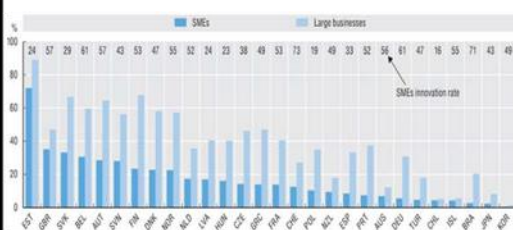
(海外との連携状況)

研究開発全体における自社単独／外部連携の割合

国際共同研究を実施している企業の割合（国別比較）
（2012年～2014年）

海外研究者との共同出願の比率の推移

	(%)
自社単独での開発	61.4
グループ内企業	8.4
国内の同業他社 (水平連携)	2.7
国内の同/異/チェーン内の他 社(垂直連携)	5.6
国内の他社(異業種連携)	3.9
国内の大学	8.6
国内の公的研究機関	3.1
国内のベンチャー企業	0.9
海外の大学	1.2
海外の公的研究機関	0.3
海外企業 (ベンチャー企業除く)	1.5
海外のベンチャー企業	0.4
他企業等からの受託	2.1



左図：（資料）経済産業省「オープン・イノベーション等に係る企業的意思決定プロセスと意識に関するアンケート調査」, 2015.
中央図：（資料）OECD「Science, Technology and Industry Scoreboard 2017」

このように、プロジェクトにおける国外企業等の参加等を積極的に進める必要がある一方で、プロジェクトへの国外企業等の参加等に際しては、意図しない技術流出・漏洩の防止など、留意すべき点がある。このため、

- ① どのようなプロジェクトに関してどのような形で国外企業等の参加等を進めるか(プロジェクトの類型、参加等の形態などに関する留意事項)
- ② 公募等における選考・採択の基準(日本の経済活性化への貢献等)
- ③ 国外企業等の参加等があるプロジェクトにおける成果管理等マネジメントの在り方などについて、基本的な考え方を以下に示す。

2. 国外企業等の参加等の促進

プロジェクトにおいて積極的に国外企業等の参加等を進めるケースについては、そのプロジェクトや研究分野に応じて様々な場合が想定されるが、その基本的な類型と参加等の形態に関する留意事項は以下のとおり。

(1) 国外企業等の参加等が想定されるプロジェクトの類型

① 技術獲得・共創型(いわゆる inbound)

プロジェクトの研究要素の一部について国外企業等が優位であり、当該国外企業等の参加あるいは特許ライセンス等に基づいてプロジェクトを実施することが合理的なケース。国外企業等と win-win の関係を築くことで日本企業等に足りない技術を取り込んでキャッチアップする場合や、海外の有力技術に対して敢えて対抗せず適正な条件でのライセンス供与等の下に迅速かつ円滑な研究開発・実用化を図る場合等がこれに該当する。

このケースでは、参加等が期待されるのは、特に優れた技術を持つ国外企業等であり、事前に企業名等がわかっている場合が多いと考えられるが、広く海外の技術情報を収集することで、最適なプロジェクト推進体制(特に、若い海外研究者の招へいなど)を組成することも検討すべきである。その際、当該分野における著名な web サイト、出版物、イベント等の活用も検討に値する。

【想定される分野・プロジェクト等】AI、クリーン・エネルギー

② 市場獲得・創出型(いわゆる outbound)

将来の世界市場の創出や国際標準の獲得等を目指し、国際連携の下に、研究開発を実施するケース。国際的なパテントプールや公共調達や安全規格等の基準作りなどと一体的に研究開発を実施することで、市場化・社会実装に至るまで切れ目のないロードマップが示されている場合、大規模なユーザーが海外に存在し、そのニーズを確認しながら研究開発を進める場合等が該当する。

このケースでは、参加等が期待されるのは、国際市場で影響力を持つ国外企業等であることが想定され、広く参加者等を募るというよりは、日本のプロジェクトへの参加等を当該国外企業等に対してピンポイントで打診することも想定される。

【想定される分野】ロボット、バイオマス

③ 持帰型(海外研究環境・事業環境の活用)

研究設備・知財や人員等の環境が我が国よりも優れている海外の研究拠点の活用や、日本よりも規制緩和等が進んでいる国・地域におけるチャレンジングな技術検証など、海外での研究開発の成果を持ち帰るケース。

このケースでは、どの国外企業等の施設等を活用すると、最良の成果が得られるかという判断が必要となる。このため、候補となる国外企業等から企画提案を集めることも一案である。

【想定される分野】スマートグリッド

(国外企業等との連携を積極的に進める場合の類型やリスク管理等の観点からの留意点の大枠(2019年6月11日産業構造審議会産業技術環境分科会研究開発・イノベーション小委員会「中間とりまとめ」(説明資料))

課題6-1 国の研究開発プロジェクトにおける海外連携の在り方 (中略とまとP18 3.(6)①)における留意点の大枠)

- 公的資金が拠出される国(経産省・NEDO等)の研究開発においては、日本の経済活性化への貢献を最大化するために、最も優れた知見・人材の活用、海外市場の獲得、研究開発の効率性を追求する観点から、積極的に海外企業等とのグローバルオープンイノベーションを進めることが求められる。
- その際、貿易管理等の法令遵守に加え、知的財産マネジメント等のガイドライン等にも十分に留意しながら、海外での取組みを踏まえつつ、適切に、技術流出防止、知的財産マネジメント及びリスク管理に取り組んでいくことが必要。

1. 積極的に海外企業等とのグローバルイノベーションを進めるケース

(1) 技術獲得・共創型 (いわゆるinbound)	(2) 市場獲得・創出型 (いわゆるoutbound)	(3) 持帰型 (海外環境の活用)
■ 海外の優れた技術・研究者を活用しながら開発する場合 ・ 海外企業等の参加やライセンス供与 ・ コファンド型による実施 ・ 海外技術者の招聘等により開発	■ 研究成果の海外展開等を見据えて開発する場合 ・ 国際標準の獲得等(公共調達や安全規格等の基準作り) ・ 海外に大規模ユーザーが存在することからユーザーニーズを踏まえながら進める	■ 海外の進んだ研究環境を活用して研究を加速化する場合 ・ 優れた海外設備等(研究設備、人員等)を活用 ・ 日本よりも規制緩和等が進んでいる地域でのチャレンジングな技術検証
想定分野: AI、グリーン・エネルギー	想定分野: ロボット、バイオマス	想定分野: スマートグリッド

2. 海外企業等が参加する場合に考慮すべき主な観点

- プロジェクト遂行に海外企業等の参加等が不可欠又は合理的で、日本の経済活性化への貢献が期待されること。
- 海外共同研究等を行う国内企業・大学が法令順守を含む適切な技術管理、知財管理の体制を整備していること。
- 日本及び海外の法令等を遵守し、予見できない事態が生じたときにも適切に対応できる体制が整えられていること。
- 予算執行上のルール・手続きを理解し、円滑に執行できる体制が整えられていること。

45

(2) 国外企業等の参加等の形態

国外企業等の参加等の形態としては、一般的に以下のようなものがある。

＊技術獲得・共創型(いわゆる inbound)及び市場獲得・創出型(いわゆる outbound)のケース

【①委託、再委託】経済産業省又は経済産業省所管の独立行政法人(以下「プロジェクト実施者」という。)やプロジェクトに参加する日本企業等からの委託や請負

【②研究者招聘】研究者の日本の機関等への招聘(機関所属とする)

【③コファンド方式】国外企業等が自らの研究費は自ら確保する「コファンド」方式

【④ライセンス】国外企業等とのライセンス(特許ライセンスを受ける又はライセンスする)等(研究開発には直接参加しない)

＊持帰型(海外研究環境・事業環境の活用)のケース

【⑤対価払い】国外企業等に施設使用料やサービスの対価を支払う形態

(3) 主な留意事項

① 共同研究契約や MOU 締結

技術獲得・共創型(いわゆる inbound)及び市場獲得・創出型(いわゆる outbound)の場合は、プロジェクトの成果の円滑な権利化や活用等を視野に入れ、国外企業等とプロジェクト実施者や参加者との間で、特許等出願の方針やバックグラウンド特許等の扱いも含む共同研究契約や MOU 等を結ぶことも検討すべきである(特許権等の成果の扱いについては後述)。

持帰型(海外研究環境・事業環境の活用)の場合にも、海外の研究拠点の活用などのために国外企業等と共同研究契約や MOU が必要となるパターンもあり得る。その際は、公正な契約等となるよう注意すべきである。

② 技術・ノウハウの不用意な流出への留意

技術獲得・共創型(いわゆる inbound)の場合は、プロジェクトを通じて国外企業等から導入する際、市場獲得・創出型(いわゆる outbound)の場合は、プロジェクトを通じて国外企業等に提供する際(プロジェクトの成果以外のバックグラウンド技術・特許等が含まれる等により)、持帰型(海外研究環境・事業環境の活用)の場合は、施設の利用等を通じて、技術・ノウハウが不用意に漏洩・流出しないよう、注意を要する。

③ 国際標準化への取組

特に技術獲得・共創型(いわゆる inbound)及び市場獲得・創出型(いわゆる outbound)の場合は、早い段階から国際標準化を意識する方がよい場合があると考えられる(標準化については後述)。

④ 海外籍の研究者等の参加

特に技術獲得・共創型(いわゆる inbound)の場合においては、外国籍の研究者やエンジニア等が個人でプロジェクトに参加する形態も考えられる。その場合には、兼職、パートタイム勤務、テレワークなど、雇用・勤務の形態を柔軟に検討すべきである。

3. 国外企業等の選考・採択の基準

プロジェクトに参加する国外企業等、プロジェクトに関連して協力関係を結ぶ国外企業等の選考・採択に関しては、それぞれのプロジェクトの目的や関連する技術動向に応じて適切かつ柔軟に基準を設定すべきであるが、その際には、以下の留意点をすべて満たす必要がある。

- (1) プロジェクトの円滑かつ効率的な遂行において、当該国外企業等の参加等が不可欠又は合理的であり、その参加等により日本の経済活性化に貢献が期待されること。
 - ① 当該国外企業等が、国内企業等は有していない特に優れた技術・ノウハウ、国際市場における影響力又は優れた研究設備等の研究環境・事業環境を有すること（例えば、技術獲得・共創型（いわゆる inbound）、市場獲得・創出型（いわゆる outbound）又は持帰型（海外研究環境・事業環境の活用）のいずれか又は複数のケース等に該当することが具体的に提案されていること。）。
 - ② 当該国外企業等の参加等によって日本の経済活性化への貢献が相当程度見込まれることについて、具体的かつ合理的に説明されていること。
 - ③ 当該国外企業等の参加等が、プロジェクトが目指す事業目的の趣旨に合致していること。
- (2) プロジェクトの原資が日本国民の税負担等によることに鑑み、プロジェクト参加者が意図しない技術漏洩・流出を起こさないように、適切な技術管理・知的財産管理の体制整備等について十分な配慮がなされていること。
- (3) 当該国外企業等が法令を遵守すること、予見できない事態が生じたときには真摯に相談に応じること。
 - ① 日本国内で研究する場合には日本の法令を遵守すること。
 - ② 海外で研究する場合は、海外の法令を遵守すること。
 - ③ 日本と海外の法令の差異によって海外での研究開発成果が日本に移転できないことが判明する等のプロジェクトの趣旨と矛盾する事態が発生した場合には、真摯に協議すること。
- (4) 当該国外企業等が予算執行上の手続きに円滑に応じられること。

4. 知財、成果管理等の在り方

(1) 適切な知財マネジメント

① 知的財産権の帰属等

プロジェクトにおいて生じる成果は、公表・非公表、権利化するか否か等を「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」（平成 27 年 5 月経済産業省）にのっとり、プロジェクト実施者、参加者等の間で戦略的に判断し、適切に管理すべきである。

プロジェクトの成果の社会実装を促進する観点から、委託研究により生じた特許権等の知的財産権¹については、原則として、日本版バイ・ドール制度(産業技術力強化法第 17 条)を適用することとされている²。しかしながら、特に 2(2)【①委託、再委託】の形態による国外企業等との連携等については、公的資金が拠出される国等の研究開発により生じた知的財産権を国外企業等に帰属させた場合、プロジェクトの成果を日本企業等が事業化できない等のおそれがある。このため、プロジェクトの目的や関連する技術動向に応じて、特別な事情のあるものとし、知的財産権について国外企業等と国等(経産省・NEDO)との共有とすることを原則とする³。また、この場合、50%以上の持ち分は国等に帰属するものとする。

② 知的財産権の移転、実施許諾等

日本版バイ・ドール制度の適用状況を把握する観点から、日本版バイ・ドール制度が適用されている日本子会社又は海外子会社から海外親会社への知的財産権の移転、専用実施権の設定等に関しては、随時、事前連絡の上、必要に応じて契約者間の調整を行うことについて、契約において定めておくことが必要である。

また、産業技術力強化法第 17 条に基づき国が公共の利益のために特に必要があるとして求める場合に、当該知的財産権を利用する権利を無償で国に許諾することについても、契約において定めておくことが必要である。

③ 第三者による合併・買収等

また、第三者による日本版バイ・ドール制度が適用されているプロジェクト参加者(国外企業等も含む)の合併⁴・買収に関しては、あらかじめプロジェクト参加者に対して、委託者等にサブライセンス権付き通常実施権を許諾させることにより、プロジェクト参加者が第三者に合併・買収された後においても引き続き、プロジェクトの知財方針

¹ 特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定登録を受ける権利及び育成者権をさす。

² 平成 14 年に策定した知的財産戦略大綱(知的財産戦略会議)において、「国・特殊法人等の委託による研究開発の成果たる知的財産権を受託者に帰属させることができる産業活力再生特別措置法第 30 条(いわゆる日本版バイ・ドール制度)を、特別な事情のあるものを除き、全ての委託研究開発予算について、2002 年度中に適用する。」とされている。

³ 内閣府による戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)や革新的研究開発推進プログラム(ImPACT)においても、戦略的イノベーション創造プログラム運用指針(ガバニングボード 20190329 改正)等に基づき、委託研究により生じた知的財産権について国外企業等は国等(経産省・NEDO 等)と共有とすることとしている。

⁴ 産業技術強化法第 17 条第 1 項第 4 号の「合併又は分割」は、会社法の「合併又は分割」を前提とし、日本国内における国内企業の「合併又は分割」を対象としている。

に従い研究開発の成果の活用を図ることができるように契約において定めておく等の処置をしておくこと。

参考

「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」(平成 27 年 5 月)
経済産業省
一部抜粋(P3, 15 参照)

1.1-1(1)研究成果の事業化の重要性

国の予算により実施される研究開発には、その成果を何らかの形で社会に貢献させていくことが期待されている。純粋な基礎研究を除けば、研究開発は、その成果が将来的にどのような場面で役に立つかを想定して取り組まれるのが一般的であり、研究開発に関わる者は、生み出された技術シーズをいかに事業化に「橋渡し」していくかを考えていくことが重要である。

このため、国の研究開発プロジェクトにおいて知的財産マネジメントを実施するに際しても、研究開発成果を最大限事業化に結び付けることを念頭に置いて運用を行うことが極めて重要となる。

2.2-2-2(9)第三者によるプロジェクト参加者の合併・買収への対応

プロジェクト参加者が第三者により合併・買収された場合、プロジェクトの目的からみて研究開発の成果が十分に活用されないことも想定される。

このため、上記(7)①の2つの観点と同様の観点から、第三者によりプロジェクト参加者が合併・買収された後においても当該フォアグラウンドIPを当該合併・買収後のフォアグラウンドIPの保有者以外の者が実施できるよう、あらかじめ研究開発の委託契約書において担保しておくことを検討する必要がある。

また、あらかじめプロジェクト参加者に対して、委託者等にサブライセンス権付き通常実施権を許諾させることにより、プロジェクト参加者が第三者に合併・買収された後においても引き続き、プロジェクトの知財方針に従い研究開発の成果の活用を図ることができるように処置しておくことも選択肢の一つとして考えられる。

(2) 成果の活用

プロジェクトの成果を有効に活用するため、プロジェクト実施者や参加者等は成果の積極的な広報に努める。

また、プロジェクトにおいて取得したデータは、「委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン」(平成 29 年 12 月経済産業省)に基づき、当該データをオープンにし、活用することが日本の社会課題の解決あるいは産業競争力の

強化につながる場合には、活用を進める。逆に、プロジェクト関係者のみで共有し、流出を防止すべきデータについては、機微技術と同様に管理する。

参考

「委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン」(平成 29 年 12 月)

経済産業省

一部抜粋(P3 参照)

1.1-1(1)研究成果の事業化の重要性

国の研究開発プロジェクトで取得又は収集したデータ(以下「研究開発データ」という。)のマネジメントに際しては、研究開発に関わる者は研究開発成果を最大限事業化に結び付けることを念頭に置いて運用を行うことが重要である。

1.1-1(2)研究開発データの効果的な利活用

研究開発データは、研究開発のプロジェクト参加者の事業化の競争力の強化のためにプロジェクト参加者自らで最大限有効に利活用することが重要である。また、プロジェクト参加者間で研究開発データの取扱いについて事前に検討を行うことも、プロジェクトを効果的かつ円滑に進めるためにも重要である。さらに、研究開発データの性質や事業化の形態によっては、それ以外の者が事業を行うために利活用できるようにすることが適切な場合もある。特に、IOT、AI などの技術の進展とともに、研究開発データの効果的な利活用促進が、我が国の持続的な経済成長等をもたらす重要な鍵であることを鑑み、オープンイノベーションによる価値創造に適したデータ戦略を意識することが重要である。このため、当該研究開発データを秘匿しプロジェクト参加者自ら利活用することでプロジェクト参加者の競争優位を保ち、これが研究開発成果の最大限事業化に資すると見込まれるような場合を除き、他のプロジェクト参加者又はプロジェクト参加者以外の者に対しても研究開発データを提供し、いかにその利活用を促進していくかを考えることも重要である。

(3) 国際標準化

プロジェクトにおいて創出される技術の普及や国際競争力の確保の観点から、プロジェクトの成果の国際標準化を進める。諸外国は国際標準化活動を戦略的に進め、年々その範囲やスピードが増している。このため、プロジェクト実施初期の段階から、標準に関する情報収集や標準化戦略を検討する中で、国際標準提案や規格策定に必要な国外企業等との連携を図る。

(4) 技術流出・漏洩の防止

プロジェクトの成果たる技術については、「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドンス(大学・研究機関用)第三版」(平成 29 年 10 月経済産業省貿易管理部)及び「製造産業における重要技術の情報の適切な管理に関する基準となる考え方の指針(ガイドライン)(初版)」(平成 29 年 4 月経済産業省製造産業局)に沿って、適正に管理する。

また、プロジェクトの再委託先の情報把握を行うこととともに、プロジェクト参加者に対しては、プロジェクト終了後も一定期間有効な守秘義務契約等を用意する。

また、そもそも国の実施する研究開発事業により、軍事転用可能性のある高度な技術が開発された場合に、その技術が流出し、安全保障上の懸念が生じることがないよう、プロジェクトの受託先において、外為法に基づく機微技術管理が徹底されることは重要である。大学や研究機関等、国の研究開発事業に携わる機関は、機微技術管理体制を構築し、実効的な機微技術管理の運用を行うことが求められている。

近年、NEDO 等、一部の国の研究開発プロジェクトの執行機関が、「研究開発事業に係る応募要領(ひな形)」において、外為法に基づく適切な技術管理について、応募にあたっての留意事項として提示しており、国が指定する事業については、契約時に技術管理体制の有無を確認している。これらの動きは、大学や研究機関等の機微技術管理体制構築の後押しとなっている。今後、国の研究開発プロジェクト事業の安全保障貿易管理の要件化又は契約時の確認は全省的に拡充されていく見込みのため、各機関における機微技術管理体制整備の重要性はより高まっている。

参考

「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドンス(大学・研究機関用)第三版」(平成 29 年 10 月) 経済産業省貿易管理部
一部抜粋(P6 参照)

1. (1)安全保障貿易管理の必要性

安全保障貿易管理とは、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的として、武器や軍事転用可能な技術や貨物が、我が国及び国際的な平和と安全を脅かすおそれのある国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐための技術の提供や貨物の輸出の管理を行うことです。

先進国が有する高度な技術や貨物が、大量破壊兵器等(核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイル)を開発等(開発・製造・使用又は貯蔵)している国等に渡ること、また通常兵器が過剰に蓄積されることなどの国際的な脅威を未然に防ぐために、先進国を中心とした枠組みを作って、安全保障貿易管理を推進しています。

「製造産業における重要技術の情報の適切な管理に関する基準となる考え方の指針(ガイドライン)(初版)」(平成 29 年 4 月)

経済産業省製造産業局

一部抜粋(P2 参照)

1. 適切な管理を行うべき技術の情報

本ガイドラインの対象として適切に管理を行うべき情報は、秘密情報の保護ハンドブック(以下「ハンドブック」という。)の秘密情報となる技術情報のうち、民間企業において、ノウハウ等として管理を的確に実施することが必要な情報とする。

(1)重要技術としての評価

民間企業においては、例えば、以下のメルクマールを参考として、個別に技術を評価・判断し、特に民間企業として、その情報の適切な管理を行うべき技術を特定する(以下特定された技術を「重要技術」という。)

i) 製品を分析するだけでは模倣が難しく、技術流出による影響が大きい重要技術に関する情報

ii) その重要技術に関する情報を権利化した場合でも、権利侵害の探知や立証が難しいもの

この技術の評価・判断に当たっては、ハンドブックにおける保有する情報の把握と評価のプロセスを参照し、例えば研究開発の進展に応じて行うなど適切なタイミングで民間企業において行うことを推奨する。

(2)適切に管理を行う重要技術の情報について

1.(1)で特定された重要技術を構成する情報については、紙媒体若しくは電子媒体に記載若しくは記録され、試作品若しくは商品に化体し、又は製造工程そのものを構成する設備の組合せに化体したものなど様々な態様として考えられるが、本ガイドラインでは、例えば、紙媒体若しくは電子媒体に記載若しくは記録がされた情報、試作品に化体した情報又は製造工程(使用する装置や一連の製造プロセスにより構成されるもの及び製造ノウハウなど)の情報を対象とする。

上記の考え方に照らせば、例えば、外部に販売する製品等に化体した重要技術の情報については、本ガイドラインに則して適切な管理を行う対象とする情報には含まれないことになるが、これらの情報については、製造工程等の情報の適切な管理を行いつつ、リバースエンジニアリング対策やブラックボックス化を通じて、重要技術の情報が不用意に流出しないよう適切な措置を講じていくことを推奨する。

(5) 不正行為の防止

国内外を問わず研究費の不正使用・不正受給や研究活動における不正行為には厳正に対処する。

参考

「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成 27 年 1 月 15 日最終改正)

経済産業省

一部抜粋(P2 参照)

第1に、研究資金には研究機関に交付されるものと個々の研究者の研究遂行のためのものがあるが、個人への補助の性格を有するものであっても、その原資が国民の税金である以上、国民の信頼に応えるため、研究費の管理は研究機関の責任において行うべきである、というこれまでの原則を一層徹底することが適当である。

第2に、研究費の管理を委ねられた研究機関の責任者は、自らが不正に関与することがあってはならないのはもちろんのこと、研究費の不正が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、抑止機能のあるような環境・体制の構築を図らなくてはならない。

「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成 27 年 1 月 15 日最終改正)

経済産業省

一部抜粋(P2 参照)

Ⅲ 研究不正行為に関する基本的考え方

1. 研究不正行為に対する基本姿勢

科学技術の研究は、過去からの研究成果の集大成を受け継ぎ、発展させて未来へ受け渡していく営みであり、研究不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであるという意味において、科学そのものに対する背信行為である。また、科学技術の研究は未知への挑戦、知の蓄積・伝承、社会的課題の解決、国民生活の質の向上などに貢献するものとして、社会・国民からの大きな信頼の上に成り立つべきものである。研究不正行為は、国民との社会契約に背き、科学技術の研究の根幹を成す社会的な信頼や負託を失うことにもつながる。

このため、研究不正行為には厳正に対処する必要がある。これらのことを個々の研究者はもとより、研究者コミュニティや研究機関、資金配分機関は理解して、研究不正行為に対して厳しい姿勢で臨まなければならない。

(6) 産学連携におけるリスクマネジメント

プロジェクト参加者は、「大学・国立研究開発法人の外国企業との連携に係るガイドライン-適正なアプローチに基づく連携の促進-(中間とりまとめ)」(令和元年 6 月 21 日内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当))に留意しつつ、産学連携活動の推進に伴うリスクマネジメントに努める。

参考

「大学・国立研究開発法人の外国企業との連携に係るガイドライン-適正なアプローチに基づく連携の促進-(中間とりまとめ)」(令和元年 6 月 21 日)
内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)
一部抜粋(P13 参照)

Ⅲ リスクマネジメント

1. 産学連携活動の推進に伴うリスクマネジメント

外国企業との産学官連携におけるリスクマネジメントは、安全保障貿易管理を主とする法令・規則の遵守に加え、大学・国研等の方針、将来発生しうるリスクや国際連携等におけるレピュテーションを考慮したマネジメントが求められます。例えば、米国の有力大学では、法令で連携を禁止されていないものの、リスク発生が懸念される企業や機関との連携をハイリスクパートナーリングとして扱い、連携活動の際には案件毎に慎重な判断をしています。ここでは、ハイリスクパートナーリングに対し、①非公知である大学の保有する重要技術情報又は知財の流出リスクと、②リスクがあると見られている企業との連携を行うことに対するレピュテーションリスク(評判リスク)への対応を重要視しています。

大学のレピュテーションは、共同研究や研究者の転職動機に大きな影響力を持っており、このマネジメントは、産学官連携の推進、拡大をするために、レピュテーションの棄損を防止する攻めの防衛姿勢ともみることができます。

産学官連携におけるリスクマネジメントは、産学官連携や国際交流の活動を抑制する意図で行われるのではなく、風評被害等による連携の中断や研究者の流出等の損害に結びつくことで産学官連携活動が委縮することを防ぎ、組織及び研究者が産学官連携活動を加速させやすい環境を醸成することにつながることを認識する必要があります。

5. その他

以上は、プロジェクトへの国外企業等の参加に際しての基本的な考え方を示したものであり、今後、具体的な事例の積み重ね等により、変更やより詳細な記述の追記等があり得る。

この基本的な考え方に沿って、プロジェクト実施者は各プロジェクトの公募要項等を策定することになるが、プロジェクトの目的・内容や形態は多種多様であり、プロジェクトを巡る環境も変化することから、国外企業等の参加等の在り方について、ケースバイケースでの判断が求められる場合もあると考えられる。

プロジェクト実施者が判断に迷う場合には、当該プロジェクトの担当部局及び産業技術環境局に個別に相談するものとする。

参考 関連するガイドライン等

(1) 知財マネジメント

○委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン(平成 27 年 5 月経済産業省)

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/ipmanagementguideline_1.pdf

(2) データマネジメント

○委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン(平成 29 年 12 月経済産業省)

<http://www.meti.go.jp/press/2017/12/20171227001/20171227001-1.pdf>

(3) 標準化

○標準化マネジメントガイドライン(平成 31 年 1 月 30 日国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 技術戦略研究センター)

<https://www.nedo.go.jp/content/100887919.pdf>

(4) 技術流出の防止・機微技術管理

○安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)第三版(平成 29 年 10 月経済産業省貿易管理部)

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

○製造産業における重要技術の情報の適切な管理に関する基準の考え方の指針(ガイドライン)(初版)(平成 29 年 4 月経済産業省製造産業局)

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/technology_management/guideline0.pdf

(5) 不正の防止

○公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針(平成 27 年 1 月 15 日最終改正経済産業省)

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/pdf/150115shishin-fuseishiyou.pdf

○研究活動の不正行為への対応に関する指針(平成 27 年 1 月 15 日最終改正経済産業省)

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/pdf/150115shishin-kenkyufusei.pdf

(6) リスクマネジメント

○大学・国立研究開発法人の外国企業との連携に係るガイドライン-適正なアプローチに基づく連携の促進-(中間とりまとめ)(令和元年 6 月 21 日内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当))

<https://www8.cao.go.jp/cstp/openinnovation/procurement/guideline.pdf>

(2) 「国の研究開発プロジェクトにおける国際連携強化に関する基本的な考え方」概要

国の研究開発プロジェクトにおける国際連携強化に関する基本的な考え方

- 公的資金が拠出される国の研究開発においては、日本の経済活性化への貢献を最大化するために、国外企業等の参加等（グローバルイノベーション）を積極的に進める必要。
- 一方で、国外企業等の参加等を促進するに当たっては、日本の経済活性化への貢献に加え、意図しない技術流出・漏洩の防止などにも留意する必要。
- このため、経済産業省の研究開発プロジェクトに関し、以下の3つの観点から基本的な考え方を示したもの。
 - 1 国外企業等の参加等が想定されるプロジェクトの類型等
 - 2 公募等における選考・採択の基準
 - 3 知的財産権の適切な管理等（マネジメント）

1 プロジェクトの類型等

- (1) 技術獲得・共創型（いわゆるinbound）
研究要素の一部について国外企業等が優位である場合、その参加等を得てプロジェクトを実施するケース
- (2) 市場獲得・創出型（いわゆるoutbound）
将来の世界市場の創出や国際標準の獲得等を目指して、国際連携の下に研究開発を実施するケース
- (3) 持帰型（海外研究環境・事業環境の活用）
優れた研究設備・人員等を有する海外の研究拠点の活用等により得られた成果を持ち帰るケース

2 選考・採択の基準

- (1) プロジェクトの円滑かつ効率的な遂行において、当該国外企業等の参加等が不可欠又は合理的であり、その参加等により日本の経済活性化に貢献が期待できること。
- (2) 意図しない技術漏洩・流出を起こさないように、適切な技術管理・知的財産管理の体制整備がなされていること。
- (3) 法令を遵守すること
- (4) 予算執行上の手続きに円滑に応じられること。

3 知財、成果管理等（マネジメント）

- (1) 適切な知財マネジメント
 - ① 知的財産権は、国外企業等と国等との共有を原則とすること（持ち分の50%以上は国等に帰属）。
 - ② 日本子会社等から海外の親会社等に知財を移転する場合、第三者による合併・買収が行われる場合に備えた規定（事前調整やサブライセンス権付き通常実施権の許諾等）を契約に定めること。
- (2) 成果の活用
○プロジェクトの成果の積極的な広報に努めること。
- (3) 国際標準化
○初期の段階から、標準に関する情報収集や標準化戦略を検討する中で、国外企業等との連携を図ること。
- (4) 技術流出・漏洩の防止
○安全保障貿易管理の観点から、関係ガイドライン等に沿って適正な機微技術管理を行うこと。
- (5) 不正行為の防止
○研究費の不正使用・不正受給等に厳正に対処すること。
- (6) 産学官連携におけるリスクマネジメント
○関係ガイドライン等に留意しつつ、リスクマネジメントに努めること。

経済産業省 平成31年度産業技術調査事業

国の研究開発プロジェクトにおける
グローバルオープンイノベーションに向けた
国際共同研究の在り方に関する調査
報 告 書

2020年2月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
〒105-8501 東京都港区虎ノ門五丁目11番2号
電話：03-6733-3426 FAX：03-6733-1029